

令和元年度

板橋区環境白書

(資料編)

令和2年3月



「エコポリス板橋」環境都市宣言

豊かな自然 澄んだ空気 静かでやすらぎのある暮らしは 私たちすべての区民の願いです

板橋区には みどりや水の豊かな自然やいきいきとしたまちなみなど 誇れる環境が残されています

しかし 近年の盛んな都市生活は かつての良好な環境を徐々に失わせ さらに地球環境をも悪化させています

環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながら かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいくことが 私たちに課せられた責務です

私たち板橋区民は 真に快適な環境を創造するために 人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指していくことをここに宣言します

- 1 私たちは 毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し 地球市民として行動します
- 2 私たちは リサイクルの推進やエネルギーの節約に努め 地球の資源を大切にします
- 3 私たちは みどりや水 空気を大切に守り 様々な生物が共に生きていける環境づくりに努めます

平成五年四月一日

はじめに

今日私たちを取り巻く環境問題は、大気・水質の汚染といった従来からの問題に加え、地球温暖化や廃棄物・資源循環、更には生物多様性の保全など多岐にわたっています。それらの問題を解決し、脱炭素社会や循環型社会を実現していくためには、省エネルギーやごみの発生抑制など、私たち一人ひとりの取り組みやライフスタイルの変革が重要になります。

これまでも区民・団体・事業者の皆様のご協力により、環境美化活動や環境保護活動など様々な活動が行われ、区内の環境改善に大きな成果をあげてきました。板橋区では環境の現状に加え、区民の皆様一人ひとりの環境行動が推進されるような情報を提供することを目的として、「板橋区環境白書」を発行しています。

環境白書は、これまでの環境に関する取り組みの成果や環境の現状について取りまとめたもので、本編は2年に1回、資料編は毎年発行しています。令和元年度は本編及び資料編を発行します。

この資料編は、平成30年度の各種環境調査の結果及びこれまで蓄積された経年のデータなどを、具体的数値を用いて詳細に整理したものです。

「令和元年度板橋区環境白書（本編）」とともに、区民の皆様の環境問題に対する理解と環境行動の一助になれば幸いです。

令和2年3月

板橋区資源環境部

目 次

I 大 気

- 1 大気監視システム 1
- 2 大気測定結果の経年変化 7
- 3 大気環境調査 23

II 水 質

- 1 水質調査 30
- 2 生物調査 42

III 騒音・振動

- 1 自動車公害移動調査結果 43
- 2 環境監視システム常時測定結果 44
- 3 鉄道公害 45

IV 参考資料

- 1 大気 46
- 2 水質 48
- 3 騒音・振動 52
- 4 環境基準・要請限度等 55
- 5 条例・要綱等 59

I 大気

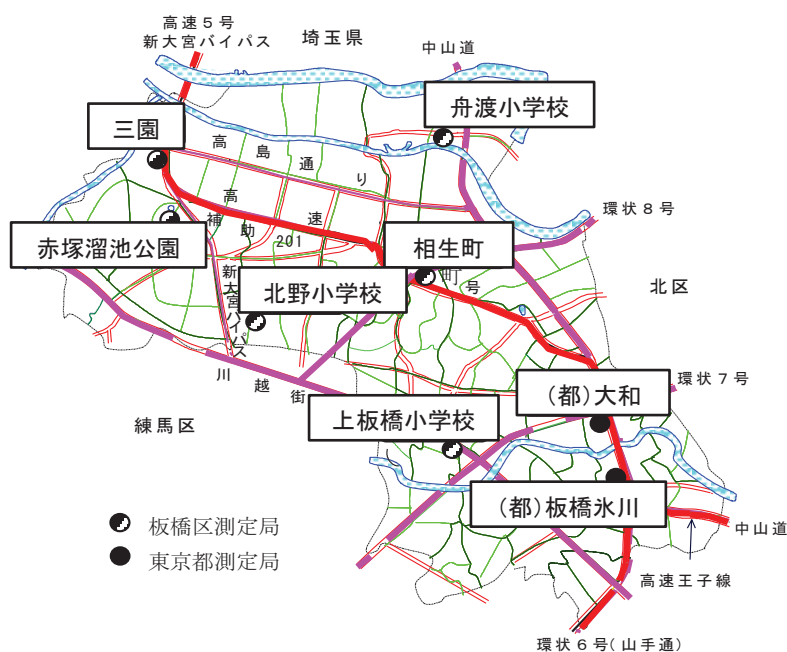
1 大気監視システム

(1) 板橋区環境監視システム常時測定室と測定項目（平成30年4月現在）

測定種別	測定室	用途地域	所在地	二酸化硫黄	オキシダント	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	一酸化炭素	微小粒子状物質	騒音	風向・風速	温度・湿度	測定開始年度
一般環境	赤塚溜池公園	一種低層	赤塚5-35-27(赤塚溜池公園内)		◎	◎	◎						S53
	舟渡小学校	工業	舟渡3-6-15(舟渡小学校内)		◎	◎	◎				◎	◎	S53
	北野小学校	一種中高	徳丸3-23-1(北野小学校内)		◎	◎	◎				◎	◎	S52
	上板橋小学校	一種中高	東山町47-3(上板橋小学校内)		◎	◎	◎				◎		S54
	(都)板橋氷川	一種住居	氷川町13-1(板橋第一小学校内)		◎	◎	◎		◎		◎	◎	S44
道路沿道	上板橋小学校	近隣商業	東山町48先(川越街道沿道)				◎			◎			S54
	三園	準住居	三園1-47先(三園歩道橋下)	◎		◎	◎	◎		◎			H4
	相生町	近隣商業	板橋区相生町16先			◎	◎		◎	◎			H25
	(都)大和	商業	大和町14(地下鉄駅舎上)			◎	◎	◎	◎				S47

※ (都)板橋氷川及び(都)大和は、東京都が板橋区内に設置した常時測定局。この資料集に掲載した(都)板橋区氷川町及び(都)大和のデータは都のデータを基に板橋区が集計したものです。

※ (都)板橋氷川測定室：板橋第一小学校改築工事のため、平成22年10月に休止し、平成22年12月よりいたばし総合ボランティアセンター(本町24)に仮移転して測定していましたが、平成28年4月に改築工事が終了し、元の場所に戻りました。



※ (大和・板橋氷川)は東京都の測定局です。

■ 常時測定室配置図

(2) 常時測定結果(区内の環境基準達成状況の推移)

○:環境基準以下 ×:環境基準を超えている -:測定無し

年度	二酸化窒素 (NO ₂)					浮遊粒子状物質 (SPM)					オキシダント (O _x)					二酸化硫黄 (SO ₂)					一酸化炭素 (CO)					微小粒子状物質 (PM _{2.5})					
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	
一般環境	赤塚溜池公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	舟渡小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北野小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上板橋小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(都)板橋氷川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	○	○	○	○
道路沿道	西台中学校前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上板橋小学校	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三 園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
	相生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	○	○	○	○
	(都)大和	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×

※ 「(都)板橋氷川」及び「(都)大和」は、東京都の常時測定局

※平成25年度に西台中学校前測定室は相生町測定室に移設しました。

(3) 平成30年度 環境基準達成状況

○:環境基準以下 ×:環境基準を超えている -:測定無し

項目	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)			オキシダント (O _x)		二酸化硫黄 (SO ₂)		一酸化炭素 (CO)		微小粒子状物質 (PM _{2.5})			
	単位:(ppm)			単位:(mg/m ³)			単位:(ppm)		単位:(ppm)		単位:(ppm)		単位:(μg/m ³)			
	日平均値の98%値	1時間値の年平均値	環境基準の達成状況	日平均値の2%除外値	1時間値の年平均値	環境基準の達成状況	1時間値の年平均値	環境基準の達成状況	日平均値の2%除外値	環境基準の達成状況	日平均値の2%除外値	環境基準の達成状況	日平均値の98%値	年平均値	環境基準の達成状況	
一般環境	赤塚溜池公園	0.037	0.016	○	0.043	0.018	○	0.030	×	-	-	-	-	-	-	-
	舟渡小学校	0.049	0.021	○	0.044	0.018	○	0.031	×	-	-	-	-	-	-	-
	北野小学校	0.040	0.015	○	0.046	0.019	○	0.032	×	-	-	-	-	-	-	-
	上板橋小学校	0.041	0.017	○	0.041	0.018	○	0.031	×	-	-	-	-	-	-	-
	(都)板橋氷川	0.039	0.017	○	0.053	0.020	○	0.031	×	-	-	-	-	31.5	13.8	○
道路沿道	上板橋小学校	0.046	0.023	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三 園	0.046	0.025	○	0.041	0.017	○	-	-	0.002	○	0.6	○	-	-	-
	相生町	0.046	0.023	○	0.041	0.019	○	-	-	-	-	-	-	29.6	11.7	○
	(都)大和	0.054	0.033	○	0.038	0.018	○	-	-	-	-	0.7	○	35.7	16.0	×

※ オキシダントの値は、昼間値(5時~20時)の値です。

(4)全国ワースト自動車排出ガス測定局経年結果

①二酸化窒素の1日平均値の年間98%値の上位測定局

(単位: ppm)

順位	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1位	測定局	玉川通り上馬	環七通り松原橋	環七通り松原橋	環七通り松原橋	環七通り松原橋	環七通り松原橋	環七通り松原橋	環七通り松原橋	環七通り松原橋	環七通り松原橋
	結果	0.078	0.076	0.073	0.072	0.073	0.065	0.063	0.070	0.063	0.065
2位	測定局	環七通り松原橋 東京都大田区	納屋 三重県四日市市	池上新田公園前 神奈川県川崎市	池上新田公園前 神奈川県川崎市	池上新田公園前 神奈川県川崎市	玉川通り上馬 東京都世田谷区	池上新田公園前 神奈川県川崎市	池上新田公園前 神奈川県川崎市	池上新田公園前 神奈川県川崎市	武庫川 兵庫県尼崎市
	結果	0.077	0.071	0.068	0.064	0.066	0.063	0.061	0.059	0.057	0.058
3位	測定局	中山道大和町 東京都板橋区	中山道大和町 東京都板橋区	玉川通り上馬 東京都世田谷区	松戸上本郷 千葉県松戸市	玉川通り上馬 東京都世田谷区	黒崎測定所 福岡県北九州市	玉川通り上馬 東京都世田谷区	玉川通り上馬 東京都世田谷区	玉川通り上馬 東京都世田谷区	中山道大和町 東京都板橋区
	結果	0.073	0.070	0.067	0.060	0.061	0.062	0.059	0.058	0.056	0.057

中山道大和町交差点における全国順位

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
日平均98%値	0.070	0.070	0.062	0.059	0.059	0.060	0.058	0.057	0.053	0.057
全国ワースト順位	3位	3位	6位	7位	5位	5位	4位	4位	4位	3位

環境基準 1時間値の1日平均値が0.04 ppm から0.06 ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。

評価方法 1日平均値の年間98%値を環境基準と比較する。

②微小粒子状物質(PM_{2.5})の年平均値の上位測定局

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

順位	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1位	測定局	—	—	大平	長津	長津	長津	水道町自排局	水道町自排局	水道町自排局	水道町自排局
	結果	—	—	21.0	22.6	22.5	23.5	22.0	20.1	19.1	18.2
2位	測定局	—	—	戸田美女木自排	大橋	新森小町小学校	元塩公園	中山道大和町	北粉浜小学校	福石	北粉浜小学校
	結果	—	—	18.7	22.0	21.5	21.6	21.0	18.9	17.4	17.6
3位	測定局	—	—	二子	青葉台	美原丹上	薩摩川内	長津	福石	松戸上本郷(車)	長津
	結果	—	—	18.3	19.7	21.2	20.9	21.0	18.4	16.9	17.5
総測定局数		—	—	12	51	123	198	220	227	229	224

中山道大和町交差点における全国順位

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
年平均値	—	—	—	19.1	17.2	19.7	21.0	18.0	16.0	15.8
全国ワースト順位	—	—	—	—	—	10位	2位	7位	順位外	順位外

環境基準 1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

評価方法 長期基準として1年平均値を環境基準と比較する。

(5)平成30年度 大気測定結果

単位:ppm

二酸化硫黄【沿道】（環境基準値0.04ppm）	三園
有効測定日数	360
測定時間	8565
1時間値の平均値	0.001
1時間値の最高値	0.006
日平均値の平均値	0.001
日平均値の最高値	0.002
1時間値>0.1ppm 時間数	0
日平均値>0.04ppm 日数	0
日平均値>0.04ppm 2日以上連続の有無	無
長期評価 日平均値>0.04ppm 日数	0
日平均値 2%除外値	0.002

単位:ppm

二酸化窒素【沿道】（環境基準値0.06ppm）	上板橋	三園	相生町	(都)大和
有効測定日数	364	359	363	358
測定時間	8663	8564	8666	8495
1時間値の平均値	0.023	0.025	0.023	0.033
1時間値の最高値	0.082	0.079	0.08	0.111
日平均値の平均値	0.023	0.025	0.023	0.033
1時間値>0.2ppm 時間数	0	0	0	0
0.1≤1時間値≤0.2ppm 時間数	0	0	0	1
日平均値>0.06ppm 日数	0	0	0	1
0.04≤日平均値≤0.06ppm 日数	19	34	22	118
98%評価 日平均値>0.06ppm 日数	0	0	0	0
日平均値 98%値	0.046	0.046	0.046	0.054

単位:ppm

二酸化窒素【一般】（環境基準値0.06ppm）	赤塚	舟渡	北野	上板橋	(都)板橋氷川
有効測定日数	364	364	364	364	357
測定時間	8667	8666	8662	8664	8477
1時間値の平均値	0.016	0.021	0.015	0.017	0.017
1時間値の最高値	0.07	0.135	0.078	0.083	0.076
日平均値の平均値	0.016	0.021	0.015	0.017	0.017
1時間値>0.2ppm 時間数	0	0	0	0	0
0.1≤1時間値≤0.2ppm 時間数	0	20	0	0	0
日平均値>0.06ppm 日数	0	0	0	0	0
0.04≤日平均値≤0.06ppm 日数	5	27	8	11	6
98%評価 日平均値>0.06ppm 日数	0	0	0	0	0
日平均値 98%値	0.037	0.049	0.04	0.041	0.039

単位: ppm

一酸化窒素【沿道】	上板橋	三園	相生町	(都)大和
有効測定日数	364	359	363	358
測定時間	8663	8564	8666	8495
1時間値の平均値	0.012	0.015	0.016	25
1時間値の最高値	0.16	0.262	0.233	0.243

単位: ppm

一酸化窒素【一般】	赤塚	舟渡	北野	上板橋	(都)板橋氷川
有効測定日数	364	364	364	364	357
測定時間	8667	8666	8662	8664	8477
1時間値の平均値	0.004	0.008	0.004	0.005	0.004
1時間値の最高値	0.189	0.191	0.158	0.151	0.155

単位: mg/m³

浮遊粒子状物質【沿道】 (環境基準値0.1mg/m ³)	三園	相生町	(都)大和
有効測定日数	358	363	354
測定時間	8611	8714	8507
1時間値の平均値	0.017	0.019	0.018
1時間値の最高値	0.122	0.103	0.089
1時間値>0.2mg/m ³ 時間数	0	0	0
日平均値>0.1mg/m ³ 日数	0	0	0
日平均値>0.1mg/m ³ 2日以上連続の有無	無	無	無
長期評価 日平均値>0.1mg/m ³ 日数	0	0	0
日平均値 2%除外値	0.041	0.041	0.038

単位: mg/m³

浮遊粒子状物質【一般】 (環境基準値0.1mg/m ³)	赤塚	舟渡	北野	上板橋	(都)板橋氷川
有効測定日数	360	363	363	363	354
測定時間	8664	8710	8710	8711	8507
1時間値の平均値	0.018	0.018	0.019	0.018	0.018
1時間値の最高値	0.109	0.114	0.109	0.141	0.089
1時間値>0.2mg/m ³ 時間数	0	0	0	0	0
日平均値>0.1mg/m ³ 日数	0	0	0	0	0
日平均値>0.1mg/m ³ 2日以上連続の有無	無	無	無	無	無
長期評価 日平均値>0.1mg/m ³ 日数	0	0	0	0	0
日平均値 2%除外値	0.043	0.044	0.046	0.041	0.038

単位: ppm

オキシダント【一般】(環境基準値0.06ppm)	赤塚	舟渡	北野	上板橋	(都)板橋水川
昼間の有効測定日数	363	363	362	363	355
昼間の測定時間	5433	5436	5424	5430	5327
昼間の1時間値の平均値	0.03	0.031	0.032	0.031	0.031
昼間の1時間値の最高値	0.13	0.153	0.141	0.138	0.148
昼間の1時間値>0.06ppm 日数	72	83	87	69	78
昼間の1時間値>0.06ppm 時間数	380	449	482	349	402
昼間の1時間値 \geq 0.12ppm 日数	3	7	4	4	4
昼間の1時間値 \geq 0.12ppm 時間数	3	11	8	7	8
昼間の日最高1時間値 平均値	0.046	0.048	0.049	0.046	0.046

単位: ppm

一酸化炭素【沿道】(環境基準値10ppm)	三園	(都)大和
有効測定日数	360	360
測定時間	8568	8564
1時間値の平均値	0.3	0.4
1時間値の最高値	2.2	1.8
日平均値の平均値	0.3	0.4
8時間平均値>20ppm 回数	0	0
日平均値>10ppm 日数	0	0
日平均値>10ppm 2日以上連続の有無	無	無
長期評価 日平均値>10ppm 日数	0	0
日平均値 2%除外値	0.6	0.7

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

微小粒子状物質 (環境基準値 年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 日平均値の98%値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$)	相生	(都)板橋水川	(都)大和
有効測定日数	363	358	358
測定時間	8712	8607	8607
1時間値の最高値	12	168	69
日平均値の平均値	11.7	13.8	16
日平均値の最高値	37	42	46.2
日平均値> $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 日数	1	3	9
98%評価 日平均値> $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 日数	0	0	2
日平均値 98%値	29.6	31.5	35.7

2 大気測定結果の経年変化

(1) 二酸化窒素(NO₂)

① 日平均値の98%値(一般環境測定室)

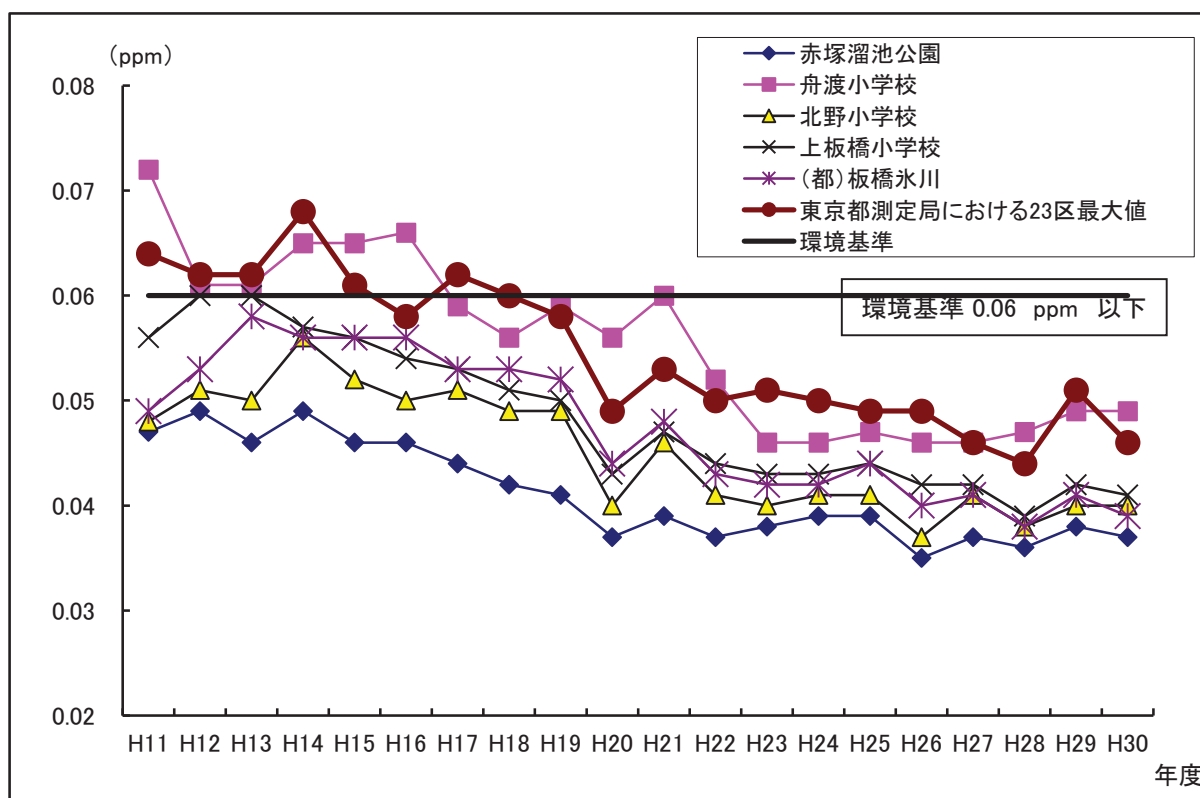
単位(ppm)

種別	測定室\年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
一般環境	赤塚溜池公園	0.047	0.049	0.046	0.049	0.046	0.046	0.044	0.042	0.041	0.037
	舟渡小学校	0.072	0.061	0.061	0.065	0.065	0.066	0.059	0.056	0.059	0.056
	北野小学校	0.048	0.051	0.050	0.056	0.052	0.050	0.051	0.049	0.049	0.040
	上板橋小学校	0.056	0.060	0.060	0.057	0.056	0.054	0.053	0.051	0.050	0.043
	(都)板橋氷川	0.049	0.053	0.058	0.056	0.056	0.056	0.053	0.053	0.052	0.044
	23区最大値	0.064	0.062	0.062	0.068	0.061	0.058	0.062	0.060	0.058	0.049

種別	測定室\年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般環境	赤塚溜池公園	0.039	0.037	0.038	0.039	0.039	0.035	0.037	0.036	0.038	0.037
	舟渡小学校	0.060	0.052	0.046	0.046	0.047	0.046	0.046	0.047	0.049	0.049
	北野小学校	0.046	0.041	0.040	0.041	0.041	0.037	0.041	0.038	0.040	0.040
	上板橋小学校	0.047	0.044	0.043	0.043	0.044	0.042	0.042	0.039	0.042	0.041
	(都)板橋氷川	0.048	0.043	0.042	0.042	0.044	0.040	0.041	0.038	0.041	0.039
	23区最大値	0.053	0.050	0.051	0.050	0.049	0.049	0.046	0.044	0.051	0.046

※ 23区最大値とは、東京都環境局が管理する大気測定局における測定結果の最大値です。

日平均値の98%値(一般環境測定室)経年変化グラフ



(1) 二酸化窒素(NO₂)

② 日平均値の98%値(道路沿道測定室)

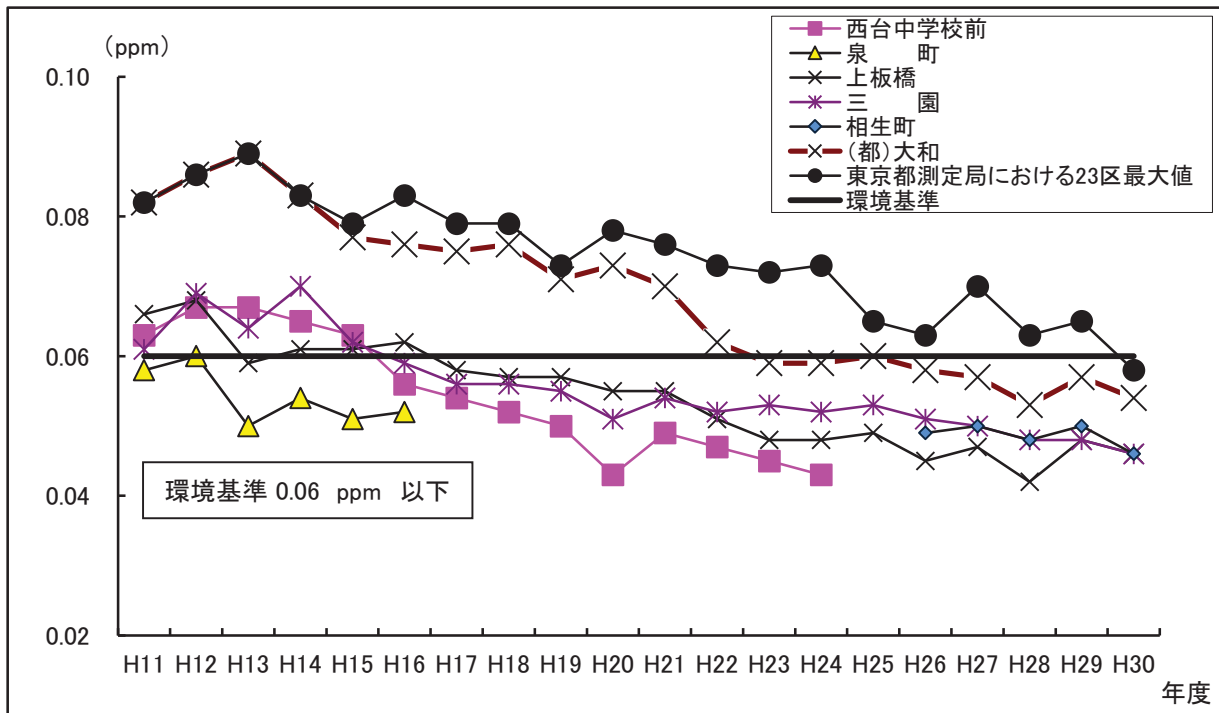
単位(ppm)

種別	測定室／年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
道路沿道	西台中学校前	0.063	0.067	0.067	0.065	0.063	0.056	0.054	0.052	0.050	0.043
	泉 町	0.058	0.060	0.050	0.054	0.051	0.052	-	-	-	-
	上板橋	0.066	0.068	0.059	0.061	0.061	0.062	0.058	0.057	0.057	0.055
	三 園	0.061	0.069	0.064	0.070	0.062	0.059	0.056	0.056	0.055	0.051
	相生町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(都)大和	0.082	0.086	0.089	0.083	0.077	0.076	0.075	0.076	0.071	0.073
	23区最大値	0.082	0.086	0.089	0.083	0.079	0.083	0.079	0.079	0.073	0.078

種別	測定室／年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
道路沿道	西台中学校前	0.049	0.047	0.045	0.043	-	-	-	-	-	-
	泉 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上板橋	0.055	0.051	0.048	0.048	0.049	0.045	0.047	0.042	0.048	0.046
	三 園	0.054	0.052	0.053	0.052	0.053	0.051	0.050	0.048	0.048	0.046
	相生町	-	-	-	-	-	0.049	0.050	0.048	0.050	0.046
	(都)大和	0.070	0.062	0.059	0.059	0.060	0.058	0.057	0.053	0.057	0.054
	23区最大値	0.076	0.073	0.072	0.073	0.065	0.063	0.070	0.063	0.065	0.058

※ 23区最大値とは、東京都環境局が管理する大気測定局における測定結果の最大値です。

日平均値の98%値(道路沿道測定室)経年変化グラフ



(1) 二酸化窒素(NO₂)

③ 1時間値の年平均値(一般環境測定室)

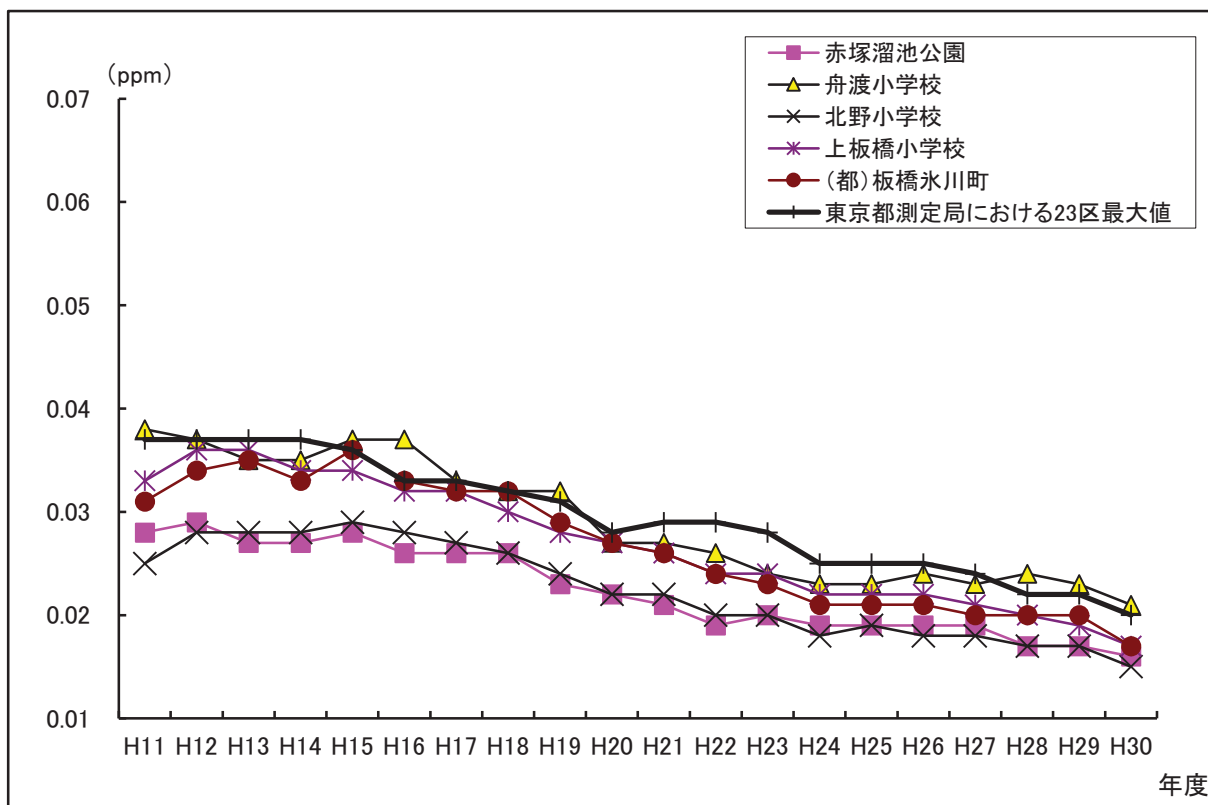
単位(ppm)

種別	測定室／年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
一般環境	赤塚溜池公園	0.028	0.029	0.027	0.027	0.028	0.026	0.026	0.026	0.023	0.022
	舟渡小学校	0.038	0.037	0.035	0.035	0.037	0.037	0.033	0.032	0.032	0.027
	北野小学校	0.025	0.028	0.028	0.028	0.029	0.028	0.027	0.026	0.024	0.022
	上板橋小学校	0.033	0.036	0.036	0.034	0.034	0.032	0.032	0.030	0.028	0.027
	(都)板橋氷川町	0.031	0.034	0.035	0.033	0.036	0.033	0.032	0.032	0.029	0.027
	23区最大値	0.037	0.037	0.037	0.037	0.036	0.033	0.033	0.032	0.031	0.028

種別	測定室／年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般環境	赤塚溜池公園	0.021	0.019	0.020	0.019	0.019	0.019	0.019	0.017	0.017	0.016
	舟渡小学校	0.027	0.026	0.024	0.023	0.023	0.024	0.023	0.024	0.023	0.021
	北野小学校	0.022	0.020	0.020	0.018	0.019	0.018	0.018	0.017	0.017	0.015
	上板橋小学校	0.026	0.024	0.024	0.022	0.022	0.022	0.021	0.020	0.019	0.017
	(都)板橋氷川町	0.026	0.024	0.023	0.021	0.021	0.021	0.020	0.020	0.020	0.017
	23区最大値	0.029	0.029	0.028	0.025	0.025	0.025	0.024	0.022	0.022	0.020

※ 23区最大値とは、東京都環境局が管理する大気測定局における測定結果の最大値です。

1時間値の年平均値(一般環境測定室)経年変化グラフ



※ 年平均値に関しては環境基準値なし

(1) 二酸化窒素(NO₂)

④ 1時間値の年平均値(道路沿道測定室)

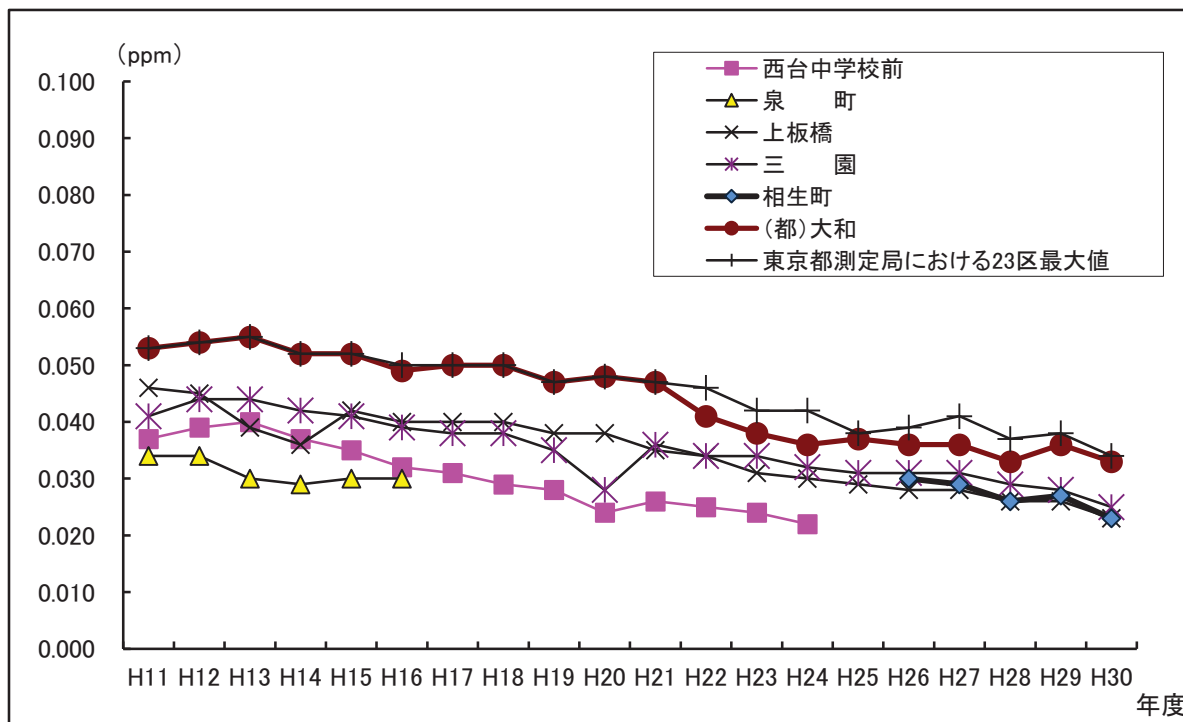
単位(ppm)

種別	測定室／年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
道路沿道	西台中学校前	0.037	0.039	0.040	0.037	0.035	0.032	0.031	0.029	0.028	0.024
	泉 町	0.034	0.034	0.030	0.029	0.030	0.030	-	-	-	-
	上板橋	0.046	0.045	0.039	0.036	0.042	0.040	0.040	0.040	0.038	0.038
	三 園	0.041	0.044	0.044	0.042	0.041	0.039	0.038	0.038	0.035	0.028
	相生町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(都)大和	0.053	0.054	0.055	0.052	0.052	0.049	0.050	0.050	0.047	0.048
	23区最大値	0.053	0.054	0.055	0.052	0.052	0.050	0.050	0.050	0.047	0.048

種別	測定室／年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
道路沿道	西台中学校前	0.026	0.025	0.024	0.022	-	-	-	-	-	-
	泉 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上板橋	0.035	0.034	0.031	0.030	0.029	0.028	0.028	0.026	0.026	0.023
	相生町	-	-	-	-	-	-	0.029	0.026	0.027	0.023
	三 園	0.036	0.034	0.034	0.032	0.031	0.031	0.031	0.029	0.028	0.025
	(都)大和	0.047	0.041	0.038	0.036	0.037	0.036	0.036	0.033	0.036	0.033
	23区最大値	0.047	0.046	0.042	0.042	0.038	0.039	0.041	0.037	0.038	0.034

※ 23区最大値とは、東京都環境局が管理する大気測定局における測定結果の最大値です。

1時間値の年平均値(道路沿道測定室)経年変化グラフ



※ 年平均値に関しては環境基準値なし

(1) 二酸化窒素(NO₂)

⑤ 日平均値が0.04ppm以上の日数

単位(日数)

種別	測定室/年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
一般環境	赤塚溜池公園	50	51	24	32	31	27	20	24	16	4
	舟渡小学校	164	149	120	119	146	145	94	88	99	34
	北野小学校	34	52	53	57	59	55	41	40	29	11
	上板橋小学校	100	127	134	114	105	86	70	61	40	24
	(都)板橋氷川	76	134	120	104	152	112	81	94	58	25
道路沿道	西台中学校前	150	166	177	134	130	100	83	61	51	20
	泉 町	108	109	58	47	61	53	—	—	—	—
	上板橋	274	262	181	144	222	205	212	209	185	170
	三 園	208	231	240	229	218	183	177	173	123	60
	相生町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(都)大和	288	302	316	282	300	262	279	285	273	273

種別	測定室/年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般環境	赤塚溜池公園	5	2	5	7	6	5	4	5	6	5
	舟渡小学校	60	40	30	28	29	26	28	39	32	33
	北野小学校	22	14	8	11	10	6	9	5	10	8
	上板橋小学校	27	22	20	15	16	13	12	5	12	11
	(都)板橋氷川	31	18	16	15	15	8	9	6	6	10
道路沿道	西台中学校前	36	31	24	17	2	—	—	—	—	—
	泉 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上板橋	129	112	73	58	53	31	30	23	29	19
	三 園	143	130	125	102	85	84	84	57	51	34
	相生町	—	—	—	—	—	55	50	33	37	22
	(都)大和	258	203	178	153	158	156	146	118	154	118

⑥ 日平均値が0.06ppmを超えた日数

単位(日数)

種別	測定室/年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
一般環境	赤塚溜池公園	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	舟渡小学校	30	12	8	12	15	16	5	2	7	2
	北野小学校	1	0	1	5	1	0	2	0	1	0
	上板橋小学校	2	5	6	5	2	1	4	2	0	0
	(都)板橋氷川	0	2	5	5	3	2	4	2	0	0
道路沿道	西台中学校前	11	20	27	14	12	3	4	1	2	0
	泉 町	3	4	1	4	2	2	—	—	—	—
	上板橋	35	30	5	8	10	9	5	4	2	1
	三 園	11	28	21	23	10	4	3	3	2	0
	相生町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(都)大和	125	128	108	113	84	77	65	82	50	64

種別	測定室/年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般環境	赤塚溜池公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	舟渡小学校	7	3	0	0	1	0	0	1	1	2
	北野小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上板橋小学校	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	(都)板橋氷川	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
道路沿道	西台中学校前	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
	泉 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上板橋	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	三 園	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	相生町	—	—	—	—	—	0	0	0	1	0
	(都)大和	53	10	3	5	7	2	2	0	1	0

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

① 日平均値の2%除外値 (一般環境測定室)

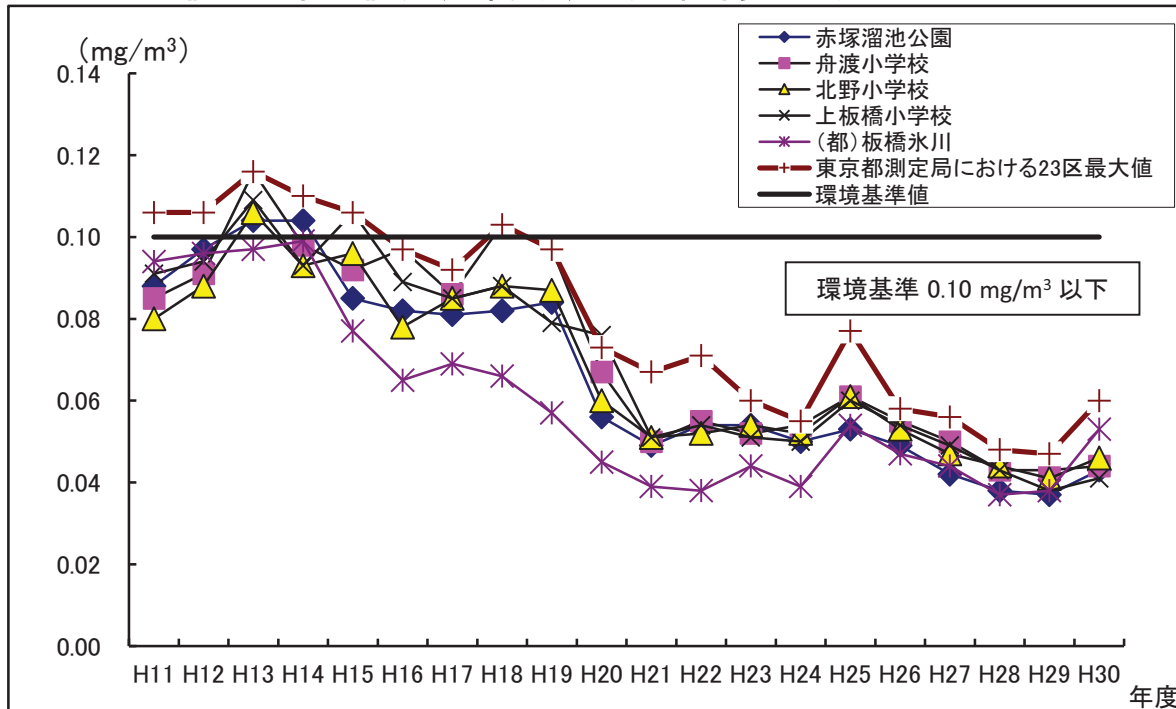
単位 (mg/m³)

種別	測定室/年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
一般環境	赤塚溜池公園	0.088	0.097	0.104	0.104	0.085	0.082	0.081	0.082	0.084	0.056
	舟渡小学校	0.085	0.091	0.116	0.098	0.092	0.097	0.086	0.103	0.097	0.067
	北野小学校	0.080	0.088	0.106	0.093	0.096	0.078	0.085	0.088	0.087	0.060
	上板橋小学校	0.091	0.094	0.109	0.093	0.106	0.089	0.085	0.088	0.079	0.076
	(都)板橋氷川	0.094	0.096	0.097	0.099	0.077	0.065	0.069	0.066	0.057	0.045
	23区最大値	0.106	0.106	0.116	0.110	0.106	0.097	0.092	0.103	0.097	0.073

種別	測定室/年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般環境	赤塚溜池公園	0.049	0.054	0.054	0.050	0.053	0.049	0.042	0.038	0.037	0.043
	舟渡小学校	0.050	0.055	0.052	0.054	0.061	0.055	0.050	0.043	0.043	0.044
	北野小学校	0.051	0.052	0.054	0.052	0.061	0.053	0.047	0.044	0.041	0.046
	上板橋小学校	0.051	0.054	0.051	0.050	0.060	0.054	0.049	0.043	0.038	0.041
	(都)板橋氷川	0.039	0.038	0.044	0.039	0.054	0.047	0.044	0.037	0.038	0.053
	23区最大値	0.067	0.071	0.060	0.055	0.077	0.058	0.056	0.048	0.047	0.060

※ 23区最大値とは、東京都環境局が管理する大気測定局における測定結果の最大値です。

日平均値の2%除外値 (一般環境測定室) の経年変化グラフ



(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

② 日平均値の2%除外値 (道路沿道測定室)

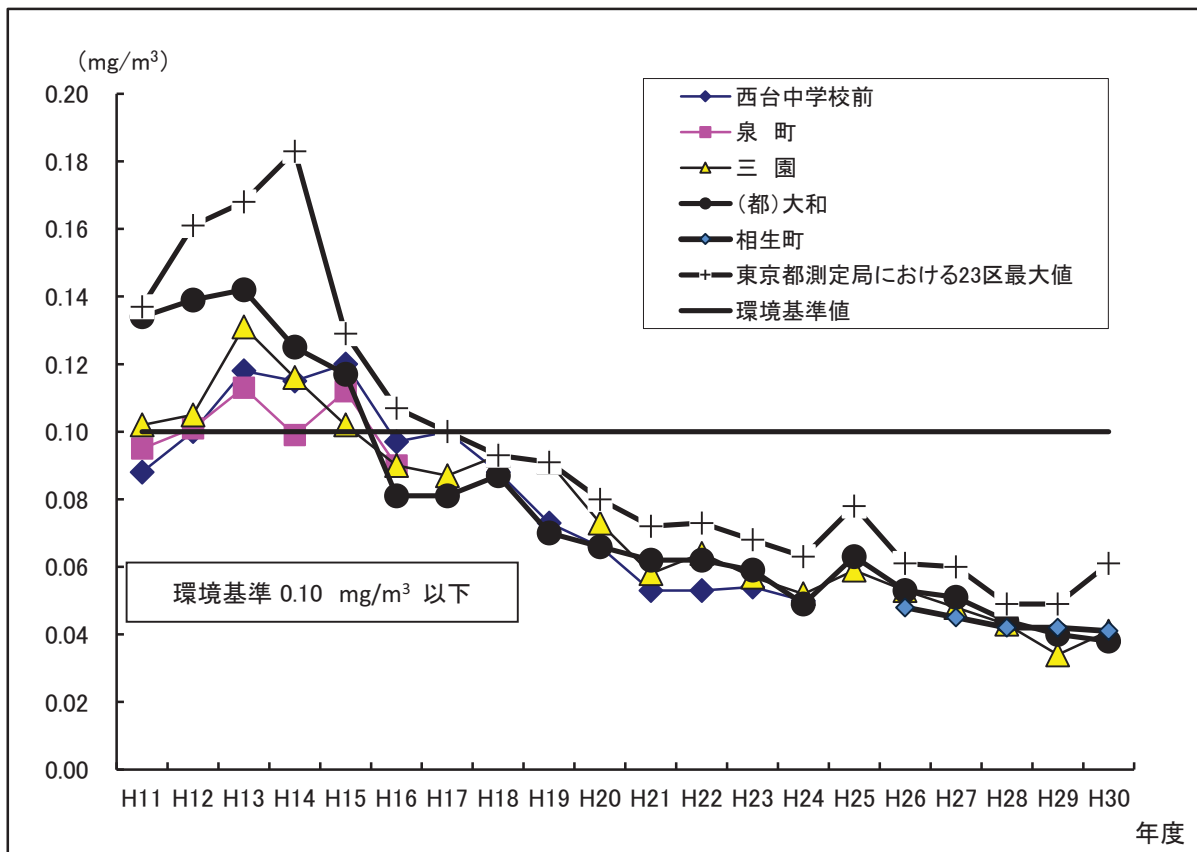
単位 (mg/m³)

種別	測定室／年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
道路沿道	西台中学校前	0.088	0.100	0.118	0.115	0.120	0.097	0.100	0.088	0.073	0.066
	泉 町	0.095	0.101	0.113	0.099	0.112	0.090	-	-	-	-
	三 園	0.102	0.105	0.131	0.116	0.102	0.090	0.087	0.093	0.091	0.073
	相生町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(都)大和	0.134	0.139	0.142	0.125	0.117	0.081	0.081	0.087	0.070	0.066
	23区最大値	0.137	0.161	0.168	0.183	0.129	0.107	0.100	0.093	0.091	0.080

種別	測定室／年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
道路沿道	西台中学校前	0.053	0.053	0.054	0.050	-	-	-	-	-	-
	泉 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三 園	0.058	0.064	0.057	0.052	0.059	0.053	0.048	0.043	0.034	0.041
	相生町	-	-	-	-	-	0.048	0.045	0.042	0.042	0.041
	(都)大和	0.062	0.062	0.059	0.049	0.063	0.053	0.051	0.044	0.040	0.038
	23区最大値	0.072	0.073	0.068	0.063	0.078	0.061	0.060	0.049	0.049	0.061

※ 23区最大値とは、東京都環境局が管理する大気測定局における測定結果の最大値です。

日平均値の2%除外値 (道路沿道測定室) の経年変化グラフ



(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

③ 1時間値の年平均値 (一般環境測定室)

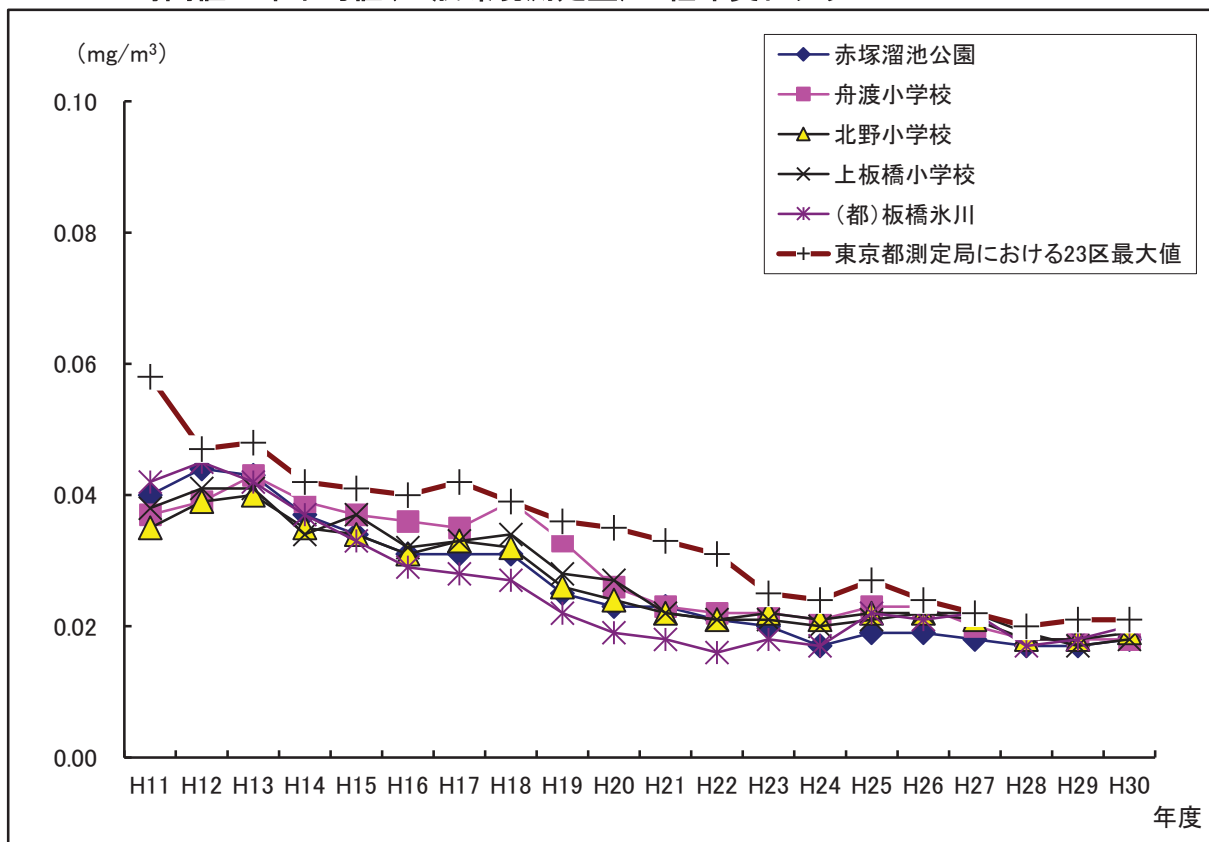
単位 (mg/m³)

種別	測定室/年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
一般環境	赤塚溜池公園	0.040	0.044	0.043	0.037	0.034	0.031	0.031	0.031	0.025	0.023
	舟渡小学校	0.037	0.039	0.043	0.039	0.037	0.036	0.035	0.039	0.033	0.026
	北野小学校	0.035	0.039	0.040	0.035	0.034	0.031	0.033	0.032	0.026	0.024
	上板橋小学校	0.038	0.041	0.041	0.034	0.037	0.032	0.033	0.034	0.028	0.027
	(都)板橋氷川	0.042	0.045	0.042	0.037	0.033	0.029	0.028	0.027	0.022	0.019
	23区最大値	0.058	0.047	0.048	0.042	0.041	0.040	0.042	0.039	0.036	0.035

種別	測定室/年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般環境	赤塚溜池公園	0.023	0.021	0.020	0.017	0.019	0.019	0.018	0.017	0.017	0.018
	舟渡小学校	0.023	0.022	0.022	0.021	0.023	0.023	0.020	0.018	0.018	0.018
	北野小学校	0.022	0.021	0.022	0.021	0.022	0.022	0.021	0.018	0.018	0.019
	上板橋小学校	0.022	0.021	0.021	0.020	0.021	0.022	0.022	0.019	0.017	0.018
	(都)板橋氷川	0.018	0.016	0.018	0.017	0.022	0.021	0.022	0.017	0.018	0.020
	23区最大値	0.033	0.031	0.025	0.024	0.027	0.024	0.022	0.020	0.021	0.021

※ 23区最大値とは、東京都環境局が管理する大気測定局における測定結果の最大値です。

1時間値の年平均値 (一般環境測定室)の経年変化グラフ



※ 年平均値に関しては環境基準値なし

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

④ 1時間値の年平均値 (道路沿道測定室)

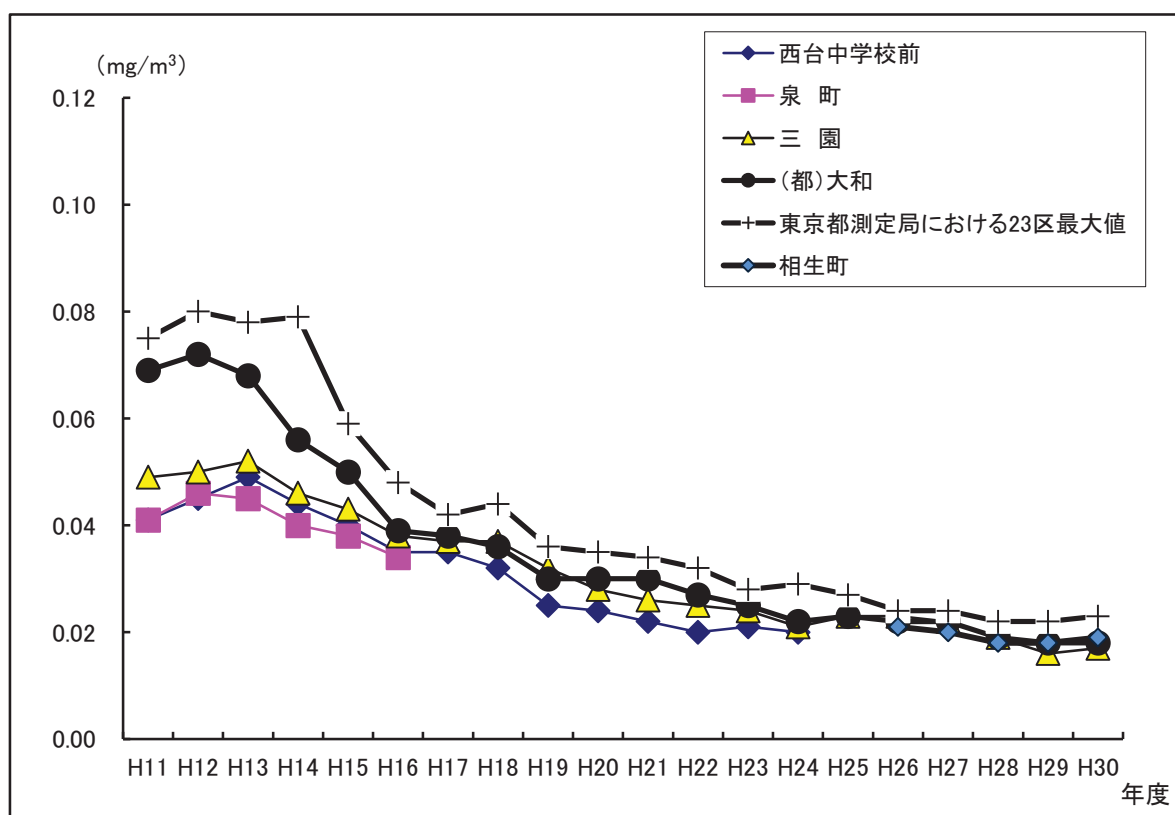
単位 (mg/m³)

種別	測定室／年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
道路沿道	西台中学校前	0.041	0.045	0.049	0.044	0.040	0.035	0.035	0.032	0.025	0.024
	泉 町	0.041	0.046	0.045	0.040	0.038	0.034	-	-	-	-
	三 園	0.049	0.050	0.052	0.046	0.043	0.038	0.037	0.037	0.032	0.028
	相生町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(都)大和	0.069	0.072	0.068	0.056	0.050	0.039	0.038	0.036	0.030	0.030
	23区最大値	0.075	0.080	0.078	0.079	0.059	0.048	0.042	0.044	0.036	0.035

種別	測定室／年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
道路沿道	西台中学校前	0.022	0.020	0.021	0.020	-	-	-	-	-	-
	泉 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三 園	0.026	0.025	0.024	0.021	0.023	0.023	0.022	0.019	0.016	0.017
	相生町	-	-	-	-	-	0.021	0.020	0.018	0.018	0.019
	(都)大和	0.030	0.027	0.025	0.022	0.023	0.022	0.022	0.019	0.018	0.018
	23区最大値	0.034	0.032	0.028	0.029	0.027	0.024	0.024	0.022	0.022	0.023

※ 23区最大値とは、東京都環境局が管理する大気測定局における測定結果の最大値です。

1時間値の年平均値 (道路沿道測定室)の経年変化グラフ



※ 年平均値に関しては環境基準値なし

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

⑤ 日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数

単位(日数)

種別	測定室/年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
一般環境	赤塚溜池公園	3	5	10	8	3	3	3	3	1	0
	舟渡小学校	4	2	14	4	4	6	1	11	6	0
	北野小学校	2	3	9	3	4	1	2	4	1	0
	上板橋小学校	4	5	9	2	10	3	2	2	6	3
	(都)板橋氷川	4	5	5	7	2	0	0	0	0	0
道路沿道	西台中学校前	5	7	13	15	13	7	7	2	1	0
	泉 町	5	8	13	7	8	4	—	—	—	—
	三 園	8	10	16	16	8	4	3	5	4	0
	相生町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(都)大和	44	56	44	24	12	2	1	2	0	0

種別	測定室/年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般環境	赤塚溜池公園	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	舟渡小学校	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	北野小学校	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	上板橋小学校	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	(都)板橋氷川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路沿道	西台中学校前	0	0	1	0	—	—	—	—	—	—
	泉 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	三 園	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	相生町	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
	(都)大和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥ 1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数

単位(時間数)

種別	測定室/年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
一般環境	赤塚溜池公園	6	14	37	8	13	2	0	8	4	0
	舟渡小学校	5	7	34	5	1	10	0	27	14	0
	北野小学校	6	4	28	0	5	0	0	8	6	0
	上板橋小学校	11	8	25	0	15	15	0	2	17	12
	(都)板橋氷川	7	5	14	1	3	0	0	0	0	0
道路沿道	西台中学校前	6	5	41	10	40	26	12	4	6	0
	泉 町	7	7	40	8	22	12	—	—	—	—
	三 園	10	8	84	11	10	11	0	10	17	8
	相生町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(都)大和	54	99	147	22	21	2	0	0	0	0

種別	測定室/年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般環境	赤塚溜池公園	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	舟渡小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北野小学校	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
	上板橋小学校	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
	(都)板橋氷川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路沿道	西台中学校前	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
	泉 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	三 園	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0
	相生町	—	—	—	—	—	0	1	0	0	0
	(都)大和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

⑦ 浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準適合率

単位 (日数%)

種別	測定室/年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
一般環境	赤塚溜池公園	99.2	98.6	97.3	97.7	99.2	99.2	99.2	99.2	99.7	100.0
	舟渡小学校	98.9	99.5	96.9	98.9	98.9	98.3	99.7	97.0	98.3	100.0
	北野小学校	99.4	99.2	97.5	99.2	98.9	99.7	99.5	98.9	99.7	100.0
	上板橋小学校	98.9	98.6	97.5	99.5	97.3	99.2	99.4	99.4	98.4	99.4
	(都)板橋氷川	100.0	100.0	99.3	98.0	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	23区達成率	22/28	27/28	8/28	11/28	8/28	28/28	28/28	26/27	27/27	27/27
道路沿道	西台中学校前	98.1	98.1	96.4	95.9	96.4	98.1	98.1	99.5	99.7	100.0
	泉町	98.6	97.8	96.4	98.0	97.8	98.9	—	—	—	—
	三園	97.8	97.2	95.5	95.6	97.8	98.9	99.2	98.6	98.9	100.0
	相生町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(都)大和	88.2	82.8	86.7	94.3	96.7	99.4	99.7	99.4	100.0	100.0
	23区達成率	14/26	6/26	0/25	0/26	0/25	24/25	25/25	25/25	25/25	25/25

種別	測定室/年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般環境	赤塚溜池公園	100.0	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	舟渡小学校	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	北野小学校	99.7	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	上板橋小学校	100.0	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(都)板橋氷川	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	23区達成率	28/28	27/27	28/28	28/28	27/28	28/28	28/28	28/28	28/28	28/28
道路沿道	西台中学校前	100.0	100.0	99.7	100.0	—	—	—	—	—	—
	泉町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	三園	99.7	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	相生町	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(都)大和	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	23区達成率	26/26	26/26	25/26	26/26	24/26	26/26	26/26	26/26	26/26	25/25

※ 23区達成率とは、東京都環境局が管理する大気測定局における環境基準の達成率です。

(3)オキシダント(Ox)

① 1時間値の年平均値(昼間値)

単位(ppm)

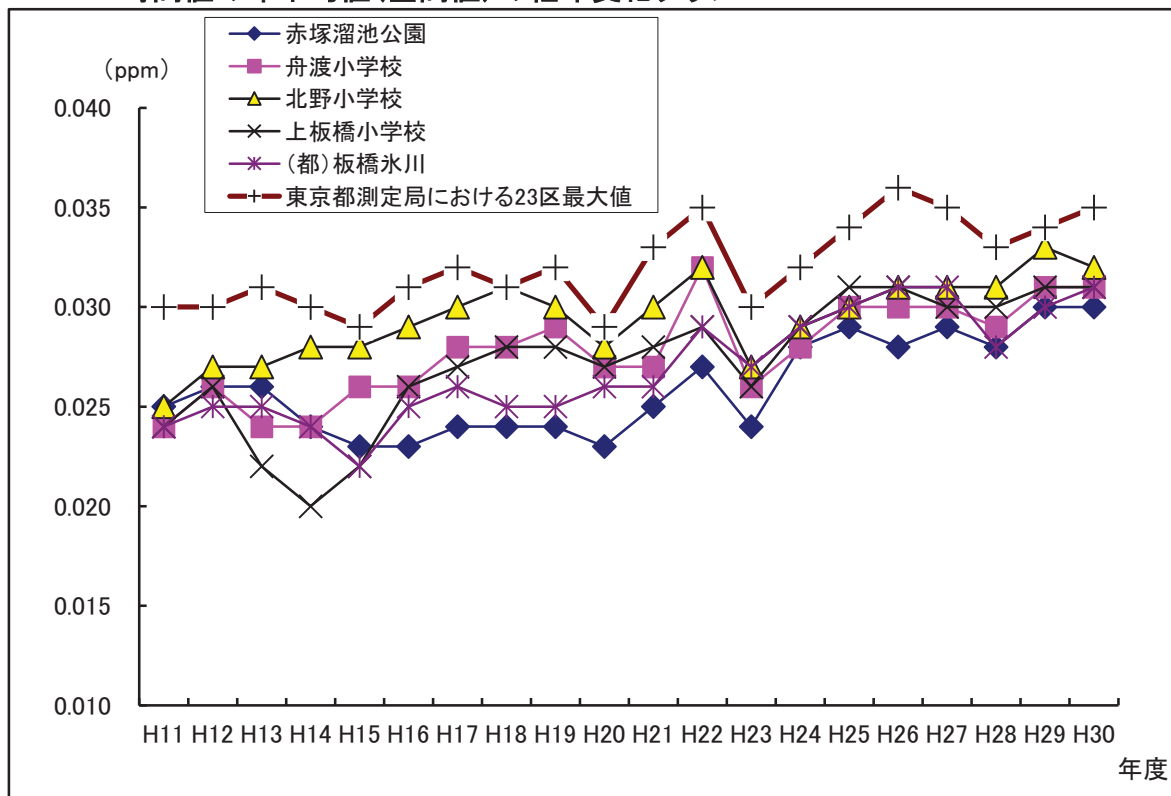
種類	測定室／年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
一般環境	赤塚溜池公園	0.025	0.026	0.026	0.024	0.023	0.023	0.024	0.024	0.024	0.023
	舟渡小学校	0.024	0.026	0.024	0.024	0.026	0.026	0.028	0.028	0.029	0.027
	北野小学校	0.025	0.027	0.027	0.028	0.028	0.029	0.030	0.031	0.030	0.028
	上板橋小学校	0.024	0.026	0.022	0.020	0.022	0.026	0.027	0.028	0.028	0.027
	(都)板橋氷川	0.024	0.025	0.025	0.024	0.022	0.025	0.026	0.025	0.025	0.026
	23区最大値	0.030	0.030	0.031	0.030	0.029	0.031	0.032	0.031	0.032	0.029

種類	測定室／年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般環境	赤塚溜池公園	0.025	0.027	0.024	0.028	0.029	0.028	0.029	0.028	0.030	0.030
	舟渡小学校	0.027	0.032	0.026	0.028	0.030	0.030	0.030	0.029	0.031	0.031
	北野小学校	0.030	0.032	0.027	0.029	0.030	0.031	0.031	0.031	0.033	0.032
	上板橋小学校	0.028	0.029	0.026	0.029	0.031	0.031	0.030	0.030	0.031	0.031
	(都)板橋氷川	0.026	0.029	0.027	0.029	0.030	0.031	0.031	0.028	0.030	0.031
	23区最大値	0.033	0.035	0.030	0.032	0.034	0.036	0.035	0.033	0.034	0.035

※ 昼間値:5:00~20:00の測定値

※ 23区最大値とは、東京都環境局が管理する大気測定局における測定結果の最大値です。

1時間値の年平均値(昼間値)の経年変化グラフ



※ 年平均値に関しては環境基準値なし

(3)オキシダント(Ox)

② 1時間値の最大値(昼間値)

単位(ppm)

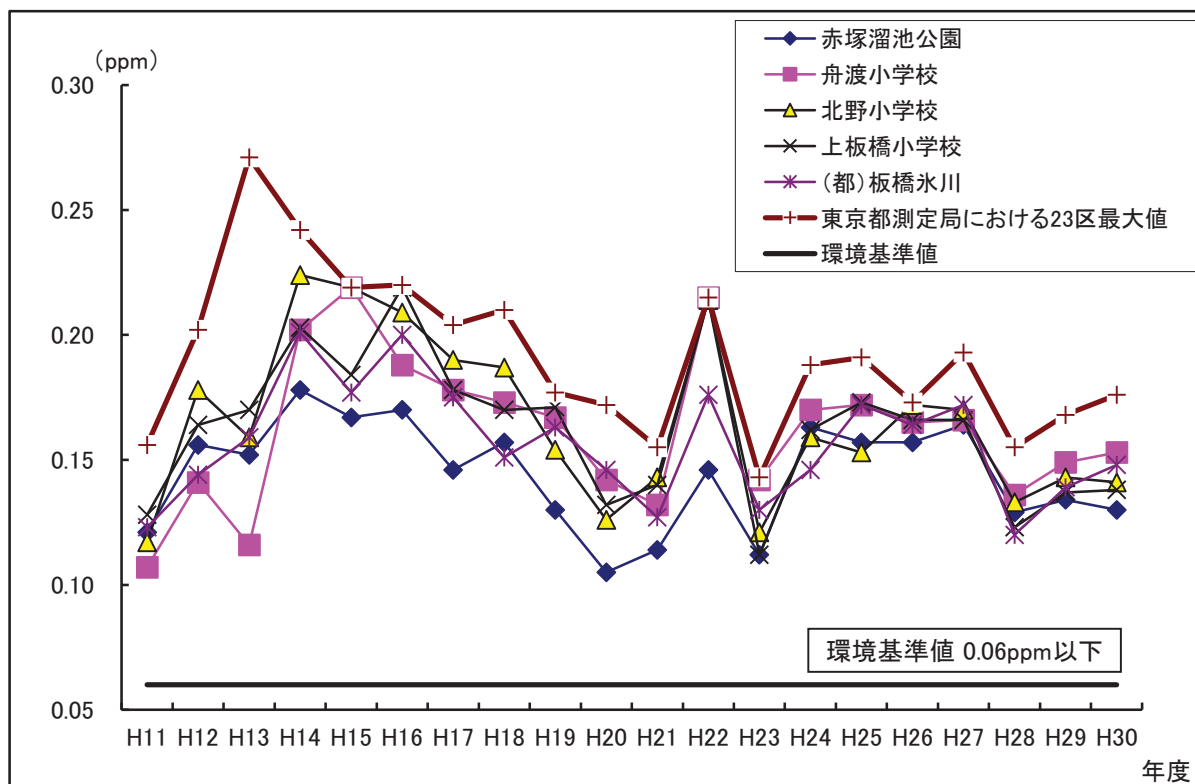
種類	測定室／年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
一般環境	赤塚溜池公園	0.121	0.156	0.152	0.178	0.167	0.170	0.146	0.157	0.130	0.105
	舟渡小学校	0.107	0.141	0.116	0.202	0.219	0.188	0.178	0.173	0.167	0.142
	北野小学校	0.117	0.178	0.159	0.224	0.219	0.209	0.190	0.187	0.154	0.126
	上板橋小学校	0.128	0.164	0.170	0.203	0.184	0.219	0.178	0.170	0.171	0.132
	(都)板橋氷川	0.123	0.144	0.159	0.201	0.177	0.200	0.175	0.151	0.163	0.146
	23区最大値	0.156	0.202	0.271	0.242	0.219	0.220	0.204	0.210	0.177	0.172

種類	測定室／年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般環境	赤塚溜池公園	0.114	0.146	0.112	0.163	0.157	0.157	0.164	0.129	0.134	0.130
	舟渡小学校	0.132	0.215	0.142	0.170	0.172	0.165	0.166	0.136	0.149	0.153
	北野小学校	0.143	0.214	0.121	0.159	0.153	0.172	0.170	0.133	0.143	0.141
	上板橋小学校	0.140	0.214	0.112	0.162	0.173	0.166	0.166	0.123	0.137	0.138
	(都)板橋氷川	0.127	0.176	0.130	0.146	0.172	0.164	0.172	0.120	0.139	0.148
	23区最大値	0.155	0.215	0.143	0.188	0.191	0.173	0.193	0.155	0.168	0.176

※ 昼間値:5:00~20:00の測定値

※ 23区最大値とは、東京都環境局が管理する大気測定局における測定結果の最大値です。

1時間値の最大値(昼間値)の経年変化グラフ



(3)オキシダント(Ox)

③ 1時間値(昼間値)が0.06ppmを超えた日数

単位(日数)

種類	測定室/年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
環境	赤塚溜池公園	89	94	107	80	66	72	72	69	70	56
	舟渡小学校	65	78	74	66	86	92	94	94	94	84
	北野小学校	68	95	105	102	96	100	104	100	101	90
	上板橋小学校	82	92	83	51	58	86	76	81	83	84
	(都)板橋氷川	75	84	78	66	54	77	76	70	65	77

種類	測定室/年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
環境	赤塚溜池公園	59	69	64	67	81	84	79	62	78	72
	舟渡小学校	77	111	68	70	91	91	79	75	89	83
	北野小学校	98	109	65	68	75	96	92	78	91	87
	上板橋小学校	71	87	60	54	86	89	77	67	76	69
	(都)板橋氷川	71	60	63	61	86	92	83	63	76	78

※ 昼間値:5:00~20:00の測定値

④ 1時間値(昼間値)が0.06ppmを超えた時間数

単位(時間数)

種類	測定室/年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
環境	赤塚溜池公園	396	491	486	401	335	322	290	265	334	207
	舟渡小学校	256	334	294	291	403	450	476	448	502	407
	北野小学校	285	473	478	551	473	547	558	515	554	416
	上板橋小学校	363	439	376	225	258	400	390	377	435	378
	(都)板橋氷川	317	354	337	310	213	365	372	294	338	353

種類	測定室/年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
環境	赤塚溜池公園	273	322	247	275	367	393	388	258	258	380
	舟渡小学校	379	624	315	288	451	469	402	307	307	449
	北野小学校	518	606	290	299	364	495	459	353	353	482
	上板橋小学校	360	417	240	259	396	430	383	263	263	349
	(都)板橋氷川	345	353	273	252	401	461	385	246	338	402

(3)オキシダント(Ox)

⑤ 環境基準達成率

単位(日数%)

種類	測定室／年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
一般環境	赤塚溜池公園	75.5	73.9	70.2	78.0	81.8	80.5	80.2	80.8	80.8	84.4
	舟渡小学校	81.5	77.4	79.3	81.9	76.3	74.7	74.1	74.1	74.2	76.9
	北野小学校	80.5	73.7	70.7	72.9	73.5	72.5	71.3	72.5	72.0	75.2
	上板橋小学校	77.3	74.5	77.0	85.9	84.0	76.4	79.1	77.7	76.9	76.5
	(都)板橋氷川	78.5	74.0	76.8	80.6	85.0	78.8	77.4	79.7	80.4	76.9
	区部達成数	0/24	0/24	0/24	0/24	0/24	0/24	0/24	0/24	0/23	0/23

種類	測定室／年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般環境	赤塚溜池公園	83.7	81.0	82.4	81.4	77.7	76.9	78.3	82.1	77.3	77.5
	舟渡小学校	78.8	69.4	81.3	80.6	75.1	75.1	78.4	79.5	79.9	75.6
	北野小学校	72.9	70.0	82.1	81.2	79.5	73.7	74.9	78.6	79.3	75.1
	上板橋小学校	80.4	76.0	83.4	85.0	76.4	75.6	79.0	81.6	83.7	79.2
	(都)板橋氷川	78.9	79.2	82.7	83.2	77.5	74.6	77.3	82.7	83.7	79.1
	区部達成数	0/24	0/23	0/24	0/24	0/24	0/24	0/24	0/24	0/24	0/24

⑥ 光化学スモッグの注意報等の発令回数及び被害届出者数の経年変化

単位(回数, 人)

年 度		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
予 報		0	5	2	6	2	6	7	7	5	1
学校情報	都 内	29	40	31	37	25	33	40	30	30	34
	区西部	7	27	27	23	16	22	25	22	22	16
注意報	都 内	5	23	23	19	8	18	22	17	17	19
	区西部	1	13	13	14	5	14	16	12	11	6
警 報	都 内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
被害届出者数	都 内	0	16	52	410	12	159	247	2	0	94
	板橋区内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
予 報		0	5	0	2	11	5	8	0	5	4
学校情報	都 内	20	38	19	16	28	28	25	15	17	22
	区西部	10	22	13	9	16	11	18	6	9	16
注意報	都 内	7	20	9	4	17	9	14	5	6	9
	区西部	4	11	5	3	8	3	11	2	5	4
警 報	都 内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
被害届出者数	都 内	0	18	0	0	2	0	0	0	0	0
	板橋区内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 板橋区は平成9年度までは中部地域であったが、平成10年度から区西部地域に変更

(4) 気象及び雨量

① 雨量の月間推移(保健所屋上)

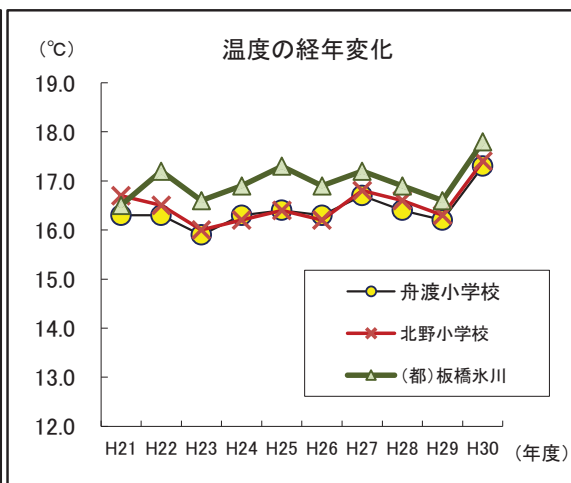
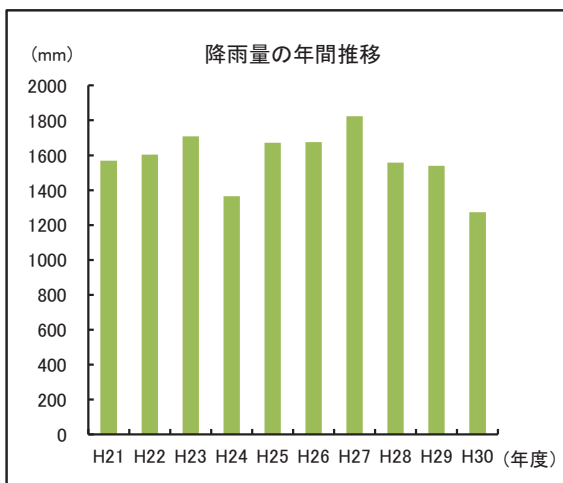
単位(mm)

年度/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通期
H21年度	148.0	227.0	170.0	65.0	232.0	28.0	272.0	152.0	77.0	9.0	106.0	83.0	1569.0
H22年度	190.5	111.5	104.5	203.5	26.0	380.0	223.5	28.5	154.0	1.0	123.5	57.0	1603.5
H23年度	68.0	276.0	116.5	54.5	247.5	364.5	125.5	108.5	69.0	54.0	72.0	152.5	1708.5
H24年度	99.0	284.0	215.0	145.5	7.5	168.0	116.0	153.0	58.5	53.5	30.0	35.5	1365.5
H25年度	279.5	54.0	169.0	80.0	150.5	223.3	399.5	8.0	67.5	18.5	150.0	71.0	1670.8
H26年度	129.0	88.0	434.5	119.5	136.5	38.5	370.0	96.5	46.0	81.0	54.5	81.5	1675.5
H27年度	117.0	72.0	159.5	223.0	135.5	449.0	226.0	135.0	78.5	100.5	46.0	82.5	1824.5
H28年度	73.0	83.5	150.0	170.5	447.5	281.0	59.0	127.0	58.5	23.0	16.5	69.0	1558.5
H29年度	100.5	46.5	62.0	72.0	200.5	211.0	543.0	35.0	13.0	29.0	18.0	208.5	1539.0
H30年度	77.0	146.5	131.5	134.0	52.0	429.5	67.5	52.0	39.0	12.0	32.0	101.0	1274.0

② 気象の経年変化

項目	測定室/年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
温度(°C)	舟渡小学校	16.9	16.5	16.8	15.9	15.7	15.7	15.7	16.3	16.3	16.3
	北野小学校	16.2	15.8	16.2	16.0	15.4	15.4	15.7	16.3	16.1	16.2
	(都)板橋氷川	16.6	16.6	16.6	15.7	16.3	16.3	15.9	16.4	16.6	17.0
湿度(%)	舟渡小学校	62.0	64.0	64.0	64.0	72.0	72.0	71.0	71.0	70.0	74.0
	北野小学校	62.0	64.0	60.0	62.0	63.0	63.0	59.0	62.0	61.0	63.0
	(都)板橋氷川	64.0	57.0	63.0	64.0	72.0	72.0	67.0	68.0	66.0	70.0
風速(m/s)	舟渡小学校	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
	北野小学校	2.6	2.4	2.2	2.5	2.3	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4
	泉 町	2.3	2.1	1.7	2.2	2.1	2.1	2.0	-	-	-
	上板橋小学校	2.6	2.3	2.0	2.1	2.3	2.3	2.2	2.2	2.3	2.2
	(都)板橋氷川	2.1	2.0	1.9	2.0	2.0	2.0	1.9	1.8	1.8	1.5

項目	測定室/年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
温度(°C)	舟渡小学校	16.3	16.3	15.9	16.3	16.4	16.3	16.7	16.4	16.2	17.3
	北野小学校	16.7	16.5	16.0	16.2	16.4	16.2	16.8	16.6	16.3	17.4
	(都)板橋氷川	16.5	17.2	16.6	16.9	17.3	16.9	17.2	16.9	16.6	17.8
湿度(%)	舟渡小学校	70.0	69.0	72.0	71.0	71.0	72.0	72.0	71.0	72.0	71.0
	北野小学校	62.0	67.0	70.0	69.0	68.0	70.0	70.0	69.0	70.0	69.0
	(都)板橋氷川	71.0	68.0	67.0	64.0	60.0	60.0	64.0	65.0	66.0	66.0
風速(m/s)	舟渡小学校	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	1.9	1.8	2.0	1.9	2.1
	北野小学校	2.3	2.2	2.3	2.4	2.4	2.2	2.1	2.3	2.2	2.5
	泉 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上板橋小学校	2.3	2.2	2.2	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.4
	(都)板橋氷川	1.2	1.5	1.8	1.9	1.8	1.6	1.6	1.3	1.2	1.3



3 大気環境調査

(1) 浮遊粒子状物質調査

① 平成30年度浮遊粒子状物質の調査結果

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ピレン類は ng/m^3 、アスベストは f/l)

調査地点 項目	板橋第八小学校屋上				北野小学校測定室				舟渡小学校測定室			
	春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季
粉じん	13	40	28	60	12	36	29	51	13	38	32	57
鉄	0.33	1.7	0.48	1.6	0.19	1.1	0.43	1.4	0.29	1.1	0.55	2.6
マンガン	0.014	0.031	0.019	0.061	0.008	0.022	0.013	0.043	0.012	0.023	0.017	0.063
亜鉛	0.1	0.21	0.074	0.17	0.09	0.098	0.056	0.14	0.11	0.11	0.058	0.15
鉛	0.0041	0.0150	0.0096	0.011	0.0032	0.018	0.009	0.0099	0.0034	0.01	0.014	0.011
クロム	0.0031	0.0073	tr(0.0016)	0.0086	tr(0.0014)	0.0049	tr(0.0017)	0.007	tr(0.0018)	0.0058	tr(0.0019)	0.011
ニッケル	tr(0.0013)	0.0053	<0.0005	0.0035	tr(0.0005)	0.0038	<0.0005	0.002	tr(0.0012)	0.0049	<0.0005	0.0054
銅	0.18	0.23	0.11	0.19	0.22	0.16	0.16	0.11	0.2	0.16	0.085	0.18
カドミウム	0.00011	0.0002	0.00029	0.00054	0.000086	0.00013	0.00023	0.00025	0.000089	0.00022	0.00036	0.00036
バナジウム	0.00079	0.014	0.0016	0.0046	0.00054	0.0097	0.0018	0.0041	0.00072	0.013	0.002	0.0050
硝酸イオン	1.1	1.4	2.3	7.6	1.2	1	2.2	5.3	1.2	1.3	2.4	5.4
硫酸イオン	1	6.1	3.8	3.7	1.1	4.9	4	2.8	1.2	5.5	4.9	2.6
塩素イオン	0.071	0.054	0.47	0.67	0.036	0.028	0.38	0.43	0.046	0.025	0.6	0.61
アンモニウムイオン	0.29	0.82	1.1	2.4	0.3	0.82	1	1.8	0.37	0.58	1	1.6
元素状炭素	1.1		2.3		1.1		2.4		1.1		2.3	
有機性炭素	2.4		2.1		2.0		3.3		2		4	
ベンゾ[a]ピレン	0.068		0.05		0.044		0.051		0.049		0.065	
ベンゾ[k]フルオランテン	0.029		0.037		0.018		0.05		0.022		0.041	
ベンゾ[g,h,i]ペリレン	0.094		0.10		0.052		0.1		0.11		0.12	
アスベスト	0.22	不検出	0.21	0.21	0.1	0.57	0.21	0.21	不検出	不検出	0.43	0.31

※ $\text{mg}=(1/1000)\text{g}$ $\mu\text{g}=(1/10^6)\text{g}$ $\text{ng}=(1/10^9)\text{g}$ $\text{pg}=(1/10^{12})\text{g}$

<は検出下限値未満を表す。tr()は検出下限値以上定量下限値未満を表し、()内に測定値を示す。

② 平成30年度有害大気汚染物質の調査結果

単位($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査地点 項目	板橋第八小学校屋上					北野小学校屋上					環境基準
	春季	夏季	秋季	冬季	平均	春季	夏季	秋季	冬季	平均	
ジクロロメタン	1.1	1.7	1.4	2.6	1.7	0.84	1.5	1.20	1.90	1.53	150
ベンゼン	0.19	1	0.7	0.85	0.69	0.21	0.71	0.46	0.75	0.64	3
トリクロロエチレン	0.67	1.3	0.95	2.5	1.4	0.86	0.87	0.89	1.60	1.12	130
テトラクロロエチレン	0.23	0.27	0.14	0.3	0.24	0.11	0.15	0.13	0.18	0.15	200

調査地点 項目	舟渡小学校測定室					板橋氷川町局平均	都区部一般局平均	環境基準
	春季	夏季	秋季	冬季	平均	平均	平均	
ジクロロメタン	0.95	1.9	2.0	4.1	2.2	1.7	1.6	150
ベンゼン	0.26	1.3	0.71	0.98	0.81	0.8	0.9	3
トリクロロエチレン	1.9	1.6	1.5	3	2.0	1.0	1.4	130
テトラクロロエチレン	0.12	0.15	0.21	0.37	0.21	0.27	0.23	200
ダイオキシン	単位($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)					0.022	0.023	0.60

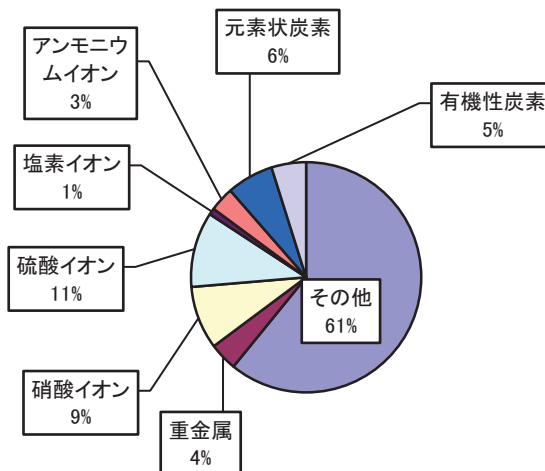
tr()は、検出下限値以上定量下限値未満を表し、()内に測定値を示す。

(1) 浮遊粒子状物質調査

③ 平成30年度ハイボリウムサンプラーによる浮遊物質濃度測定結果(季節平均値)

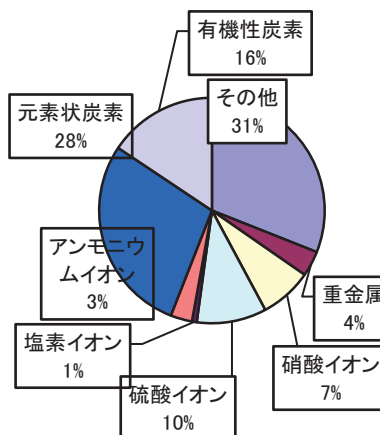
単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

板橋第八小学校屋上	
項目	季節平均値
粉じん	35
その他	21.31
重金属	1.37
硝酸イオン	3.10
硫酸イオン	3.70
塩素イオン	0.32
アンモニウムイオン	1.20
元素状炭素	2.30
有機性炭素	1.70



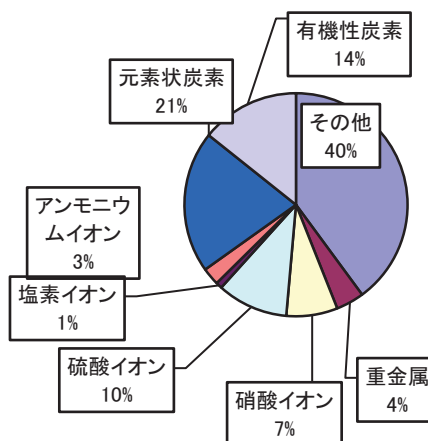
単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

北野小学校測定室	
項目	季節平均値
粉じん	32
その他	9.92
重金属	1.17
硝酸イオン	2.40
硫酸イオン	3.20
塩素イオン	0.22
アンモニウムイオン	0.99
元素状炭素	9.10
有機性炭素	5.00



単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

舟渡小学校測定室	
項目	季節平均値
粉じん	35
その他	13.97
重金属	1.42
硝酸イオン	2.60
硫酸イオン	3.60
塩素イオン	0.32
アンモニウムイオン	0.89
元素状炭素	7.20
有機性炭素	5.00

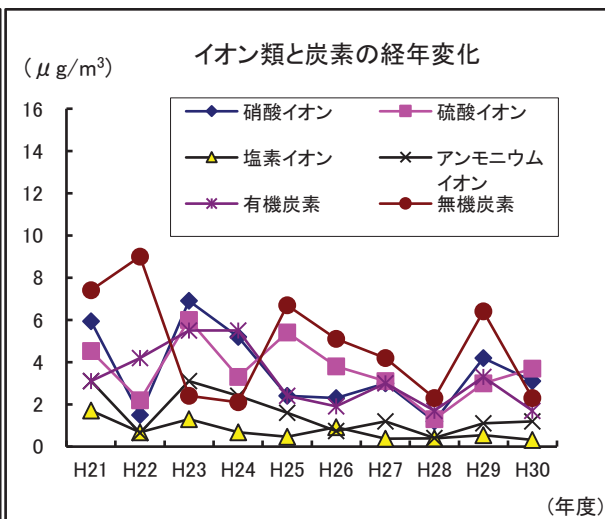
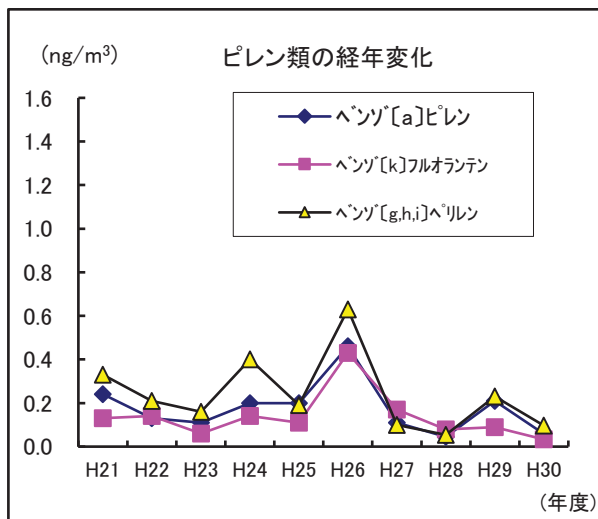
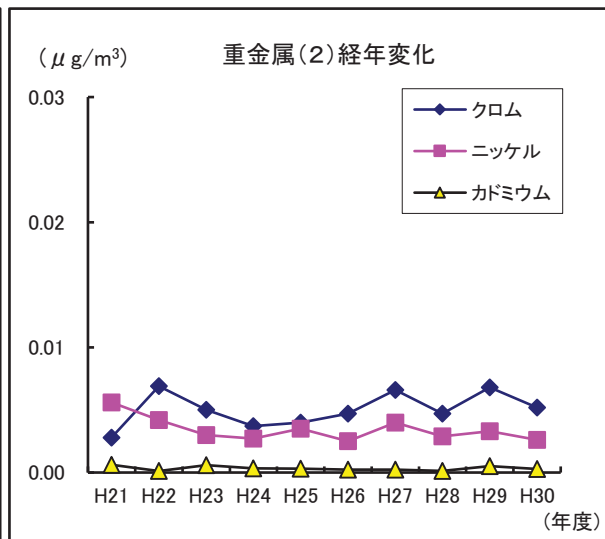
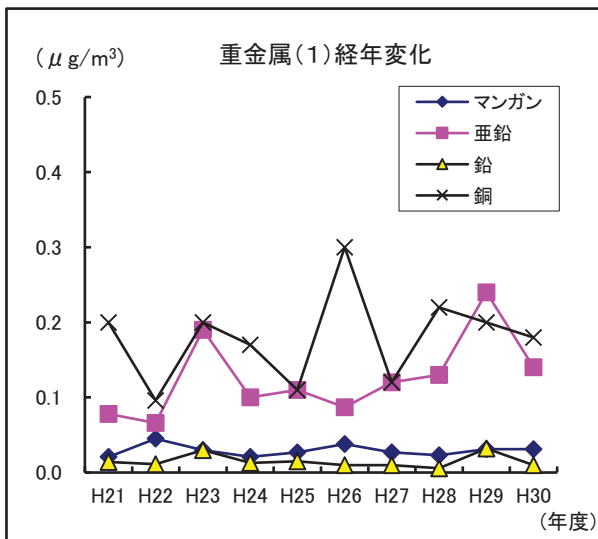
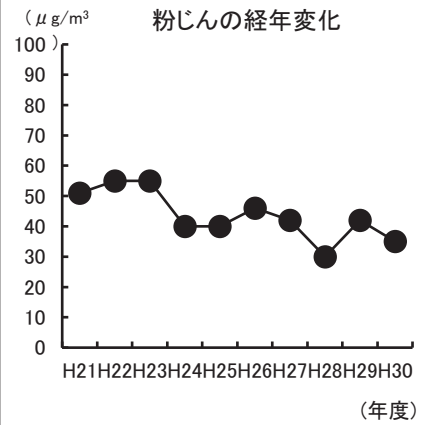


※ グラフは粉じんに含まれる浮遊粒子状物質の割合

(2) 浮遊粒子状物質調査(ハイボリウム法による)の経年変化

① 板橋第八小学校屋上

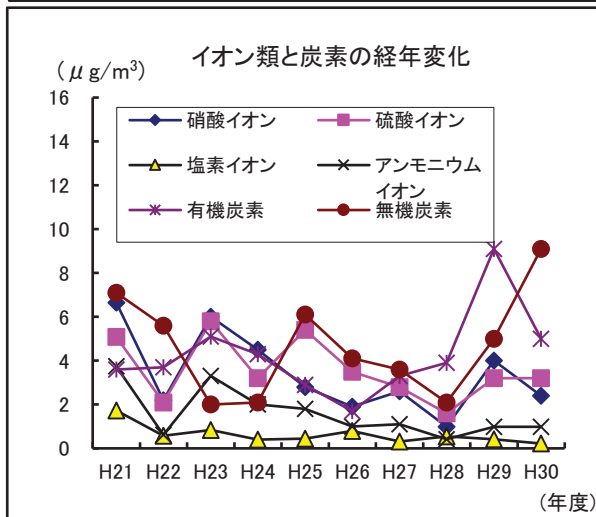
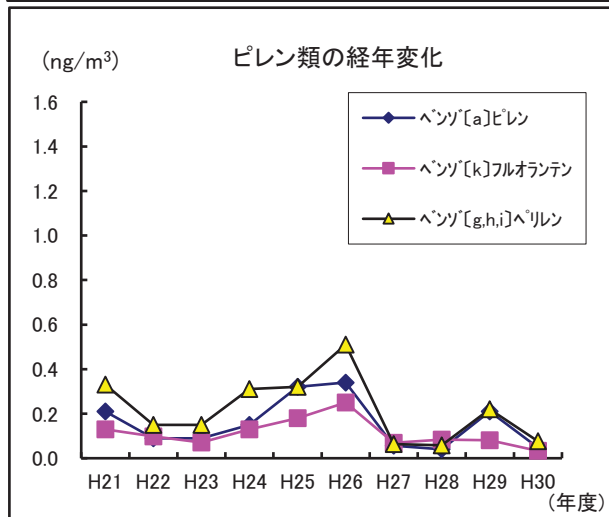
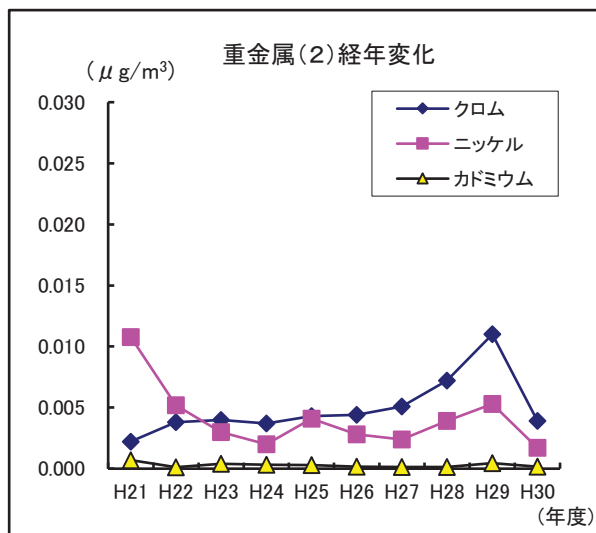
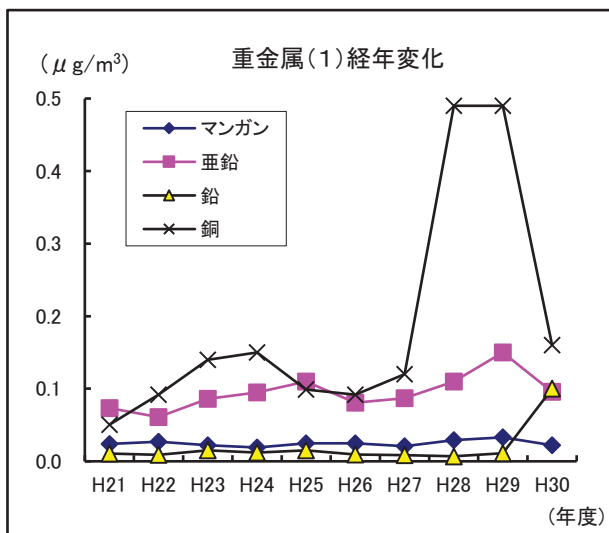
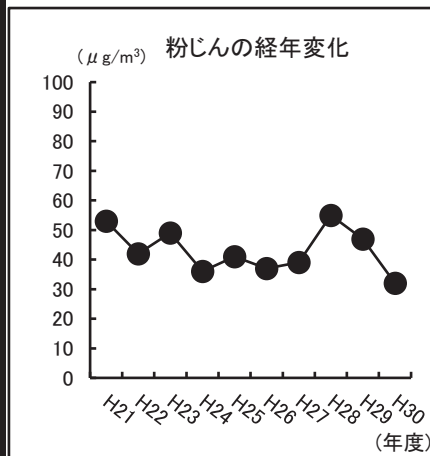
年度 分析項目	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
粉じん	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	51	55	55	40	40	46	42	30	42	35
鉄	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.98	1.30	0.96	0.72	0.98	1.20	1.00	0.88	0.98	1.00
マンガン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.021	0.045	0.030	0.021	0.027	0.038	0.027	0.023	0.031	0.031
亜鉛	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.078	0.066	0.190	0.100	0.110	0.087	0.120	0.130	0.240	0.140
鉛	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.014	0.011	0.030	0.013	0.015	0.010	0.010	0.006	0.032	0.010
銅	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.200	0.096	0.200	0.170	0.110	0.300	0.120	0.220	0.200	0.180
クロム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.003	0.007	0.005	0.004	0.004	0.005	0.007	0.005	0.007	0.005
ニッケル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.006	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
カドミウム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0006	0.0001	0.0006	0.0003	0.0003	0.0002	0.0002	0.0001	0.0005	0.0003
バナジウム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0063	0.0058	0.0053	0.0034	0.0065	0.0057	0.0056	0.0031	0.0034	0.0052
硝酸イオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	5.93	1.50	6.90	5.20	2.40	2.30	3.00	1.20	4.20	3.10
硫酸イオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	4.53	2.20	6.00	3.30	5.40	3.80	3.10	1.30	3.00	3.70
塩素イオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.71	0.68	1.30	0.68	0.46	0.92	0.37	0.39	0.54	0.32
アンモニウムイオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3.11	0.65	3.10	2.40	1.60	0.74	1.20	0.41	1.10	1.20
有機炭素	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3.10	4.20	5.50	5.50	2.40	1.90	3.00	1.70	3.30	1.70
無機炭素	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	7.40	9.00	2.40	2.10	6.70	5.10	4.20	2.30	6.40	2.30
ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	0.24	0.13	0.11	0.20	0.20	0.46	0.11	0.05	0.21	0.059
ベンゾ[k]フルオランテン	ng/m^3	0.13	0.14	0.06	0.14	0.11	0.43	0.17	0.08	0.09	0.033
ベンゾ[g,h,i]ペリレン	ng/m^3	0.33	0.21	0.16	0.40	0.19	0.63	0.10	0.05	0.23	0.097
アスベスト	f/l	0.29	<0.1	<0.11	<0.11	<0.12	0.61	0.24	0.33	0.33	0.15



(2) 浮遊粒子状物質調査(ハイボリウム法による)の経年変化

② 北野小学校屋上

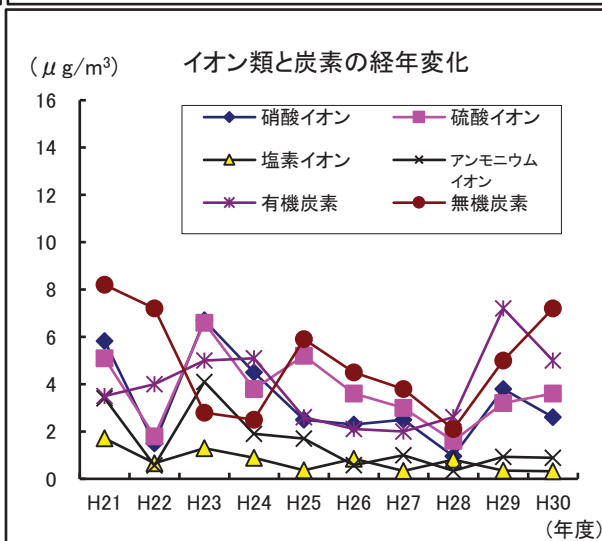
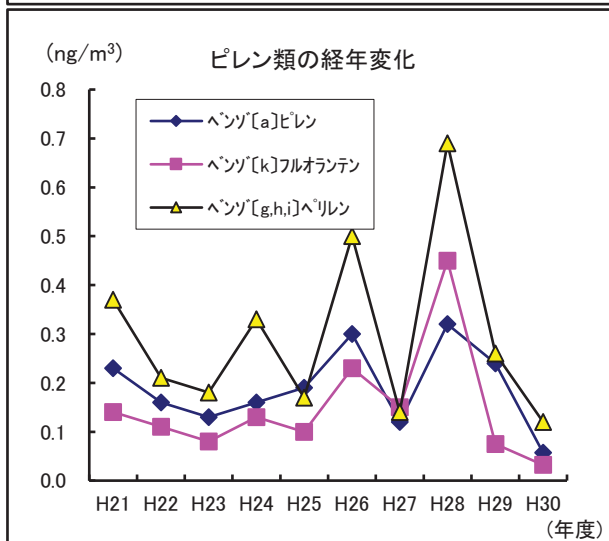
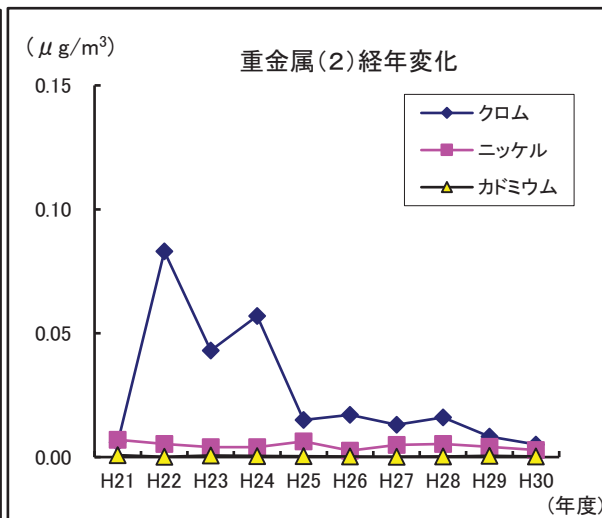
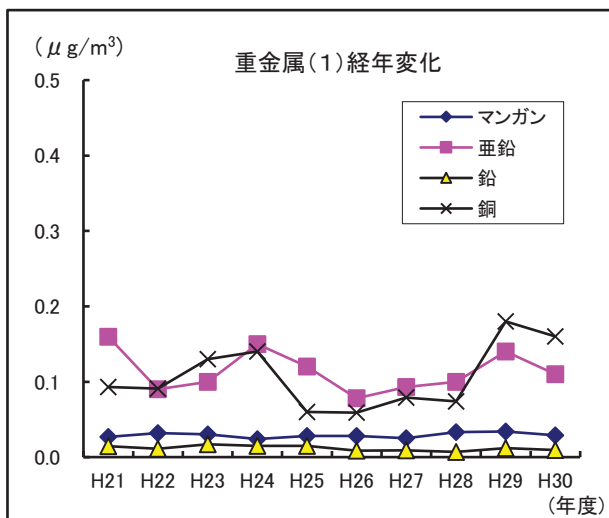
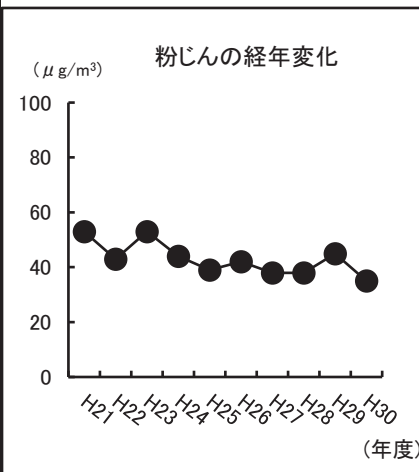
年度 分析項目	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
粉じん	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	53	42	49	36	41	37	39	55	47	32
鉄	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.12	1.10	0.68	0.62	0.99	0.93	0.75	1.00	1.10	0.78
マンガン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.024	0.027	0.022	0.019	0.025	0.025	0.021	0.029	0.033	0.022
亜鉛	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.073	0.061	0.086	0.095	0.110	0.081	0.087	0.110	0.150	0.096
鉛	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.011	0.009	0.015	0.012	0.015	0.009	0.008	0.007	0.011	0.100
銅	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.051	0.092	0.140	0.150	0.099	0.092	0.120	0.490	0.490	0.160
クロム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.002	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.007	0.011	0.004
ニッケル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.011	0.005	0.003	0.002	0.004	0.003	0.002	0.004	0.005	0.002
カドミウム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0007	0.0001	0.0004	0.0003	0.0003	0.0002	0.0001	0.0002	0.0005	0.0002
バナジウム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0073	0.0057	0.0046	0.0032	0.0065	0.0048	0.0033	0.0040	0.0037	0.0040
硝酸イオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	6.65	2.20	6.00	4.50	2.80	1.90	2.60	0.99	4.00	2.40
硫酸イオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	5.08	2.10	5.80	3.20	5.40	3.50	2.80	1.60	3.20	3.20
塩素イオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.73	0.57	0.84	0.40	0.45	0.79	0.31	0.54	0.41	0.22
アンモニウムイオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3.74	0.62	3.30	2.00	1.80	1.00	1.10	0.42	0.98	0.99
有機炭素	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3.60	3.70	5.10	4.30	2.90	1.70	3.30	3.90	9.10	5.00
無機炭素	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	7.10	5.60	2.00	2.10	6.10	4.10	3.60	2.10	5.00	9.10
ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	0.21	0.09	0.09	0.15	0.32	0.34	0.06	0.04	0.210	0.048
ベンゾ[k]フルオランテン	ng/m^3	0.13	0.10	0.07	0.13	0.18	0.25	0.07	0.08	0.081	0.033
ベンゾ[g,h,i]ペリレン	ng/m^3	0.33	0.15	0.15	0.31	0.32	0.51	0.06	0.06	0.220	0.076
アスベスト	f/l	0.31	<0.1	<0.11	<0.11	<0.11	0.38	0.30	0.51	0.39	0.22



(2) 浮遊粒子状物質調査(ハイボリウム法による)の経年変化

③ 舟渡小学校測定室

年度 分析項目	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
粉じん	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	53	43	53	44	39	42	38	38	45	35
鉄	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.10	1.30	0.94	0.79	1.00	0.98	0.96	1.20	1.10	1.10
マンガン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.027	0.032	0.030	0.024	0.028	0.028	0.025	0.033	0.034	0.029
亜鉛	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.160	0.090	0.100	0.150	0.120	0.078	0.093	0.100	0.140	0.110
鉛	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.015	0.011	0.017	0.015	0.015	0.009	0.009	0.007	0.012	0.010
銅	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.093	0.091	0.130	0.140	0.060	0.059	0.079	0.074	0.180	0.160
クロム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.006	0.083	0.043	0.057	0.015	0.017	0.013	0.016	0.008	0.005
ニッケル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.007	0.005	0.004	0.004	0.006	0.003	0.005	0.005	0.004	0.003
カドミウム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0008	0.0001	0.0006	0.0004	0.0004	0.0002	0.0002	0.0002	0.0005	0.0003
バナジウム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0064	0.0048	0.0050	0.0045	0.0066	0.0047	0.0042	0.0041	0.0035	0.0052
硝酸イオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	5.83	1.50	6.70	4.50	2.50	2.30	2.50	0.96	3.80	2.60
硫酸イオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	5.10	1.80	6.60	3.80	5.20	3.60	3.00	1.60	3.20	3.60
塩素イオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.71	0.66	1.30	0.89	0.36	0.85	0.34	0.81	0.35	0.32
アンモニウムイオン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3.40	0.56	4.10	1.90	1.70	0.58	1.00	0.34	0.93	0.89
有機炭素	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3.50	4.00	5.00	5.10	2.60	2.10	2.00	2.60	7.20	5.00
無機炭素	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	8.20	7.20	2.80	2.50	5.90	4.50	3.80	2.10	5.00	7.20
ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	0.23	0.16	0.13	0.16	0.19	0.30	0.12	0.32	0.24	0.06
ベンゾ[k]フルオランテン	ng/m^3	0.14	0.11	0.08	0.13	0.10	0.23	0.15	0.45	0.08	0.03
ベンゾ[g,h,i]ペリレン	ng/m^3	0.37	0.21	0.18	0.33	0.17	0.50	0.14	0.69	0.26	0.12
アスベスト	f/l	0.29	<0.1	<0.11	<0.11	<0.11	0.53	0.39	0.56	0.27	0.14



(3) 酸性雨調査

平成30年度酸性雨調査結果(保健所屋上)

月	日	雨量	pH						導電率(μs/cm)						備考				
			1	2	3	4	5	6	平均	最大	最小	1	2	3		4	5	6	平均
4	6	33.0	6.4	6.1	6.2	6.2	6.1	5.3	6.2	6.4	5.3	77.5	29.8	26.0	19.2	12.7	7.6	33.0	4/15 4/17 4/18
	25	44.0	5.9	5.9	5.9	5.8	6.0	5.5	5.9	6.0	5.5	30.3	13.2	9.6	8.0	6.4	2.8	13.5	
5	2	12.0	6.2	5.9	5.8	5.8	5.8	5.6	5.9	6.2	5.6	30.6	15.8	21.2	14.5	13.5	6.0	19.1	5/3
	7	69.0	5.9	5.2	5.1	5.0	5.0	4.9	5.3	5.9	4.9	19.3	12.5	10.3	9.4	8.2	7.4	11.9	5/8 5/9 5/10
	13	45.0	6.0	6.0	5.8	5.8	5.8	5.4	5.9	6.0	5.4	10.1	4.1	4.0	3.5	3.0	2.2	4.9	
	23	13.5	6.0	5.4	4.5	4.6	4.7	5.1	5.0	6.0	4.5	40.6	37.9	23.6	23.8	17.5	5.4	28.7	5/24
	30	7.0	5.1	4.6	4.7	5.1	4.9	4.8	4.9	5.1	4.6	51.3	37.4	20.4	11.5	13.6	10.8	26.8	5/31
6	6	12.0	5.3	5.3	5.2	5.3	5.4	4.8	5.3	5.4	4.8	43.2	9.9	7.5	6.3	6.7	9.6	14.7	6/7
	8	68.5	5.7	5.2	4.9	5.0	5.4	5.2	5.2	5.7	4.9	9.1	18.4	30.1	20.1	12.1	5.7	18.0	6/10 6/11 6/12
	15	11.0	4.3	4.5	4.5	5.1	5.2	4.8	4.7	5.2	4.3	30.3	17.7	22.8	7.7	7.9	22.2	17.3	6/16 6/18
	20	40.0	4.7	5.0	5.2	5.0	5.7	5.3	5.1	5.7	4.7	42.8	12.2	8.9	10.4	7.0	4.9	16.2	6/21 6/23 6/24
7	5	29.5	6.6	6.4	6.0	6.0	6.1	5.2	6.2	6.6	5.2	32.7	16.3	16.5	10.7	8.0	8.1	16.8	7/6 7/9
	12	104.5	6.2	5.3	4.6	4.7	4.9	5.5	5.1	6.2	4.6	35.0	17.9	34.4	32.9	26.4	12.5	29.3	7/24 7/25 7/28 7/29
8	7	34.5	5.9	5.9	5.8	5.8	5.3	5.8	5.7	5.9	5.3	19.5	7.9	6.0	11.8	22.7	11.4	13.6	8/8 8/9
			4.7	4.5	4.9	4.6	4.6	4.6	4.7	4.9	4.5	35.9	34.5	15.8	17.4	13.6	10.6	23.4	
	24	17.5	6.9	6.2	6.0	5.7	5.1	4.4	6.0	6.9	4.4	101.0	44.8	43.9	26.6	41.4	24.5	51.5	8/27 8/28
9	1	126.0	5.9	5.4	5.1	5.1	4.9	5.4	5.3	5.9	4.9	35.6	17.9	14.0	12.7	13.1	9.2	18.7	9/2 9/3 9/4 9/7 9/10
	11	140.0	5.0	5.0	4.9	5.2	5.5	4.6	5.1	5.5	4.6	13.0	13.0	15.8	7.6	5.2	13.7	10.9	9/14 9/15 9/17 9/18
	20	163.5	5.3	5.0	4.7	4.6	4.8	5.1	4.9	5.3	4.6	20.0	16.9	16.2	16.0	13.7	8.5	16.6	9/21 9/24 9/25 9/26 9/27
10	1	26.0	5.7	5.7	5.5	5.3	5.4	5.6	5.5	5.7	5.3	22.6	16.9	26.6	14.3	11.9	16.5	18.5	10/5 10/11
	14	10.0	5.4	5.6	5.7	5.7	5.3	5.6	5.5	5.7	5.3	21.2	6.8	5.5	5.7	9.8	5.4	9.8	
	19	31.5	5.8	6.1	6.2	6.2	6.0	6.0	6.1	6.2	5.8	26.2	19.0	19.9	15.8	12.4	8.1	18.7	10/20 10/23 10/27
11	5	42.0	4.5	5.1	4.9	5.5	5.3	5.4	5.1	5.5	4.5	39.2	16.2	27.6	28.0	10.7	3.1	24.3	11/6 11/7 11/9 11/10 11/13
	19	10.0	5.5	4.6	4.6	4.5	4.6	4.5	4.8	5.5	4.5	28.6	23.5	25.2	18.6	20.5	20.8	23.3	11/20 11/21 11/22 11/29
12	6	13.0	6.7	6.4	6.1	6.2			6.4	6.7	6.1	33.5	15.2	9.0	6.3			16.0	
	11	26.0	6.2	5.8	5.7	5.5	5.8	5.9	5.8	6.2	5.5	16.4	7.1	7.6	5.3	4.1	4.5	8.1	12/12 12/17
1	31	12.0	7.7	8.3	7.0	6.7	6.4	5.7	7.2	8.3	5.7	113.0	35.3	13.2	9.9	8.1	4.5	35.9	
2	6	12.0	6.6	6.5	6.3	6.1	6.1	5.8	6.3	6.6	5.8	31.3	12.0	9.8	6.3	4.9	3.0	12.9	
	9	20.0	6.8	6.5	6.3	6.1	6.2	5.9	6.4	6.8	5.9	36.9	33.8	32.0	11.4	7.8	4.5	24.4	2/27 2/28
3	1	101.0	5.5	5.5	5.4	5.7	5.6	5.7	5.5	5.7	5.4	12.1	8.5	8.9	4.2	5.5	4.8	7.8	3/3 3/4 3/7 3/10 3/11

平成30年度分析検体数 178 検体 平成30年度平均pH 5.6
 平成30年度合計雨量 1274.0 mm 平成30年度最大pH 8.3
 平成30年度最少pH 4.3

注1) 平均は1~5の平均値。
 注2) pH、導電率の項目下欄の数字1~6は、それぞれ降り始めから1mm目、2mm目…5mm目で、
 6は6mm目以降の雨を分けて測定したものである。
 注3) 各分析日について、備考に示した日付の採取分を合わせて分析した。

(4)平成30年度 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 常時監視調査結果

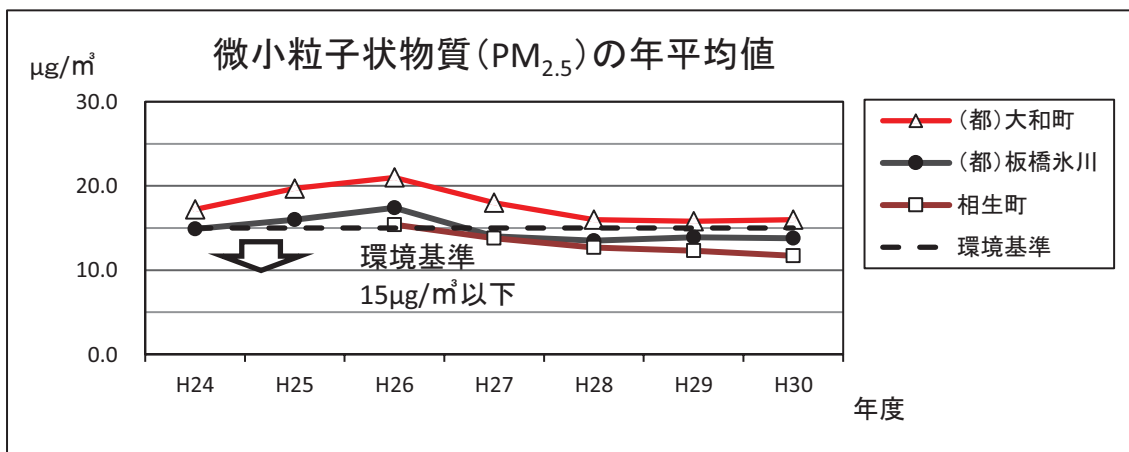
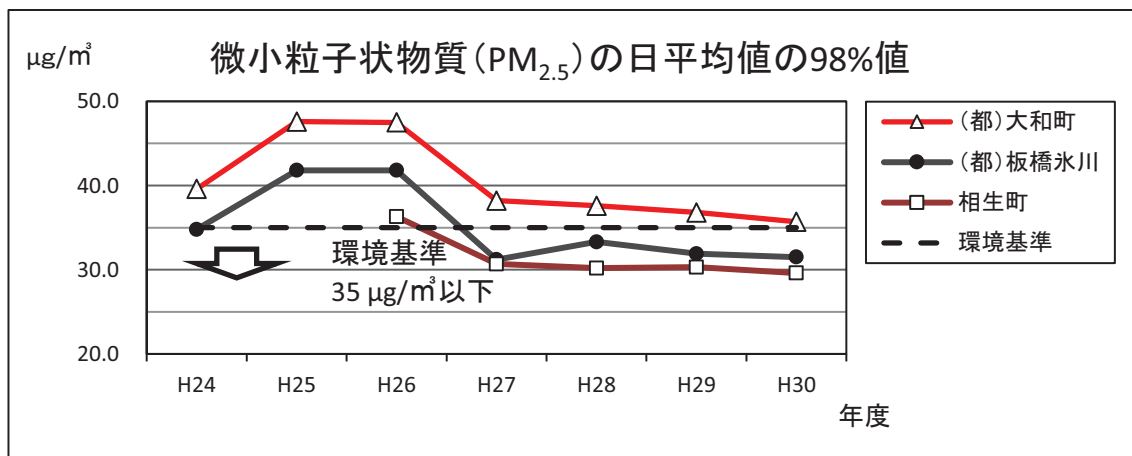
東京都は平成23年度に大和町、平成24年度に板橋本町、板橋区は平成25年9月に相生町でPM_{2.5}の常時測定(年間を通しての24時間連続測定)を開始しました。測定結果は、平成26年度をピークに減少傾向にあります。

(単位:μg/m³)

測定室	評価項目	測定年度							環境基準
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
相生町	日平均値の98%値	-	-	36.3	30.7	30.2	30.3	29.6	35以下
	年平均値	-	-	15.4	13.8	12.7	12.3	11.7	15以下
	環境基準達成状況	-	-	×	○	○	○	○	
(都)板橋氷川	日平均値の98%値	34.8	41.8	41.8	31.2	33.3	31.9	31.5	35以下
	年平均値	14.9	16.0	17.4	14.0	13.5	13.9	13.8	15以下
	環境基準達成状況	○	×	×	○	○	○	○	
(都)大和町	日平均値の98%値	39.6	47.6	47.5	38.2	37.6	36.8	35.7	35以下
	年平均値	17.2	19.7	21.0	18.0	16.0	15.8	16.0	15以下
	環境基準達成状況	×	×	×	×	×	×	×	

○:環境基準達成 ×:環境基準未達成 -:年間測定無し

※ 環境基準は、日平均値の98%値と年平均値の両方の基準値を満たさなくてはなりません。



Ⅱ 水質

1 水質調査

(1)平成30年度 河川・池の水質調査結果の概要

項目	地点	荒川 (生物生態園・ 笹目橋)	新河岸川 (蓮根橋)	白子川 (水道橋)	白子川 (成和橋)	石神井川 (金沢橋・ 加賀橋)	浮間ヶ池	赤塚溜池	見次公園池
流量	(m ³ /s)**	-	-	-	0.566	1.318	-	-	-
水温	(°C)*	19	20	20	19	17	19	19	19
透視度	(cm)*	40	70	68	92	99	24	17	26
pH	*	6.7	6.6	6.9	8.1	7.6	8.2	8.0	8.6
溶存酸素量	(mg/L)*	6.9	7.2	7.2	11.4	10.1	9.7	10.1	11.8
BOD	(mg/L)*	2.7	3.3	2.9	4.3	0.9	4.7	5.9	3.5
BOD(75%値)	(mg/L)	3.6	3.3	3.0	5.9	1.2	4.9	8.0	4.0
COD	(mg/L)*	6.0	6.0	5.7	5.9	1.3	9.6	14	14
COD(75%値)	(mg/L)	7.4	6.9	6.5	8.0	1.7	10	16	16
浮遊物質	(mg/L)*	17	7	9	9	1	16	33	22
大腸菌群数	(MPN/100ml)	8,600	960,000	230,000	670,000	73,000	-	-	-
全窒素	(mg/L)*	7.97	8.62	7.87	4.96	5.25	1.47	2.16	1.31
全りん	(mg/L)*	0.381	0.616	0.416	0.100	0.056	0.112	0.214	0.081
全シアン	(mg/L)**	<0.1	<0.1	-	-	<0.1	-	-	-
鉛	(mg/L)**	<0.002	<0.002	-	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.003
砒素	(mg/L)**	<0.005	<0.005	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
亜鉛	(mg/L)**	0.015	0.026	-	-	0.006	0.003	0.009	0.007
ほう素	(mg/L)**	0.32	0.05	-	-	0.01	-	0.01	0.03
ふっ素	(mg/L)**	0.22	0.10	-	-	0.06	-	0.06	0.05
塩化物イオン	(mg/L)**	823	38	27	17	18	22	15	30
アンモニア性窒素	(mg/L)**	0.94	0.08	0.87	0.07	0.06	-	-	-
りん酸性りん	(mg/L)*	0.393	0.635	0.463	0.177	0.169	0.045	0.091	0.066

*印は毎月調査の年平均値。

**印は年2回調査の平均値。

大腸菌群数の白子川(水道橋)と石神井川(金沢橋または加賀橋)は年12回の平均値。それ以外の地点は年2回の平均値。

注) 石神井川の流量は愛染橋で測定。

注) 8月以降は工事の関係で採水地点を荒川の笹目橋から生物生態園前に変更。

注) 11月以降は工事の関係で採水地点を石神井川の金沢橋から加賀橋に変更。

注) 「-」は未測定。

注) 報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い平均値を計算した。
報告上限値を超える数値については、報告上限値の数値として取り扱い平均値を計算した。

(2)河川の水質調査結果(荒川、新河岸川、白子川、石神井川)

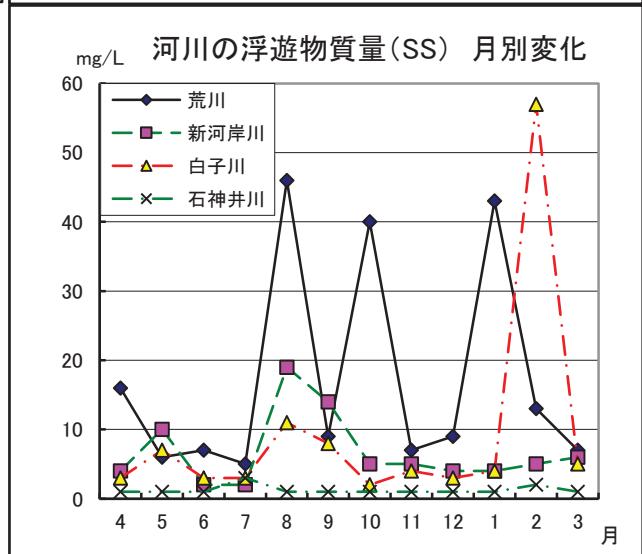
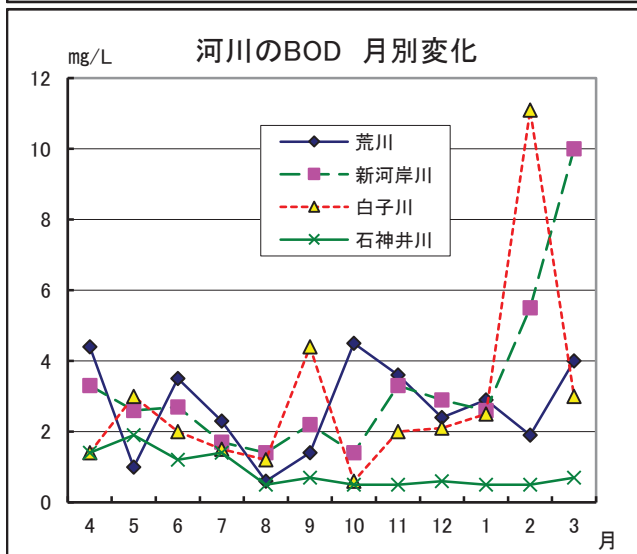
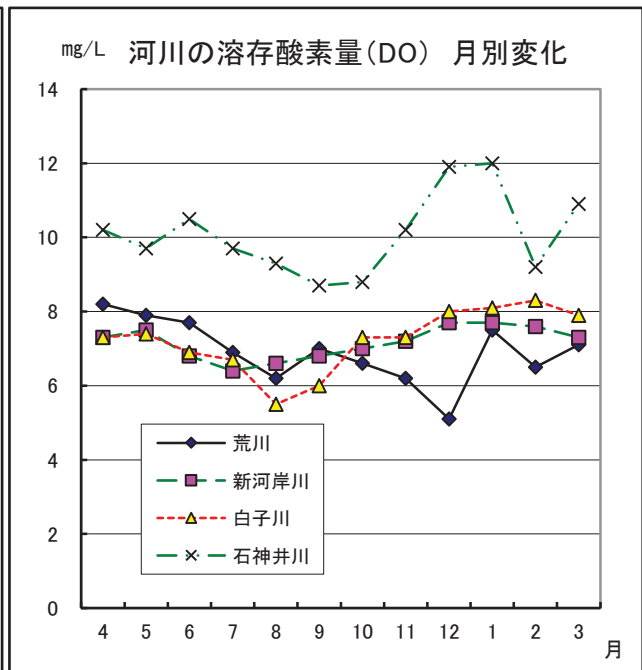
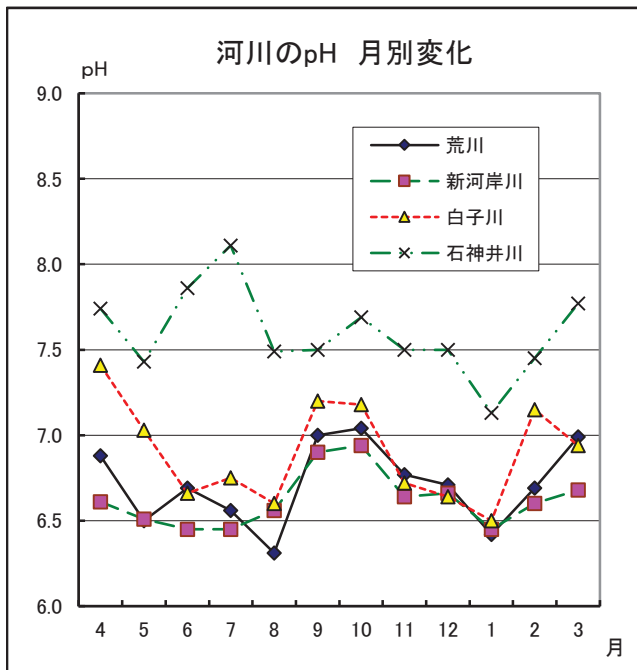
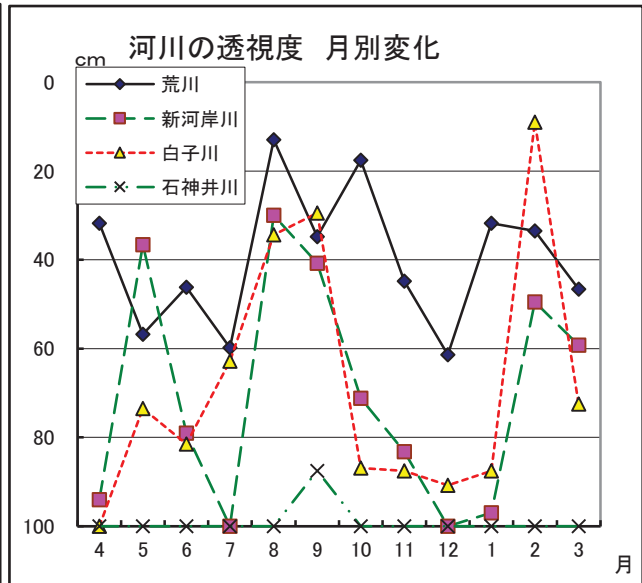
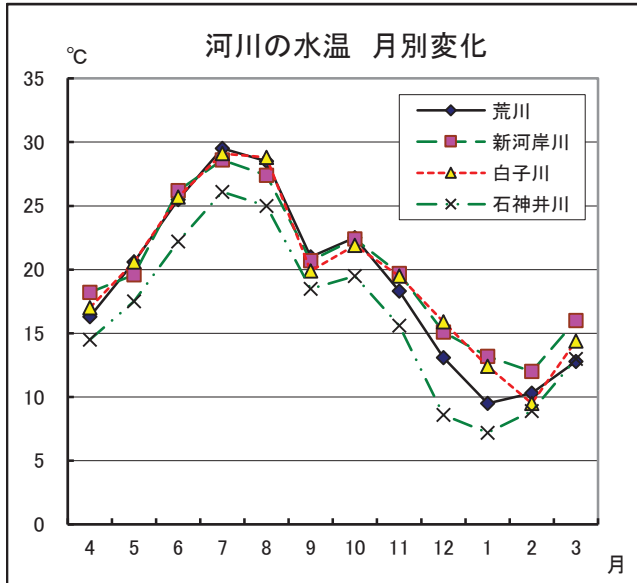
① 平成30年度 河川の水質調査結果(毎月調査)

月日	4月17日	5月15日	6月5日	7月3日	8月2日	9月26日	10月11日	11月8日	12月11日	1月9日	2月6日	3月6日	平均値	最大値	最小値	
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	雨	曇り	晴れ	曇り	晴れ	雨	曇り				
満潮	5:27	4:21	7:54	7:01	7:33	5:20	5:25	5:21	7:39	7:18	6:23	5:28				
干潮	11:54	10:56	14:53	13:51	13:58	11:43	11:36	11:10	13:08	12:50	12:02	11:14				
荒川 (笹目橋・生物生態園)	採水時刻	10:35	10:35	10:40	10:35	10:42	9:55	10:30	10:25	10:20	10:25	10:00	10:15	—	—	—
	潮流	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	—	—	—
	水温(°C)	16	21	26	30	29	21	23	18	13	10	10	13	19	30	10
	透視度(cm)	32	57	46	60	13	35	18	45	61	32	34	47	40	61	13
	pH	6.9	6.5	6.7	6.6	6.3	7.0	7.0	6.8	6.7	6.4	6.7	7.0	6.7	7.0	6.3
	溶存酸素量(mg/L)	8.2	7.9	7.7	6.9	6.2	7.0	6.6	6.2	5.1	7.5	6.5	7.1	6.9	8.2	5.1
	BOD(mg/L)	4.4	1.0	3.5	2.3	0.6	1.4	4.5	3.6	2.4	2.9	1.9	4.0	2.7	4.5	0.6
	COD(mg/L)	5.8	2.4	8.2	6.2	4.5	3.4	6.3	4.9	7.7	8.3	7.4	6.6	6.0	8.3	2.4
	浮遊物質(mg/L)	16	6	7	5	46	9	40	7	9	43	13	7	17	46	5
	電気伝導度(μS/cm)	338	191	396	373	222	222	292	1200	3120	7750	7460	5230	2233	7750	191
新河岸川 (蓮根橋)	採水時刻	9:50	9:55	10:05	9:48	10:15	10:30	10:00	9:55	9:50	9:50	10:25	9:50	—	—	—
	潮流	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	—	—	—
	水温(°C)	18	20	26	29	27	21	22	20	15	13	12	16	20	29	12
	透視度(cm)	94	37	79	>100	30	41	71	83	>100	97	50	59	70	>100	30
	pH	6.6	6.5	6.5	6.5	6.6	6.9	6.9	6.6	6.7	6.5	6.6	6.7	6.6	6.9	6.5
	溶存酸素量(mg/L)	7.3	7.5	6.8	6.4	6.6	6.8	7.0	7.2	7.7	7.7	7.6	7.3	7.2	7.7	6.4
	BOD(mg/L)	3.3	2.6	2.7	1.7	1.4	2.2	1.4	3.3	2.9	2.6	5.5	10	3.3	10	1.4
	COD(mg/L)	5.9	3.9	6.9	6.7	4.8	5.2	4.6	4.5	6.5	6.9	8.5	7.3	6.0	8.5	3.9
	浮遊物質(mg/L)	4	10	2	2	19	14	5	5	4	4	5	6	7	19	2
	電気伝導度(μS/cm)	388	231	423	448	305	205	330	375	430	407	471	400	368	471	205
白子川 (水道橋)	採水時刻	10:15	10:20	10:25	10:15	11:10	11:02	10:50	10:45	10:35	10:40	11:00	10:32	—	—	—
	潮流	下	下	下	下	弱下	下	下	下	下	止	下	止	—	—	—
	水温(°C)	17	21	26	29	29	20	22	20	16	12	10	14	20	29	10
	透視度(cm)	>100	74	82	63	34	30	87	88	91	88	9.0	73	68	>100	9.0
	pH	7.4	7.0	6.7	6.8	6.6	7.2	7.2	6.7	6.6	6.5	7.2	6.9	6.9	7.4	6.5
	溶存酸素量(mg/L)	7.3	7.4	6.9	6.7	5.5	6.0	7.3	7.3	8.0	8.1	8.3	7.9	7.2	8.3	5.5
	BOD(mg/L)	1.4	3.0	2.0	1.5	1.2	4.4	0.6	2.0	2.1	2.5	11	3.0	2.9	11	0.6
	COD(mg/L)	5.6	3.4	6.2	5.3	4.1	3.7	3.4	4.2	6.5	7.2	12	6.6	5.7	12	3.4
	浮遊物質(mg/L)	3	7	3	3	11	8	2	4	3	4	57	5	9	57	2
	電気伝導度(μS/cm)	370	246	386	368	290	207	314	356	434	412	440	385	351	440	207
石神井川 (金沢橋・加賀橋)	採水時刻	8:55	8:55	8:55	8:55	8:55	9:15	9:05	9:00	9:00	8:55	9:00	8:55	—	—	—
	潮流	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	—	—	—
	水温(°C)	15	18	22	26	25	19	20	16	9	7	9	13	17	26	7
	透視度(cm)	>100	>100	>100	>100	>100	88	>100	>100	>100	>100	>100	>100	99	>100	88
	pH	7.7	7.4	7.9	8.1	7.5	7.5	7.7	7.5	7.5	7.1	7.5	7.8	7.6	8.1	7.1
	溶存酸素量(mg/L)	10.2	9.7	10.5	9.7	9.3	8.7	8.8	10.2	11.9	12.0	9.2	10.9	10.1	12.0	8.7
	BOD(mg/L)	1.4	1.9	1.2	1.4	<0.5	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5	<0.5	0.7	0.9	1.9	<0.5
	COD(mg/L)	1.2	0.8	1.8	1.9	1.2	1.7	0.9	0.7	1.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.9	0.7
	浮遊物質(mg/L)	1	1	1	3	1	1	1	1	<1	1	2	1	1	3	<1
	電気伝導度(μS/cm)	254	252	255	258	248	188	248	250	268	246	248	247	247	268	188

環境基準超過

注) 8月以降は工事の関係で採水地点を荒川の笹目橋を生物生態園前に変更。
 注) 11月以降は工事の関係で採水地点を石神井川の金沢橋を加賀橋に変更。

② 平成30年度 河川の水質調査結果 月別変化

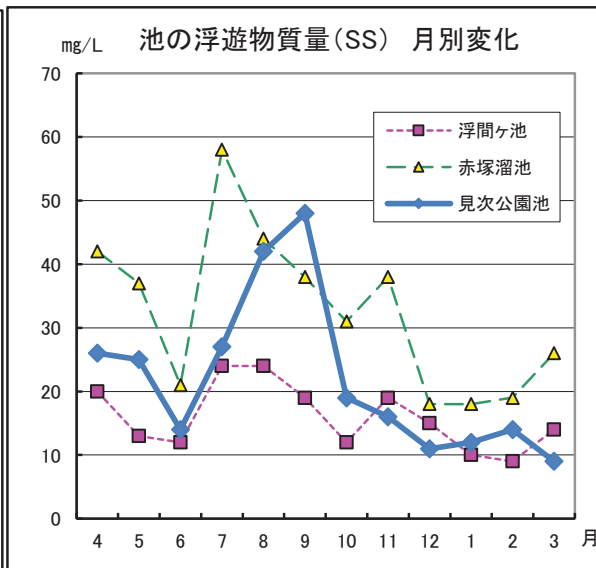
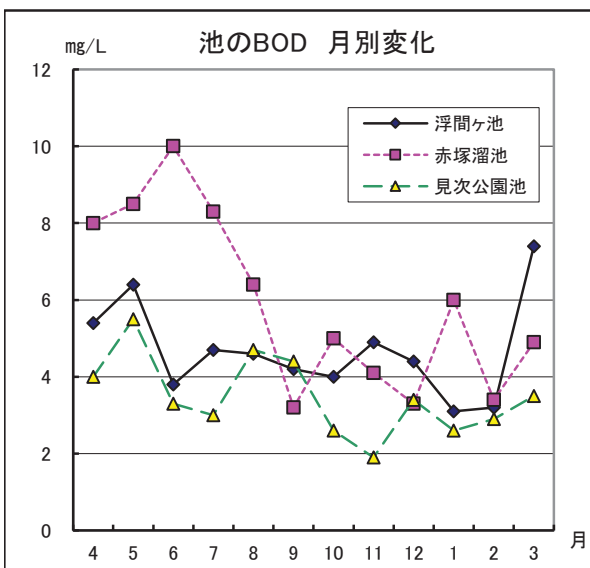
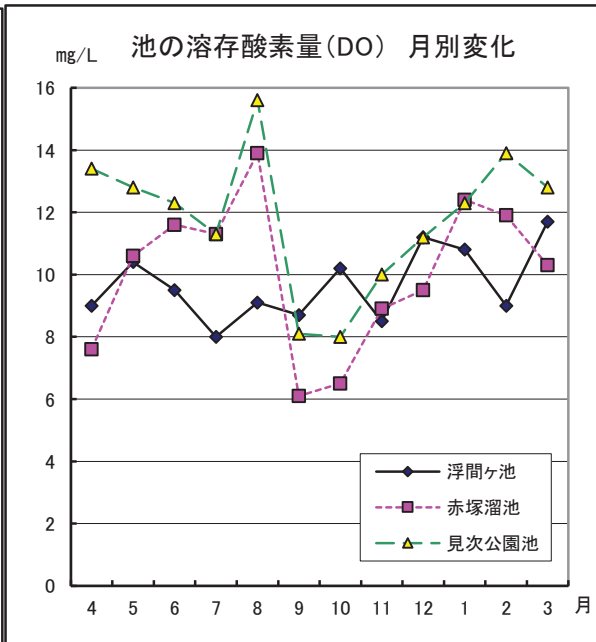
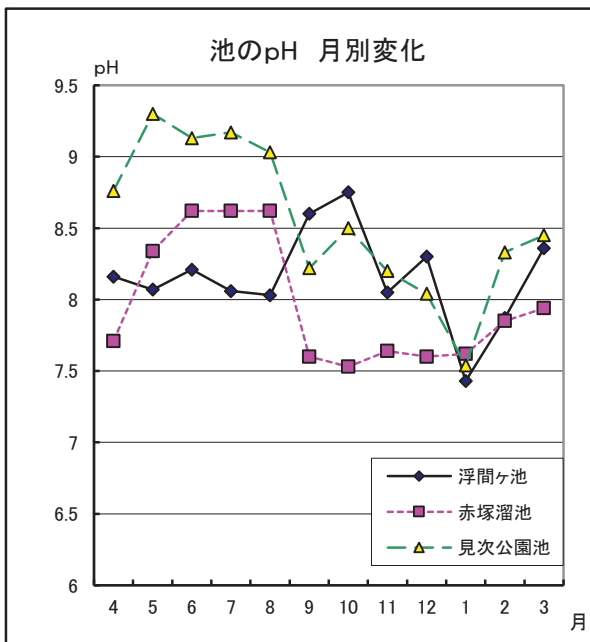
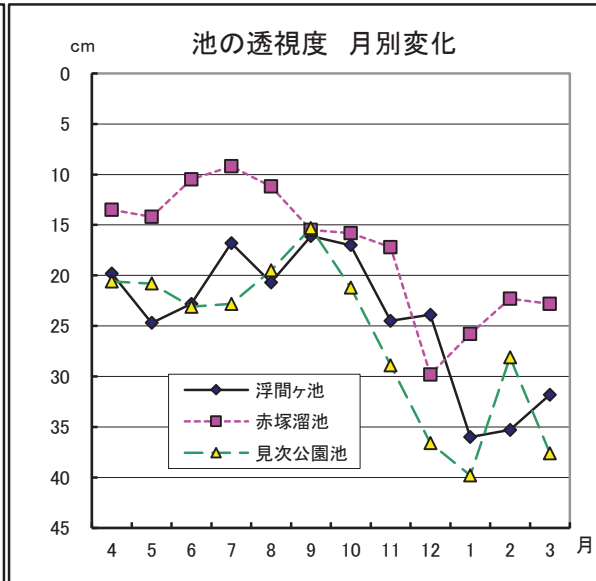
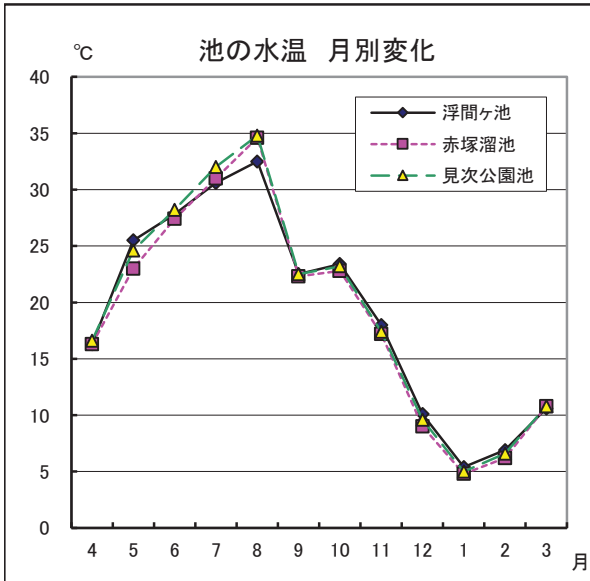


(3) 池の水質調査結果(浮間ヶ池、赤塚溜池、見次公園池)

① 平成30年度 池の水質調査結果(毎月調査)

月 日	4月17日	5月15日	6月5日	7月3日	8月2日	9月26日	10月11日	11月8日	12月11日	1月9日	2月6日	3月6日	平均	最大値	最小値	
天 候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	雨	曇り	晴れ	曇り	晴れ	雨	曇り				
浮間ヶ池	採水時刻	9:35	9:35	9:35	9:30	10:00	10:08	9:45	9:40	9:36	9:30	10:00	9:35	—	—	—
	水温(°C)	16	26	28	31	33	23	23	18	10	5	7	11	19	33	5
	透視度(cm)	20	25	23	17	21	16	17	25	24	36	35	32	24	36	16
	pH	8.2	8.1	8.2	8.1	8.0	8.6	8.8	8.1	8.3	7.4	7.9	8.4	8.2	8.8	7.4
	溶存酸素量(mg/L)	9.0	10.4	9.5	8.0	9.1	8.7	10.2	8.5	11.2	10.8	9.0	11.7	9.7	11.7	8.0
	BOD(mg/L)	5.4	6.4	3.8	4.7	4.6	4.2	4.0	4.9	4.4	3.1	3.2	7.4	4.7	7.4	3.1
	COD(mg/L)	9.6	8.7	10	10	11	10	11	8.8	9.1	8.0	7.9	11	9.6	11	7.9
	浮遊物質(mg/L)	20	13	12	24	24	19	12	19	15	10	9	14	16	24	9
	全窒素(mg/L)	1.26	0.78	0.92	1.01	1.16	1.50	1.03	1.28	1.18	4.43	1.53	1.51	1.47	4.43	0.78
	全りん(mg/L)	0.152	0.086	0.108	0.127	0.110	0.133	0.121	0.124	0.137	0.073	0.070	0.100	0.112	0.152	0.070
赤塚溜池	採水時刻	11:10	11:15	11:15	11:10	11:45	11:04	11:20	11:10	11:02	11:15	10:50	11:05	—	—	—
	水温(°C)	16	23	27	31	35	22	23	17	9	5	6	11	19	35	5
	透視度(cm)	14	14	11	9	11	16	16	17	30	26	22	23	17	30	9
	pH	7.7	8.3	8.6	8.6	8.6	7.6	7.5	7.6	7.6	7.6	7.9	7.9	8.0	8.6	7.5
	溶存酸素量(mg/L)	7.6	10.6	11.6	11.3	13.9	6.1	6.5	8.9	9.5	12.4	11.9	10.3	10.1	13.9	6.1
	BOD(mg/L)	8.0	8.5	10	8.3	6.4	3.2	5.0	4.1	3.3	6.0	3.4	4.9	5.9	10	3.2
	COD(mg/L)	14	14	20	24	21	13	10	11	6.9	8.1	7.5	16	14	24	6.9
	浮遊物質(mg/L)	42	37	21	58	44	38	31	38	18	18	19	26	33	58	18
	全窒素(mg/L)	1.92	1.96	2.61	2.68	3.10	2.50	2.11	1.80	1.80	1.88	1.78	1.74	2.16	3.10	1.74
	全りん(mg/L)	0.239	0.232	0.257	0.273	0.226	0.253	0.288	0.217	0.138	0.145	0.131	0.167	0.214	0.288	0.131
見次公園池	採水時刻	11:30	11:35	11:35	11:35	12:15	11:30	11:40	11:35	11:25	11:40	11:25	11:28	—	—	—
	水温(°C)	17	25	28	32	35	23	23	17	10	5	7	11	19	35	5
	透視度(cm)	21	21	23	23	20	15	21	29	37	40	28	38	26	40	15
	pH	8.8	9.3	9.1	9.2	9.0	8.2	8.5	8.2	8.0	7.5	8.3	8.5	8.6	9.3	7.5
	溶存酸素量(mg/L)	13.4	12.8	12.3	11.3	15.6	8.1	8.0	10.0	11.2	12.3	13.9	12.8	11.8	15.6	8.0
	BOD(mg/L)	4.0	5.5	3.3	3.0	4.7	4.4	2.6	1.9	3.4	2.6	2.9	3.5	3.5	5.5	1.9
	COD(mg/L)	13	17	14	16	25	21	15	9.5	8.4	7.0	8.0	13	14	25	7.0
	浮遊物質(mg/L)	26	25	14	27	42	48	19	16	11	12	14	9	22	48	9
	全窒素(mg/L)	1.26	1.21	1.06	1.09	1.82	2.22	1.34	0.80	1.03	1.11	1.25	1.51	1.31	2.22	0.80
	全りん(mg/L)	0.077	0.076	0.069	0.072	0.113	0.161	0.127	0.073	0.071	0.050	0.041	0.039	0.081	0.161	0.039

② 平成30年度 池の水質調査結果 月別変化



(4)平成30年度 河川の水質総合調査結果

調査地点	荒川		新河岸川						白子川						石神井川		
	生物生態園前		新倉橋		新河岸水再生センター		蓮根橋		水道橋		成増橋		成和橋		金沢橋	加賀橋	
調査日	9月26日	2月6日	9月26日	2月6日	9月26日	2月6日	9月26日	2月6日	9月26日	2月6日	9月26日	2月6日	9月26日	2月6日	9月26日	2月6日	
天候	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	
満潮時刻	5:20	6:23	5:20	6:23	5:20	6:23	5:20	6:23	5:20	6:23	5:20	6:23	5:20	6:23	5:20	6:23	
干潮時刻	11:43	12:02	11:43	12:02	11:43	12:02	11:43	12:02	11:43	12:02	11:43	12:02	11:43	12:02	11:43	12:02	
採水時刻	9:55	10:00	11:24	11:30	10:28	10:30	10:30	10:25	11:02	11:00	11:52	12:12	12:04	12:28	9:15	9:00	
現場測定項目	流量 (m ³ /s)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.664	0.467	1.631	1.004
	色相	淡灰緑色	淡灰色	淡灰緑色	淡灰色	暗黄緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	淡灰緑色	茶褐色	濃青緑色	暗緑色	無色	灰茶色	無色	無色
	臭気	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
	潮流	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下
	水温 (°C)	21	10	21	14	22	14	21	12	20	10	19	10	19	9	19	9
	透視度 (cm)	35	34	30	55	>100	74	41	50	30	9.0	>100	14	>100	15	88	>100
	pH	7.0	6.7	6.9	7.0	6.4	6.2	6.9	6.6	7.2	7.2	7.6	7.4	8.0	7.5	7.5	7.5
生活環境項目	溶存酸素量 (mg/L)	7.0	6.5	6.7	7.8	6.6	7.4	6.8	7.6	6.0	8.3	9.6	10.8	10.1	11.1	8.7	9.2
	BOD (mg/L)	1.4	1.9	2.9	4.0	1.4	4.0	2.2	5.5	4.4	11	2.2	6.0	0.7	8.3	0.7	0.5
	COD (mg/L)	3.4	7.4	4.9	7.3	3.9	8.2	5.2	8.5	3.7	12	2.9	6.3	1.9	11	1.7	1.5
	浮遊物質 (mg/L)	9	13	15	8	2	3	14	5	8	57	4	9	8	54	1	2
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	17,000	270	1,400,000	7,900	-	-	220,000	1,700,000	630,000	430,000	94,000	48,000,000	49,000	1,300,000	310,000	1,200
	全窒素 (mg/L)	3.00	13.4	3.71	10.9	5.93	13.1	4.10	12.2	3.94	10.3	5.18	4.16	5.92	4.84	3.98	5.07
	全りん (mg/L)	0.186	0.613	0.251	0.605	0.700	1.81	0.381	1.04	0.154	0.674	0.090	0.061	0.087	0.318	0.084	0.030
健康項目	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	<0.005	<0.005	-	-	<0.005	<0.005	-	-	<0.005	<0.005
	全シアン (mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	不検出	不検出	-	-	不検出	不検出	-	-	不検出	不検出
	鉛 (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	<0.002	<0.002	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ほう素 (mg/L)	0.04	0.60	0.03	0.06	-	-	0.03	0.07	-	-	0.01	0.01	-	-	0.01	0.01
	ふっ素 (mg/L)	0.13	0.30	0.06	0.13	-	-	0.07	0.12	-	-	0.06	0.05	-	-	<0.02	0.09
その他の項目	塩化物イオン (mg/L)	41	1605	50	68	63	40	38	34	26	27	29	13	27	7	26	9
	アンモニア性窒素 (mg/L)	0.07	1.81	0.03	0.08	0.16	0.10	0.01	0.15	0.03	1.71	0.03	<0.01	0.13	<0.01	0.10	<0.01
	りん酸性りん (mg/L)	0.278	0.555	0.318	0.531	0.759	1.58	0.385	0.955	0.220	0.516	0.229	0.051	0.256	0.047	0.217	0.067
	電気伝導度 (μS/cm)	222	7460	209	467	236	503	205	471	207	440	237	231	216	160	188	248

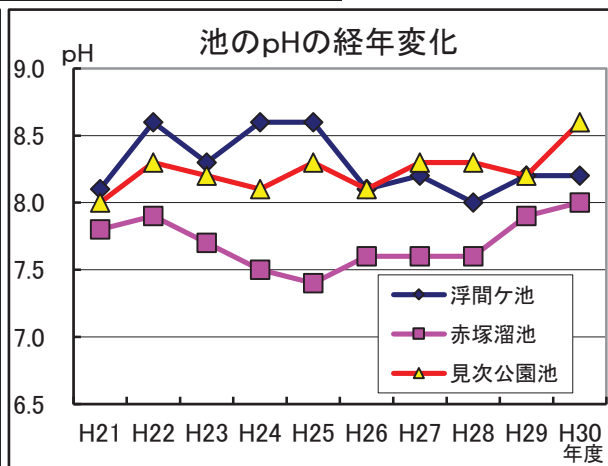
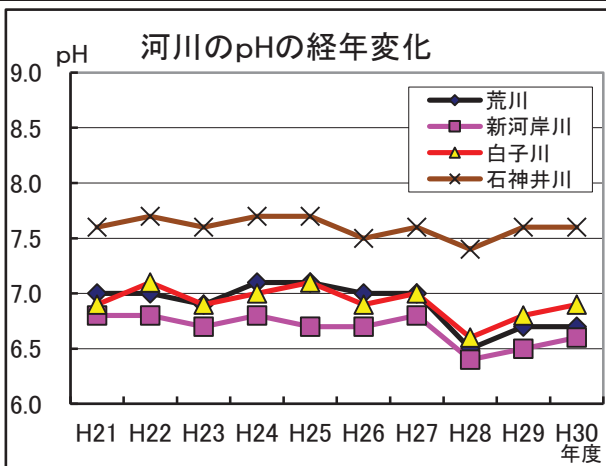
注)「-」は未測定 環境基準超過

注)工事の関係で採水地点を荒川の笹目橋を生物生態園前に、新河岸川の芝宮橋は新倉橋に変更。石神井川においても、同様な理由で2月は採水地点を金沢橋から加賀橋に変更。

(5) 河川及び池等の経年変化一覧

① 河川及び池等のpHの経年変化

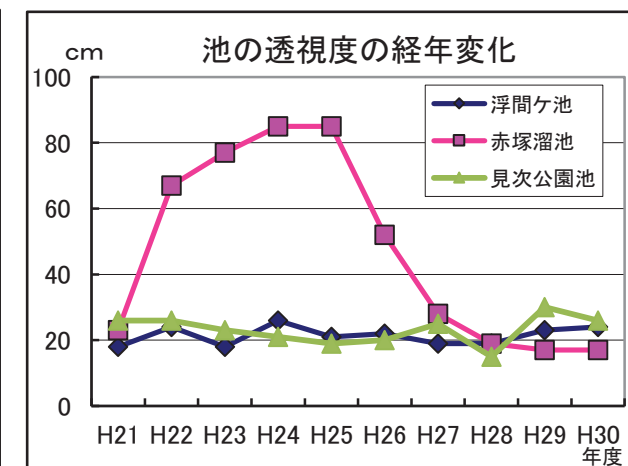
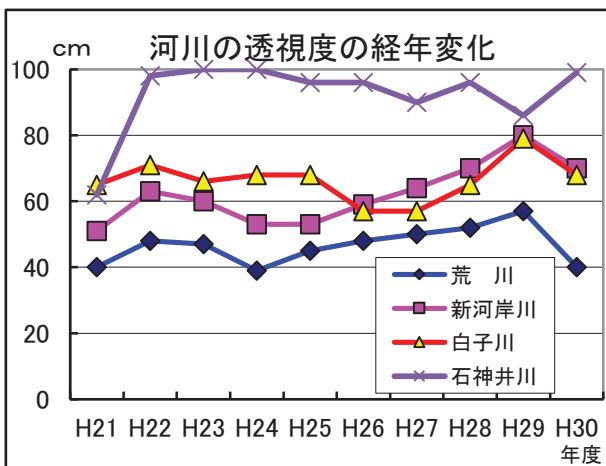
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
調査地点										
荒川	7.0	7.0	6.9	7.1	7.1	7.0	7.0	6.5	6.7	6.7
新河岸川	6.8	6.8	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.4	6.5	6.6
白子川	6.9	7.1	6.9	7.0	7.1	6.9	7.0	6.6	6.8	6.9
石神井川	7.6	7.7	7.6	7.7	7.7	7.5	7.6	7.4	7.6	7.6
浮間ヶ池	8.1	8.6	8.3	8.6	8.6	8.1	8.2	8.0	8.2	8.2
赤塚溜池	7.8	7.9	7.7	7.5	7.4	7.6	7.6	7.6	7.9	8.0
見次公園池	8.0	8.3	8.2	8.1	8.3	8.1	8.3	8.3	8.2	8.6
新河岸水再生センター	6.6	6.8	6.5	6.6	6.5	6.7	6.9	6.1	6.3	6.3



② 河川及び池等の透視度の経年変化

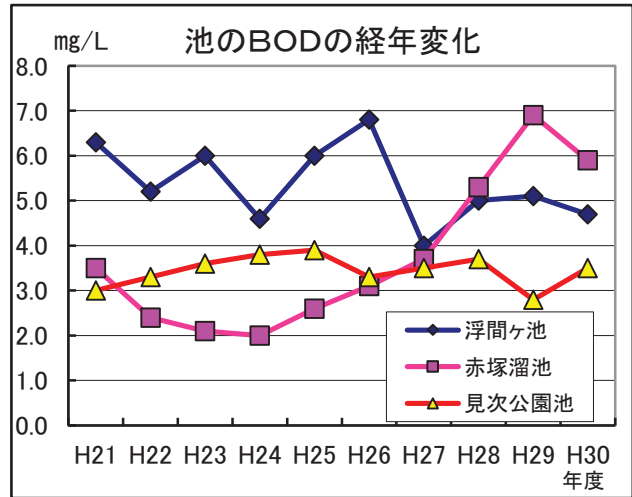
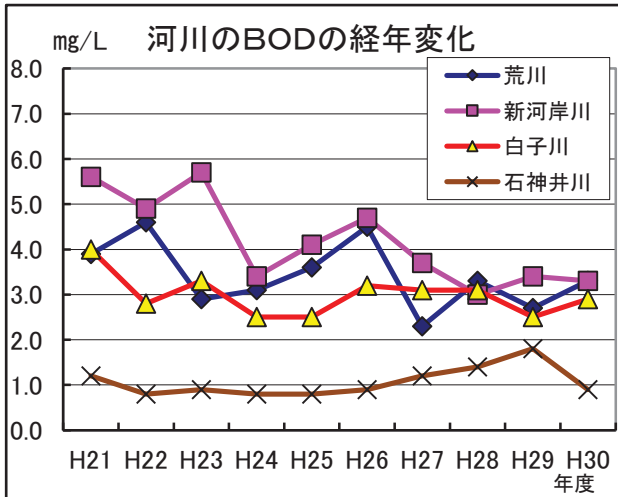
(cm)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
地点										
荒川	40	48	47	39	45	48	50	52	57	40
新河岸川	51	63	60	53	53	59	64	70	80	70
白子川	65	71	66	68	68	57	57	65	79	68
石神井川	62	98	>100	>100	96	96	90	96	86	99
浮間ヶ池	18	24	18	26	21	22	19	19	23	24
赤塚溜池	23	67	77	85	85	52	28	19	17	17
見次公園池	26	26	23	21	19	20	25	15	30	26
新河岸水再生センター	>100	80	66	54	78	56	55	90	92	87



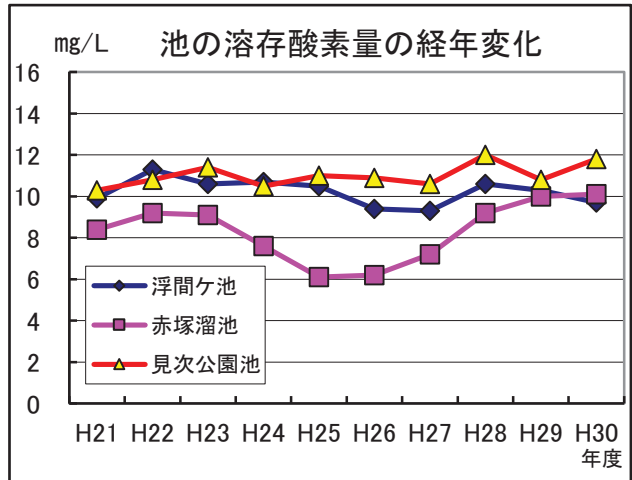
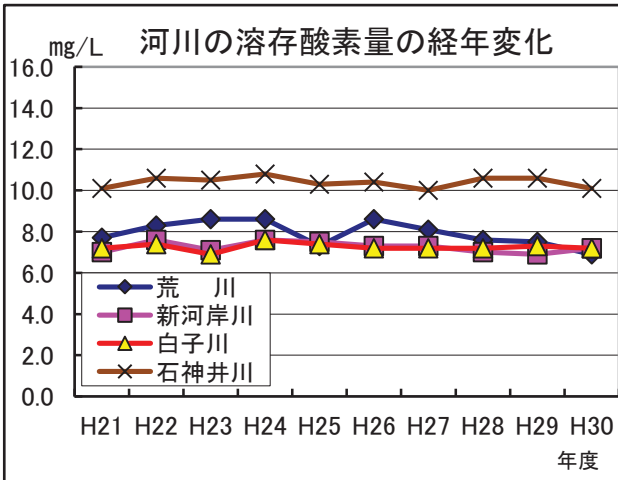
③ 河川及び池等のBOD(生物化学的酸素要求量)の経年変化 (単位:mg/L)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
荒川	4.6	2.9	3.1	3.6	4.5	2.3	3.3	2.7	3.3	2.7
新河岸川	5.6	4.9	5.7	3.4	4.1	4.7	3.7	3.0	3.4	3.3
白子川	4.0	2.8	3.3	2.5	2.5	3.2	3.1	3.1	2.5	2.9
石神井川	1.2	0.8	0.9	0.8	0.8	0.9	1.2	1.4	1.8	0.9
浮間ヶ池	6.3	5.2	6.0	4.6	6.0	6.8	4.0	5.0	5.1	4.7
赤塚溜池	3.5	2.4	2.1	2.0	2.6	3.1	3.7	5.3	6.9	5.9
見次公園池	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	3.3	3.5	3.7	2.8	3.5
新河岸水再生センター	6.8	15	4.1	4.2	12	6.3	5.3	6.7	4.1	2.7



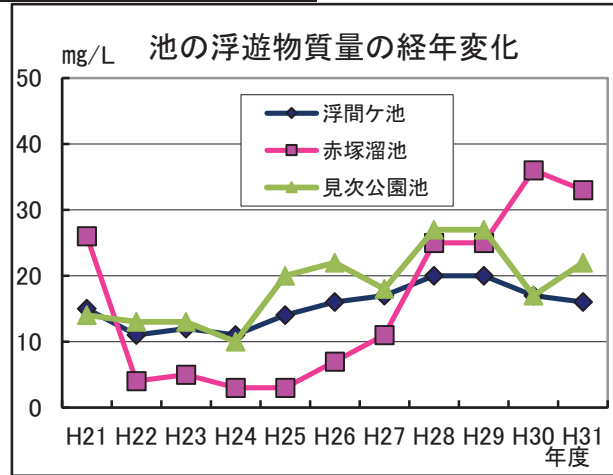
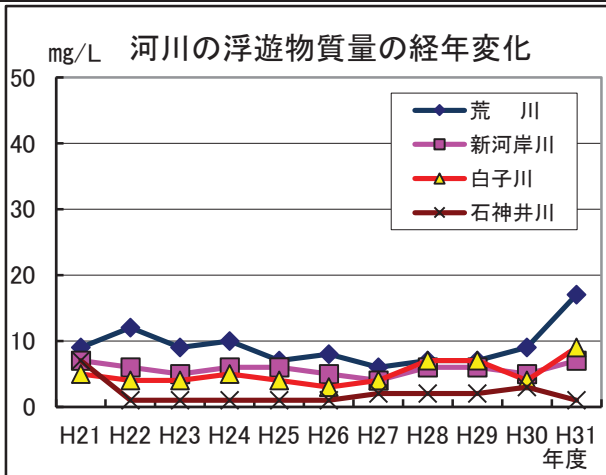
④ 河川及び池等の溶存酸素量(DO)の経年変化 (単位:mg/L)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
荒川	7.7	8.3	8.6	8.6	7.3	8.6	8.1	7.6	7.5	6.9
新河岸川	7.0	7.6	7.1	7.6	7.5	7.3	7.3	7.0	6.9	7.2
白子川	7.2	7.4	6.9	7.6	7.4	7.2	7.2	7.2	7.3	7.2
石神井川	10.1	10.6	10.5	10.8	10.3	10.4	10.0	10.6	10.6	10.1
浮間ヶ池	9.9	11.3	10.6	10.7	10.5	9.4	9.3	10.6	10.3	9.7
赤塚溜池	8.4	9.2	9.1	7.6	6.1	6.2	7.2	9.2	10.0	10.1
見次公園池	10.3	10.8	11.4	10.5	11.0	10.9	10.6	12.0	10.8	11.8
新河岸水再生センター	6.9	7.3	6.5	6.3	7.0	7.3	7.4	6.4	7.6	7.0



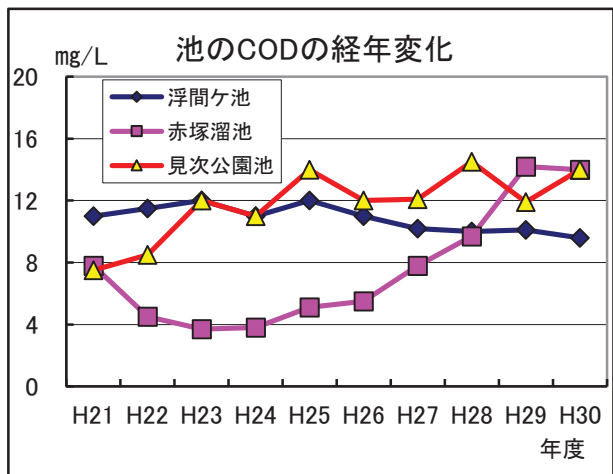
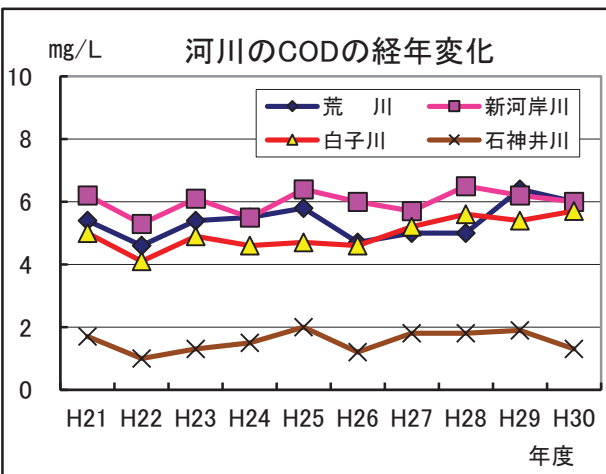
⑤ 河川及び池等の浮遊物質質量(SS)の経年変化 (単位:mg/L)

年度 調査地点	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
荒川	9	12	9	10	7	8	6	7	9	17
新河岸川	7	6	5	6	6	5	4	6	5	7
白子川	5	4	4	5	4	3	4	7	4	9
石神井川	7	1	1	1	1	1	2	2	3	1
浮間ヶ池	15	11	12	11	14	16	17	20	17	16
赤塚溜池	26	4	5	3	3	7	11	25	36	33
見次公園池	14	13	13	10	20	22	18	27	17	22
新河岸水再生センター	2	2	6	3	4	9	4	4	2	3



⑥ 河川及び池等のCOD(化学的酸素要求量)の経年変化 (単位:mg/L)

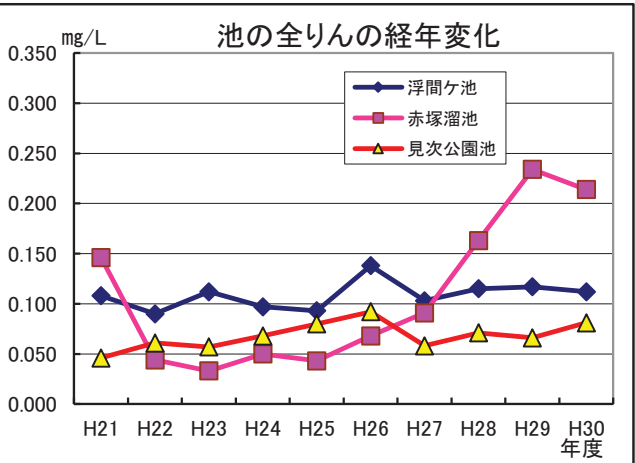
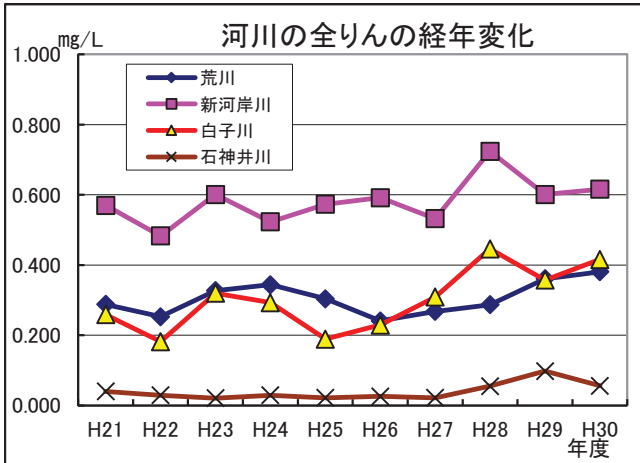
年度 調査地点	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
荒川	5.4	4.6	5.4	5.5	5.8	4.7	5.0	5.0	6.4	6.0
新河岸川	6.2	5.3	6.1	5.5	6.4	6.0	5.7	6.5	6.2	6.0
白子川	5.0	4.1	4.9	4.6	4.7	4.6	5.2	5.6	5.4	5.7
石神井川	1.7	1.0	1.3	1.5	2.0	1.2	1.8	1.8	1.9	1.3
浮間ヶ池	11	11	12	11	12	11	10	10	10	9.6
赤塚溜池	7.8	4.5	3.7	3.8	5.1	5.5	7.8	9.7	14	14
見次公園池	7.5	8.5	12	11	14	12	12	15	12	14
新河岸水再生センター	7.8	8.5	5.3	7.5	9.5	5.7	6.7	7.2	7.7	6.1



⑦ 河川及び池等の全りんの変化 (単位: mg/L)

(単位: mg/L)

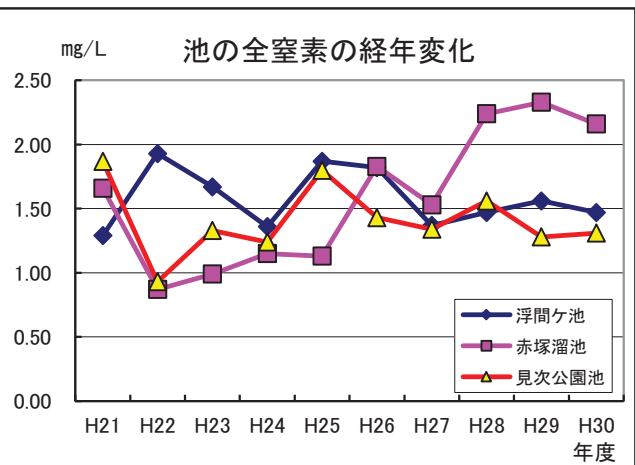
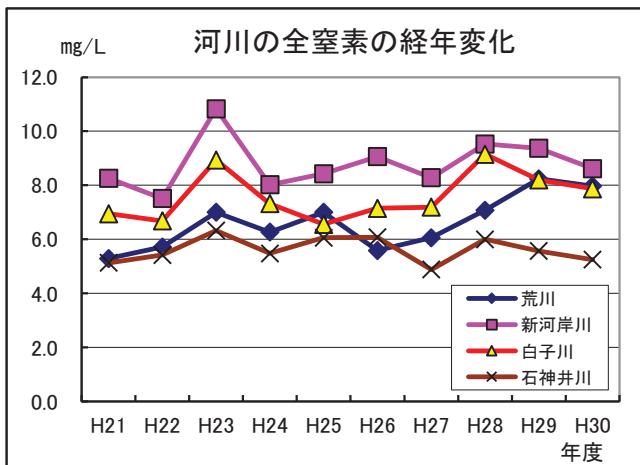
調査地点/年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
荒川	0.288	0.253	0.327	0.344	0.304	0.241	0.268	0.287	0.361	0.381
新河岸川	0.570	0.483	0.601	0.523	0.573	0.592	0.532	0.724	0.601	0.616
白子川	0.259	0.182	0.320	0.293	0.189	0.229	0.309	0.446	0.357	0.416
石神井川	0.040	0.029	0.021	0.029	0.022	0.026	0.022	0.055	0.098	0.056
浮間ヶ池	0.108	0.090	0.112	0.097	0.093	0.138	0.103	0.115	0.117	0.112
赤塚溜池	0.146	0.044	0.033	0.050	0.043	0.068	0.091	0.163	0.234	0.214
見次公園池	0.046	0.061	0.057	0.068	0.080	0.092	0.058	0.071	0.066	0.081
新河岸水再生センター	1.63	0.727	1.17	1.22	1.56	0.525	0.805	0.920	1.36	1.26



⑧ 河川及び池等の全窒素の変化 (単位: mg/L)

(単位: mg/L)

調査地点/年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
荒川	5.29	5.72	7.00	6.27	7.00	5.59	6.06	7.08	8.24	7.97
新河岸川	8.26	7.51	10.8	8.02	8.43	9.06	8.28	9.53	9.37	8.62
白子川	6.95	6.68	8.94	7.32	6.56	7.15	7.19	9.15	8.20	7.87
石神井川	5.13	5.42	6.33	5.48	6.06	6.08	4.88	6.00	5.57	5.25
浮間ヶ池	1.29	1.93	1.67	1.36	1.87	1.82	1.37	1.47	1.56	1.47
赤塚溜池	1.66	0.87	0.99	1.15	1.13	1.83	1.53	2.24	2.33	2.16
見次公園池	1.87	0.93	1.33	1.24	1.80	1.43	1.34	1.56	1.28	1.31
新河岸水再生センター	11.0	9.09	9.95	9.43	17.0	7.98	8.40	11.5	11.5	9.52



(6)平成30年度 地下水(井戸)水質調査

所在地	水温	pH	電気伝導度	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム
新河岸1丁目	17.0	7.7	146	<0.0003	<0.1	<0.002	<0.01
徳丸6丁目	13.0	5.9	265	<0.0003	<0.1	<0.002	<0.01
蓮根1丁目	15.2	7.7	148	<0.0003	<0.1	<0.002	<0.01
高島平1目	14.9	7.9	188	<0.0003	<0.1	<0.002	<0.01
幸町	16.0	5.6	231	<0.0003	<0.1	0.002	<0.01
南町	16.8	5.6	195	<0.0003	<0.1	<0.002	<0.01
中板橋	16.9	5.1	290	0.0085	<0.1	<0.002	<0.01
加賀2丁目	13.6	7.5	133	<0.0003	<0.1	<0.002	<0.01
環境基準値	—	—	—	0.003 mg/L以下	検出されないこと (<0.1mg/L)	0.01 mg/L以下	0.05 mg/L以下

所在地	砒素	総水銀	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
新河岸1丁目	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	0.17
徳丸6丁目	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	11
蓮根1丁目	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	0.30
高島平1目	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	0.26
幸町	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	11
南町	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	4.7
中板橋	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	<0.001	0.0005	8.1
加賀2丁目	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	0.02
環境基準値	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L以下	0.002 mg/L以下	1mg/L以下	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下	10 mg/L以下

平成30年12月5日・6日に採水
 環境基準超過

(7) 平成30年度 湧水水質調査

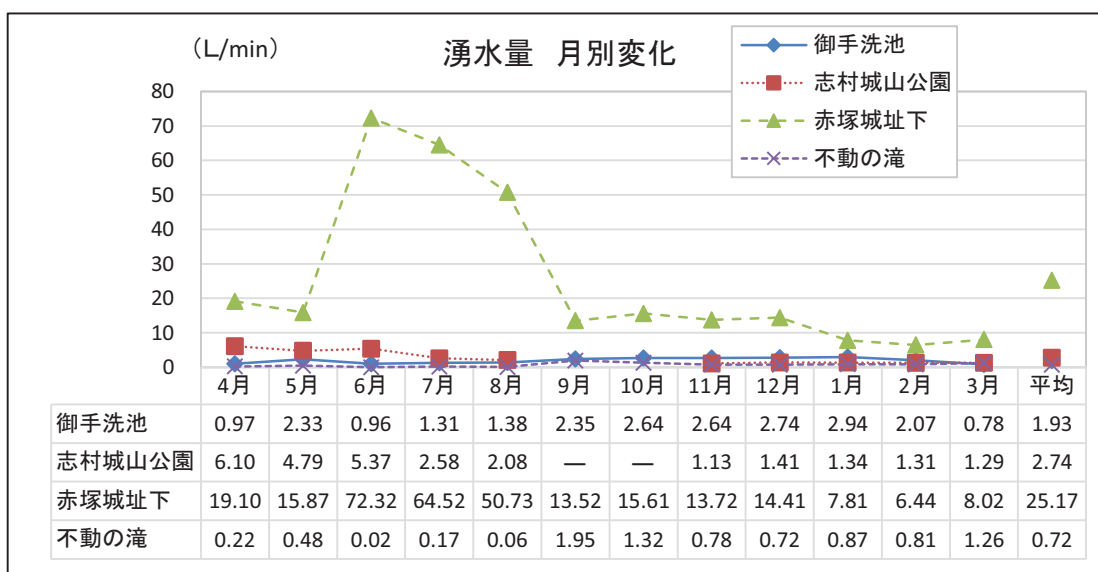
所在地	水温	pH	電気伝導度	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム
御手洗池	16.8	6.4	378	<0.0003	<0.1	<0.002	0.33
志村城山公園	16.5	6.2	324	<0.0003	<0.1	<0.002	<0.01
不動の滝	17.1	6.5	323	<0.0003	<0.1	<0.002	<0.01
小豆沢公園	18.1	6.3	296	<0.0003	<0.1	<0.002	<0.01
赤塚城址下	15.8	7.2	323	<0.0003	<0.1	<0.002	<0.01
見次公園湧水	17.2	6.8	471	<0.0003	<0.1	<0.002	<0.01
見次公園近く湧水	18.0	6.4	313	<0.0003	<0.1	<0.002	0.05
環境基準値	—	—	—	0.003 mg/L 以下	検出されないこと (<0.1mg/L)	0.01 mg/L以下	0.05 mg/L以下

所在地	砒素	総水銀	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
御手洗池	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	12
志村城山公園	<0.005	<0.00005	<0.0002	0.0004	0.002	0.0017	8.3
不動の滝	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	7.3
小豆沢公園	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	<0.001	0.0066	6.2
赤塚城址下	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	7.0
見次公園湧水	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	0.001	<0.0002	1.6
見次公園近く湧水	<0.005	<0.00005	<0.0002	<0.0002	<0.001	0.0013	7.7
環境基準値	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L以下	0.002 mg/L以下	1 mg/L以下	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下	10 mg/L以下

平成30年12月5日に採水

環境基準超過

(8) 平成30年度 湧水量調査



2 生物調査

(1) 石神井川生物調査結果 (平成30年7月27日)

○魚類

No.	科	種名	久保田橋	緑橋
1	コイ科	アブラハヤ	7	>100
2		タモロコ	3	6
3	ドジョウ科	ドジョウ	52	4
4		ヒガシシマドジョウ	3	4
5	ギギ科	ギバチ	>100	6
3科		5種	165	120

(2) 白子川生物調査結果 (平成30年7月26日)

○魚類

No.	科	種名	東崎橋上流	白藤橋
1	ウナギ目	ニホンウナギ		1
2	コイ科	コイ		>20
3	ドジョウ科	ドジョウ	3	
4	スズキ科	スズキ		3
5	ボラ科	ボラ		>100
6	ハゼ科	スミウキゴリ	10	6
7		ウキゴリ		2
8		マハゼ		>100
9		シマヨシノボリ	2	
10		旧トウヨシノボリ類	3	
11		ヌマチチブ		>100
6科		11種	18	332

○底生生物等

No.	科	和名	久保田橋	緑橋
1	タンスイカイメン科	ヨワカイメン	群	
2	サンカクアタマウズムシ科	ナミウズムシ	1	
3		アメリカツノウズムシ	1	2
4	モノアラガイ科	モノアラガイ属	16	14
5	オヨギミズ科	オヨギミズ科	1	1
6	ミズミズ科	エラミズ	18	2
7	フトミズ科	フトミズ属	4	
8	ツリミズ科	ツリミズ科	1	
9	イシビル科	シマイシビル	7	14
10	ヌマエビ科	カワリヌマエビ属	79	93
11	テナガエビ科	スジエビ	1	
12	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ		1
13	モクズガニ科	モクズガニ	2	
14	シマトビケラ科	コガタシマトビケラ		1
15		ウルマーシマトビケラ		1
13科		15種	131	129

○底生生物等

No.	科	和名	東崎橋上流	白藤橋
1	サンカクアタマウズムシ科	アメリカツノウズムシ	1	
2	カワニナ科	チリメンカワニナ	6	
3	サカマキガイ科	サカマキガイ	2	
4	イシビル科	シマイシビル	4	2
5	ミズムシ科(甲)	ミズムシ(甲)		3
6	ヌマエビ科	カワリヌマエビ属	32	
7	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	5	
8	モクズガニ科	モクズガニ	1	1
9	コカゲロウ科	ウデマカリコカゲロウ	1	1
10	サナエトシボ科	コオニヤンマ	1	
11	アメンボ科	アメンボ亜科	1	
12	ヒメトビケラ科	ヒメトビケラ属	1	
13	ニンギョウトビケラ科	ニンギョウトビケラ	1	
14	ガガンボ科	ガガンボ属		1
15	チョウバエ科	チョウバエ科	1	
16	ブユ科	ツノマユブユ属	1	
16科		16種	58	8

Ⅲ 騒音・振動

1 自動車公害移動調査結果

(1) 平成30年度自動車公害調査結果

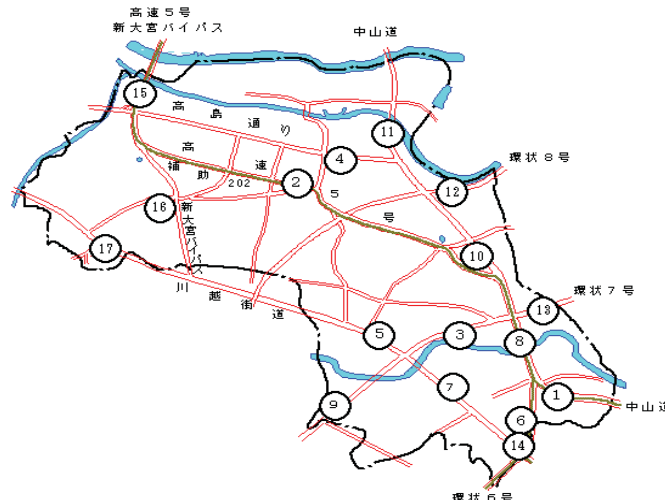
調査名	調査地点名	用途地域	調査月日	道路名	車線	交通量 (台/日)	大型車 混入率 (%)	騒音(dB(A))		振動(dB)	
								L _{Aeq}		L ₁₀	
								昼	夜	昼	夜
総合調査	1 板橋二丁目67番地先 (板橋区役所)	商業	7月9日～ 7月12日	中山道	7	32,010	5.0%	68	66	47	45
	2 高島平一丁目9番地先 (大東文化大学)	準住居	10月1日～ 10月4日	補助201号 高速5号	6 4	21,762 71,856	4.2% 11.9%	68	64	43	43
	3 双葉町42番地先 (板橋第八小学校)	近隣商業	1月21日～ 1月24日	環状7号	4	50,472	7.7%	67	65	53	52
	4 蓮根三丁目6番地先 (蓮根福祉作業所)	準住居	10月15日～ 7月18日	補助202号	4	27,588	7.5%	70	68	48	44
	5 南常盤台二丁目8番地先 (南常盤台公園)	近隣商業	10月9日～ 10月12日	川越街道	4	43,776	6.0%	70	70	49	49
基礎調査	6 熊野町25番地先	商業	7月3日～ 7月4日	環6+高速5号	6+4			71	68	53	51
	7 大山町13番地 (板橋第6小学校前)	商業	9月27日～ 9月28日	川越街道	4			72	71	43	41
	8 本町41番地先 (東京都交通局板橋変電所)	商業	11月29日～ 11月30日	中山道 +高速5号	6+4			74	72	41	41
	9 小茂根四丁目9番地 (武蔵野病院前)	近隣商業	10月22日～ 10月23日	環状7号	4			72	70	56	55
	10 大原町6番地先 (まなぼーと大原(大原生涯学 習センター))	商業	9月13日～ 9月14日	中山道	5			71	71	51	48
	11 東坂下二丁目20番地 (東清掃事務所)	近隣商業	10月25日～ 10月26日	中山道	4			69	67	46	44
	12 小豆沢四丁目29番地先	工業	9月10日～ 9月11日	環状8号	4	30,276	10.6%	69	67	43	40
	13 稲荷台22番地先 (東京電力稲荷台変電所)	近隣商業	11月1日～ 11月2日	環状7号	4	55,458	7.2%	70	69	56	56
	14 熊野町11番地 (熊野町交差点)	商業	10月30日～ 10月31日	環6+川越街道 +高速5号	9+6+8			70	68	53	53
	15 高島平六丁目1番地先 (トラックターミナル)	準工	1月16日～ 1月17日	高速5号+ 新大宮バイパス	9+4			70	68	46	46
	16 赤塚七丁目25番地先	1種住居	11月12日～ 11月13日	新大宮バイパス	2	24,282	8.6%	67	65	51	51
	17 赤塚新町三丁目3番地	近隣商業	1月28日～ 1月29日	川越街道	4			71	70	42	41

は環境基準オーバー
は要請限度オーバー

注1) 大型車については、プレートナンバー1, 2, 8, 9(大型車)による区分。

注2) 交通量は、カメラで撮影(正時より10分値の6倍値)

土、日のデータは除く。



■ 調査地点図

2 環境監視システム常時騒音測定結果

(1) 平成30年度時間帯別基準適合状況

① 自動車騒音経年変化

単位: dB

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	環境基準	要請限度
西台測定室	昼間	68	68	69	68	—	—	—	—	—	—	70以下	75以下
	夜間	64	64	64	64	—	—	—	—	—	—	65以下	70以下
上板橋測定室	昼間	70	70	71	71	71	71	71	71	71	74	70以下	75以下
	夜間	69	69	69	69	70	70	70	70	70	70	65以下	70以下
三園測定室	昼間	61	62	61	61	61	62	61	61	61	61	70以下	75以下
	夜間	58	58	58	58	58	59	59	59	59	58	65以下	70以下
相生町測定装置	昼間	—	—	—	—	—	68	68	67	67	67	70以下	75以下
	夜間	—	—	—	—	—	66	65	66	64	64	65以下	70以下

	は環境基準オーバー
	は要請限度オーバー

※ 平成25年度に西台測定室は相生町測定室に移設しました。

② 平成30年度自動車騒音常時監視結果

路線名	評価区間距離 (km)	評価区間		測定結果		評価				
		始点	終点	昼間 (dB)	夜間 (dB)	評価対象住居等 (戸数)	基準値以下 (戸数)	基準値以下 (%)	基準値超過 (戸数)	基準値超過 (%)
一般国道17号線	1.3	板橋4丁目1	仲宿62	72	70	3,613	2,527	69.9	1,086	30.1
一般国道17号線	1.0	仲宿61	本町37	75	71	2,372	1,406	59.3	966	40.7
一般国道17号線	2.6	本町37	小豆沢3丁目12	73	70	5,343	4,506	84.3	837	15.7
一般国道17号線	1.8	小豆沢3丁目12	舟渡3丁目12	70	69	1,993	1,656	83.1	337	16.9
一般国道17号線	0.8	舟渡3丁目12	舟渡3丁目24	66	63	368	238	64.7	130	35.3
鮫洲大山線	1.3	向原1丁目1	大山西町52	63	58	1,747	1,698	97.2	49	2.8
合計	8.8					15,436	12,031	77.9	3,405	22.1

※ 評価対象範囲は道路端から50mにある全ての範囲
 ※ 端数があるため合計は必ずしも100%にはならない。

3 鉄道公害

(1) 鉄道騒音測定結果

① 東北・上越・北陸新幹線

調査月日: 平成30年11月21日
 調査地点: 舟渡1-7先 類型Ⅱ [環境基準 75 dB 以下]

最大騒音レベルのエネルギー 平均値 (LAmax)	12.5m (参考)	25m
	64 dB	62 dB

順位	騒音レベル(dB)	
	12.5m (参考)	25m
1	65	64
2	65	64
3	65	63
4	65	62
5	64	62
6	64	62
7	64	62
8	63	62
9	62	61
10	62	61



測定の様子

※ 20本以上測定した時の上位10本の最大騒音レベルのエネルギー平均値
 ※ 環境省の「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」に基づき 25 m 地点の測定を実施した。
 なお、12.5 m 地点の騒音レベルは参考値として同時に測定を行った。

② 東武東上線

調査月日: 平成30年11月5日から
 平成30年11月6日まで
 調査地点: 成増3-26番地先

等価騒音レベル (LAeq)	12.5m地点	
	昼間	夜間
	66 dB	62 dB
	一日	
	65 dB	



測定の様子

【時間の区分】

- 昼間の時間帯: 午前7時00分から午後10時00分
- 夜間の時間帯: 午後10時00分から午前7時00分

※ 平成26年度から、調査地点を常盤台から成増へ移し、自動測定を開始した。

IV 参考資料

1 大気

(1) 環境基準

昭和53年7月11日環境庁告示第38号

区分	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	光化学オキシダント (O _x)
環境基準	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が 0.06ppm 以下であること。
長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値の2%除外値が 0.04ppm 以下。	年間にわたる1時間値の1日平均値の2%除外値が 10ppm 以下。	年間にわたる1時間値の1日平均値の2%除外値が 0.1mg/m³ 以下。	年間にわたる1時間値の1日平均値の98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	
	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの(1日平均値の年間2%除外値)について行う。 ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準に適合しないこととする。			年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)について行う。	
短期的評価	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。		1時間値が 0.06ppm 以下であること

(備考) 長期的評価にあつては、年間の測定時間が6,000時間未満の場合は評価対象としない。

平成13年4月20日 環境庁告示第30号

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が 0.003mg/m³ 以下であること。	1年平均値が 0.2mg/m³ 以下であること。	1年平均値が 0.2mg/m³ 以下であること。	1年平均値が 0.15mg/m³ 以下であること。

平成21年9月9日 環境省告示第33号

物質	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境基準	1年平均値が 15 μg/m³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m³ 以下であること。

- ※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- ※ 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- ※ 達成期間 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。

(2) 大気監視装置の概要

測定物質	測定装置名称	測定方法	測定範囲	測定記録	仕様の概要
二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化硫黄測定装置	紫外線蛍光法	6レンジ 自動切替 (0~1.0ppm)		乾式法
オキシダント (O _x)	オゾン測定装置	紫外線吸収法		瞬間値 (1時間平均値)	乾式法
浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粒子状物質測定装置	β線吸収法	0~5mg/m ³ 2レンジ 手動切替	GRHに付属	β線源: 密封分粒方式 (サイクロン式)
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	微小粒子状物質 (PM _{2.5})測定装置	β線吸収法	0~500 μg/m ³ 3レンジ 手動・自動切替	打点式 のこ歯状印字 (1時間積算値)	β線源: 密封分粒方式 (サイクロン式)
一酸化窒素 (NO) 二酸化窒素 (NO ₂)	窒素酸化物測定装置	化学発光法 (ケルミネッセンス法)	NO (0~1.0ppm) NO ₂ (0~0.5ppm) 3レンジ 自動切替	打点 (1時間積算値)	試料 スイッチング方式
一酸化窒素 (CO)	一酸化炭素測定装置	非分散型赤外線分析法 (NDIR)	0~50ppm (4レンジ 手動切替)	瞬間値 (1時間平均値)	自動校正装置付
騒音 (NL)	騒音測定装置		28~130dB (A)	L _x (L ₅ ~L ₉₅) L _{Aeq}	測定時間 (1時間)
風向 (WD)	気象観測装置	矢羽プロペラ法	540度 16方位	打点	
風速 (WV)			0~20m/s	10間移動 0.2以下Calm (静穏)	
温度 (TEMP)		白金抵抗対法	-20~40°C	平均値	
湿度 (HUM)		毛髪湿度計	0~100%	瞬間値	

2 水質

(1)板橋区内の河川の水域類型指定

河川名	水 域	当該類型	達成期間	指 定 年 月
荒川	笹目橋より下流	C	(イ)	平成10年6月1日環境庁告示第27号
新河岸川	東京都の区域	C	(ハ)	平成29年3月17日都告示第463号
白子川	東京都の区域	C	(イ)	平成29年3月17日都告示第463号
石神井川	全 域	B	(イ)	平成29年3月17日都告示第463号

※ (イ)は直ちに達成、(ハ)は五年を超える期間で可及的速やかに達成

環境基準の評価方法

- ① 人の健康の保護に関する項目に係わる基準の判定は、年間の平均値とする。
ただし、全シアンに係わる基準値については、最高値とする。
- ② 生活環境項目の環境基準の判定は、環境基準評価地点の日平均値で行う(BODを除く)。
- ③ BODの水質測定結果の評価方法は、環境基準評価地点において、年間を通じた日平均値の全データのうち75%以上のものと判断する(昭和52年7月1日環水管52号)。

汚れを見分けるものさし

<p>★ 汚れの量(濃度)の単位</p> <p>mg/ℓという単位は100万分の1(ppm)の割合を表わし、1mg/ℓとは水1ℓ(約1kg)に1mg(1g/1,000)が含まれていることです。</p>	<p>● 浮遊物質(SS)</p> <p>水中に浮遊している水に溶けない物質の量。川底にヘドロとなってたまります。</p>
<p>★ 有機物とは</p> <p>川の汚れの主なものは有機物です。有機物は主に人の糞尿や食べ物(家庭排水)、工場からでるもので、自然界や微生物によって分解されていきます。</p>	<p>● リンと窒素(PとN)</p> <p>リンと窒素はプランクトンや藻の栄養源になります。東京湾のような閉鎖性水域では、川から流れ込んだリン、窒素によりプランクトンが異常増殖し、赤潮の原因になり、ますます水を汚します。リン、窒素は人の糞尿、生ごみ、生活排水、食品工場などの排水に含まれ、下水処理でもあまり除去できません。</p>
<p>● 水素イオン濃度(pH)</p> <p>液体が酸性であるか、アルカリ性であるかを示す数値で、1(強酸性)から14(強アルカリ性)まであり、pH7が中性です。</p>	<p>● 陰イオン界面活性剤(MBAS)</p> <p>合成洗剤の成分で、泡立ちの原因となります。</p>
<p>● 溶存酸素量(DO)</p> <p>水中に溶けている酸素の量。酸素のない河川は死んだ河川で、魚などは生息できません。魚の生息には5mg/ℓ以上が望ましいといわれています。</p>	<p>● 透視度</p> <p>透明さの程度を表します。ガラス管状の透視度計に水を入れ、底部の標識が上から見える水層の高さを(cm)または(度)で表します</p>
<p>● BOD(生物化学的酸素要求量)とCOD(化学的酸素要求量)</p> <p>水中の有機物(汚れ)を分解するために必要とする酸素の量で、水質汚濁の重要な指標の一つです。数値が高いほど汚れています。BODは微生物が汚れを分解する酸素の量で表し、CODは化学薬品(過マンガン酸カリウム)で汚れを分解するときに必要な酸素の量です。一般に水道水源は、BOD3mg/ℓ以下、魚の生息には5mg/ℓ以下とされています。</p>	<p>● 生物</p> <p>トビケラやカゲロウなどきれいなところでは生息できない生物、アカムシ、イトミミズなど汚れに強い生物など、生物の種類によって汚れを判断します。</p>
	<p>● 大腸菌群数</p> <p>グラム陰性の無芽胞桿菌で、乳糖を分解して酸とガスを産生するすべての好気性または通性嫌気性菌の数。大腸菌群について、広く環境に存在し、土壌由来のものもあります。</p>

(2)水質の主な測定方法及び報告下限値

測定項目	測定方法・分析方法	報告下限値	有効数字
流量	昭和46年9月30日 環境省通達 環水管30号	0.01 (m ³ /s)	3
水温	JIS K0102 7.2	(°C)	
透視度	JIS K0102 9	1 (cm)	2
pH	JIS K0102 12.1	少数第一位	3
DO	JIS K0102 32.1	0.5 (mg/l)	3
BOD	JIS K0102 21	0.5 (mg/l)	2
COD	JIS K0102 17	0.5 (mg/l)	2
SS	昭和46年12月28日 環境庁告示 第59号 付表9	1 (mg/l)	2
大腸菌群数	環境庁告示第59号 別表2.1(1)備考4	(0)	2
全窒素	JIS K0102 45.2、45.4又は45.6	0.05 (mg/l)	3
全リン	JIS K0102 46.3	0.003 (mg/l)	3
カドミウム	JIS K0102 55.2 55.3又は55.4	0.0003 (mg/l)	2
全シアン	JIS K0102 38.1、38.2、38.3、38.5	0.1 (mg/l)	2
鉛	JIS K0102 54	0.002 (mg/l)	2
六価クロム	JIS K0102 65.2	0.01 (mg/l)	2
砒素	JIS K0102 61.2、61.3、61.4	0.005 (mg/l)	2
総水銀	環境庁告示59号 付表2	0.00005(mg/l)	2
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002 (mg/l)	2
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0002(mg/l)	2
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	0.0004(mg/l)	2
1,1-ジクロロエチレン	IS K0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002 (mg/l)	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004 (mg/l)	2
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0002 (mg/l)	2
1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.0006(mg/l)	2
トリクロロエチレン	〃	0.001 (mg/l)	2
テトラクロロエチレン	〃	0.0002 (mg/l)	2
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.0002(mg/l)	2
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.001 (mg/l)	2
セレン	JIS K0102 67.2、67.3又は67.4	0.002 (mg/l)	2
塩化物イオン	JIS K0102 35.1、35.2、35.3	1 (mg/l)	3
陰イオン界面活性剤	JIS K0102 30.1.1	0.02 (mg/l)	3
アンモニア性窒素	JIS K0102 42.2、42.5	0.01 (mg/l)	3
亜硝酸性窒素	JIS K0102 43.1	0.002 (mg/l)	3
硝酸性窒素	JIS K0102 43.2.3、43.2.5又は43.2.6	0.01 (mg/l)	3
リン酸性リン	JIS K0102 46.1	0.003 (mg/l)	3

数値の取り扱いについて

① 有効数字等

- ア 報告下限未満の数値については「報告下限値未満」(記載例「0.05<」)とする。
- イ 測定上限を超える数値については「報告上限値超」(記載例「100<」)とする。
- ウ 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
- エ pHについては、小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

② 平均値の計算について

- ア 平均値の計算にあたっては、有効数字を2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- イ 報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い平均値を計算する。
- ウ 報告上限値を超える数値については、報告上限の数値として取り扱い平均値を計算する。

(3)水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

項目名	基準値	用途等
カドミウム	0.003mg/L以下	顔料、光学ガラス製造
全シアン	検出されないこと	電気メッキ、熱処理工場
鉛	0.01mg/L以下	顔料、光学ガラス、鉛管、蓄電池
六価クロム	0.05mg/L以下	顔料、電気メッキ工場
砒素	0.01mg/L以下	半導体、防腐剤、農薬等
総水銀	0.0005mg/L以下	乾電池、計量器、触媒
アルキル水銀	検出されないこと	(水俣病の原因物質)
PCB	検出されないこと	絶縁油、熱触媒(製造中止)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	溶剤(トリクロロエチレン等やフロン113代替物質)
四塩化炭素	0.002mg/L以下	フルオロカーボン原料、溶剤、洗浄剤、防虫剤
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	塩化ビニルモノマー、樹脂原料、溶剤、洗浄剤
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	塩化ビニリデン樹脂
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	溶剤、染料抽出
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	金属洗浄剤、ドライクリーニング溶剤
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	溶剤、塩化ビニリデン原料、粘着剤
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	脱脂洗浄剤、溶剤
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002mg/L以下	土壌くん蒸剤、殺線虫剤
チウラム	0.006mg/L以下	硫黄殺菌剤(種子、球根、芝)
シマジン(CAT)	0.003mg/L以下	トリアノジン系除草剤
チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	0.02mg/L以下	チオールカーバメート系除草剤
ベンゼン	0.01mg/L以下	染料溶剤、スチレンモノマー等合成原料
セレン	0.01mg/L以下	ガラス、窯業、半導体、光電池
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10mg/L以下	肥料、生活排水、工場排水
ふっ素	0.8mg/L以下	ガラス、金属の洗浄剤、殺菌剤
ほう素	1mg/L以下	ガラス、陶磁器、防腐剤、肥料
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	トランジスター、合成皮革や塗料の溶剤 有機合成の反応溶剤

※ 平成31年3月変更

(4) 生活環境の保全に関する環境基準

昭和46年12月28日環境庁告示第59号

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					備 考
		生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素 量(DO)	水素イオン 濃度(pH)	大腸菌群 数	
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	6.5以上 8.5以下	50MPN/100mL以下	自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	6.5以上 8.5以下	1000MPN/100mL以下	水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄化操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	6.5以上 8.5以下	5000MPN/100mL以下	水産1級：ヤマメ、イワナ等の水産生物用 水産2級：サケ科、アユ等の水産生物用
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	6.5以上 8.5以下	—	水産3級：コイ、フナ等の水産生物用 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	6.0以上 8.5以下	—	工業用水2級：薬品注入による浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
E	工業用水3級環境保全	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	6.0以上 8.5以下	—	環境保全：日常生活に不快感を生じない限度

3 騒音・振動

環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準

(環境庁告示第64号 平成10年9月30日)

環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間と、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、もっぱら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表に係わらず、特例として次表の基準欄のとおり

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考
 個別の住居等においては騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認める時は、屋内への透過する騒音に係わる基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

環境基準の評価方法

項目	評価方法
評価手法	等価騒音レベル (LAeq)
評価位置	騒音の影響を受けやすい面
評価の時間帯区分	昼(06:00~22:00) 夜(22:00~06:00)
測定時間	時間帯ごとの連続測定または統計的に十分な精度の実測時間

- (1) 評価方法：等価騒音レベルは、騒音のエネルギーの時間的な平均値という物理的な意味を持ち、あらゆる種類の騒音の総暴露量を正確に反映させることができる。
 ただし、騒音レベルの変動に敏感な指標であるため、長時間測定による結果の安定性が求められる。
- (2) 評価位置：住居等が実際に最も騒音の影響を受けやすい面で評価する。
- (3) 評価の時間帯区分：朝、夕の時間帯固有の騒音影響に関する知見がないことから、全国一律に昼間と夜間の二区分とする。
- (4) 測定時間：時間帯区分ごとの全時間を通じて連続測定とした結果のLAeqで評価することが原則。
- (5) この環境基準は、航空機騒音や鉄道騒音及び建設作業騒音には適用されない。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域類型	あてはめ地域	基準値(デシベル)
I	別表に掲げる区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	70以下
II	別表に掲げる区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	75以下

別表

新幹線鉄道路線名	区域
東海道新幹線	本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ200m以内の距離にある地域(多摩川橋りょうに係る地域については、多摩川橋りょうの橋げたの東京側先端部における軌道中心線上の地点を中心とした半径600mの円内の地域)。ただし、鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。
東北新幹線	本線及び側線(第一上野トンネルの東京駅側開口部から第二上野トンネルの大宮駅側開口部までの区間については、当該開口部からトンネル中央部方向へそれぞれ200m以内の距離にあたる部分に限る。)の軌道中心線から両側にそれぞれ200m以内の距離にある地域。ただし、鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。

騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の環境省令

単位:デシベル

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間	夜間
			(6時～22時)	(22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域※	75	70
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない区域	1車線	65	55
		2車線以上	75	70
		近接区域※		
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線	75	70
		2車線以上		
		近接区域※		

※ 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。また、近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を超える車線を有する道路は20mの範囲とする。

振動規制法の道路交通振動に係わる要請限度

振動規制法第16条及び同施行規則第12条

単位:デシベル

区域の区分	当てはめ地域	時間の区分	
		昼間	夜間
		(8時～19時)	(19時～8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない区域	65	60
区域の区分	当てはめ地域	(8時～20時)	(20時～8時)
第2種区域※	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

※ 第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。

4 環境基準・要請限度等

(1) ダイオキシン類関係

ダイオキシン類に係る大気規制基準

(単位：ng-TEQ/m³N)

指定物質排出施設	新設	既 設			
		H12. 1. 15 ～ H13. 1. 14	H13. 1. 15 ～ H14. 11. 30	H14. 12. 1 ～	
製鋼用電気炉 (変圧器1000kVA以上)	0.5	基準 の 適 用 猶 予	20	5	
廃棄物焼却炉	200kg以上 2,000kg未満		5	80	10
	2,000kg以上 4,000kg未満		1		5
	4,000kg以上		0.1		1

(2) 水質汚濁関係

① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目 名	基 準 値	用 途 等
カドミウム	0.003 mg/L以下	顔料、光学ガラス製造
全シアン	検出されないこと	電気メッキ、熱処理工場
鉛	0.01 mg/L以下	顔料、光学ガラス、鉛管、蓄電池
六価クロム	0.05 mg/L以下	顔料、電気メッキ工場
ヒ素	0.01 mg/L以下	半導体、防腐剤、農薬等
総水銀	0.0005 mg/L以下	乾電池、計量器、触媒
アルキル水銀	検出されないこと	(水俣病の原因物質)
PCB	検出されないこと	絶縁油、熱媒体 (製造中止)
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	脱脂洗浄剤、溶剤
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	フルオロカーボン原料、溶剤、洗浄剤、防虫剤
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	溶剤 (トリクロロエチレン等やフロン113代替物質)
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	塩化ビニルモノマー、樹脂原料、溶剤、洗浄剤
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	金属洗浄剤、ドライクリーニング溶剤
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	溶剤、塩化ビニリデン原料、粘着剤、
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	塩化ビニリデン樹脂
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	溶剤、染料抽出、 [トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等から生成]
1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.002 mg/L以下	土壌くん蒸剤、殺線虫剤
チウラム	0.006 mg/L以下	硫黄殺菌剤 (種子、球根、芝)
シマジン (CAT)	0.003 mg/L以下	リアジン系除草剤
チオベンカルブ (ベンチカブ)	0.02 mg/L以下	チオールカーバメート系除草剤
ベンゼン	0.01 mg/L以下	染料溶剤、スチレンモノマー等合成原料
セレン	0.01 mg/L以下	ガラス、窯業、半導体、光電池、
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	肥料、生活排水、工場排水
フッ素	0.8mg/L以下	ガラス、金属の洗浄剤、殺菌剤
ホウ素	1 mg/L以下	ガラス、陶磁器、防腐剤、肥料
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	トランジスター、合成皮革や塗料の溶剤 有機合成の反応溶剤

② 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値					備 考
		生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	水素イオン 濃度 (pH)	大腸菌群落	
AA	水道1級・自然環境 保全及びA以下の欄 にかかげるもの	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	6.5以上 8.5以下	50 MPN /100ml 以下	自然環境保全 自然探勝等の環境保全 水道1級 ろ過等による簡単な浄水操作 を行うもの 水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄化 操作を行うもの 水産1級 ヤマメ、イワナ等の水産生物 用 水産2級 サケ科、アユ等の水産生物用 水産3級 コイ、フナ等の水産生物用 工業用水1級 沈殿等による通常の浄化操作 を行うもの 工業用水2級 薬品注入による浄水操作 工業用水3級 特殊の浄水操作 環境保全 不快感を生じない限度
A	水道2級・水産1級 ・水浴およびB以下の 欄にかかげるもの	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	6.5以上 8.5以下	1000 MPN /100 ml 以下	
B	水道3級・水産2級 及びC以下の欄にか かげるもの	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	6.5以上 8.5以下	5000 MPN /100 ml 以下	
C	水産3級・工業用水 1級及びD以下の欄 にかかげるもの	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	6.5以上 8.5以下	—	
D	工業用水2級・農業 用水及びEの欄にか かげるもの	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	6.0以上 8.5以下	—	
E	工業用水3級 環境保全	10 mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/l 以上	6.0以上 8.5以下	—	

(3) 騒音・振動関係

① 自動車騒音・振動に係る要請限度

区 域	車 線	騒 音 (等価騒音 L _{Aeq}) 単位：dB		振 動 (80%レンジ上端値 L ₁₀) 単位：dB	
		06:00～22:00	22:00～06:00	08:00～19:00	19:00～08:00
第1種低層住居専用地域	1車線	65	55	65	60
第2種低層住居専用地域					
第1種中高層住居専用地域	2車線以上	70	65		
第2種中高層住居専用地域					
(AA地域を含む)	近隣区域	75	70		
第1種住居地域	1車線	65	55		
第2種住居地域					
準住居地域	2車線以上	75	70		
用途地域の定めのない地域	近隣区域	75	70		
近隣商業地域	1車線	75	70	70	65
商業地域	2車線以上				
準工業地域	近隣区域				
工業地域					

ただし、振動は近隣商業、商業、準工業、工業地域については、19:00は20:00となる。

- ・近隣区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。
- ・近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を超える車線を有する道路は20mの範囲とする。

② 工場等の騒音規制基準

(騒音規制法の特定工場等および都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による工場・指定作業場に係る隣地との境界線における規制基準 単位：dB)

区域の区分		時間の区分				
	該当地域	6時朝	8時 昼	19時 夕	23時 夜	6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	40	45	40	40	
第2種区域	第1種中高層住居専用地域(第1種区域を除く。) 第2種中高層住居専用地域(第1種区域を除く。) 第1種住居地域(第1種区域を除く。) 第2種住居地域(第1種区域を除く。) 準住居地域(第1種区域を除く。) 第1特別地域※ ₁ 無指定地域(第1、第3、第4種区域を除く。)※ ₂	45	50	45	45	
第3種区域	近隣商業地域(第1特別地域を除く。) 商業地域(第1特別地域を除く。) 準工業地域(第1特別地域を除く。) 第2特別地域※ ₁	55	60	55	50	
第4種区域	工業地域(第1、第2特別地域を除く。) 第3特別地域※ ₁ (都条例のみ)	60	70	60	55	
第2種、第3種及び第4種区域内の学校(含む幼稚園)、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、上欄に定める値から5dBを減じた値とします。 ※ ₁ 特別地域は、基準が2段階以上異なる区域が接している場合に、基準の厳しい区域の周囲30メートルの範囲に設定します。 ※ ₂ 無指定地域とは、都市計画法による用途地域の定められていない地域をいいます。なお、地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準が適用されます。						

③ 工場等の振動規制基準

(振動規制法の特定工場等および都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による工場・指定作業場に係る隣地との境界線における規制基準 単位：dB)

区域の区分		時間の区分				
	該当地域	8時	昼	19時	夜	8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 無指定地域※(第2種区域を除く。)		60		55	
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		65		60	
学校(含む幼稚園)、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、上欄に定める値から5dBを減じた値とします。 ※無指定地域とは、都市計画法による用途地域の定められていない地域をいいます。地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準が適用されます。						

④ 深夜営業等に関する規制基準

(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による隣地との境界線における規制基準 単位：d B)

区 域 の 区 分		音源の存する敷地と隣地との境界線における音量 (単位デシベル)	
種 別	該 当 地 域	深夜 23時	翌朝 6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域		40
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 第1特別地域※		45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 第2特別地域※		50
第4種区域	工業地域 第3特別地域※		55

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内（第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。）における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。
※特別地域とは、2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30メートル以内の範囲をいう。

⑤ 日常生活等に適用する騒音規制基準

(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による隣地との境界線における規制基準 単位：d B)

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分				
該当地域		6時 朝	8時 昼	19時 夕	23時 夜	6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	40	45	40	40	
第2種区域	第1種中高層住居専用地域(第1種区域を除く。) 第2種中高層住居専用地域(第1種区域を除く。) 第1種住居地域(第1種区域を除く。) 第2種住居地域(第1種区域を除く。) 準住居地域(第1種区域を除く。) 無指定地域(第1種および第3種区域を除く。)※	45	50	45	45	
第3種区域	近隣商業地域(第1種区域を除く。) 商業地域(第1種および第4種区域を除く。) 準工業地域 工業地域	55	60	20時 55	50	
第4種区域	商業地域であって特に指定された地域	60	70	60	55	

第2種、第3種及び第4種区域内の学校(含む幼稚園)、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、上欄に定める値から5dBを減じた値とします。
※無指定地域とは、都市計画法による用途地域の定められていない地域をいいます。なお、地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準が適用されます。

5 条例・要綱等

(1) エコポリス板橋クリーン条例

平成10年10月9日東京都板橋区条例第36号

改正 平成13年3月9日条例第29号

改正 平成16年3月11日条例第20号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 環境保全（第3条—第7条）
- 第3章 環境美化（第8条—第14条）
- 第4章 雑則（第15条—第18条）
- 第5章 罰則（第19条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、かけがえのない地球環境を良好な状態に保ち、次の世代に引き継いでいくために、環境にやさしい暮らし方や事業活動に努め、エコポリス板橋の実現を目指すとともに、ごみの投げ捨て等を防止し、地域の環境美化活動の一層の推進を図り、もって区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不要なアイドリング 自動車等を駐車又は停車する場合に、必要がないにもかかわらずエンジンを稼働させている状態をいう。
- (2) 小型焼却炉 焼却施設のうち、火格子面積が0.5平方メートル未満のものをいう。
- (3) 伝統的行事等 風俗慣習上又は宗教上の行事及び学校教育又は社会教育活動をいう。
- (4) 飲食料容器 飲食料を収納し、又は収納していた缶、びんその他の容器をいう。
- (5) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する飲食料容器以外の物をいう。
- (6) 落書き 公共の場所等に、みだりに文字、図形等を描く行為であって、地域の景観を損ねるものをいう。
- (7) 区民等 区内に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (8) 事業者 区内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (9) 団体 区民等又は事業者を構成員として活動する団体及びこれらの連合体をいう。
- (10) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
- (11) 公共の場所等 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び東京都板橋区管理通路条例（平成7年板橋区条例第16号）第2条に規定する区管理通路をいう。以下同じ。）、公園、広場その他の公共の場所及び他人が所有し、又は管理する土地、建物若しくは工作物をいう。

第2章 環境保全

(区の責務)

第3条 区は、環境保全に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 区は、区民等、事業者又は団体の行う環境保全に関する活動を支援するとともに、地球環境の保全に関する意識の啓発をしなければならない。

(区民等の責務)

第4条 区民等は、環境に配慮した生活をするよう努めなければならない。

2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業を営むにあたって、環境に配慮した事業活動をするよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

(団体の責務)

第6条 団体の代表者等は、団体の構成員に対し、環境保全に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。

2 団体は、この条例の目的を達成するため、区が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

(地球環境への配慮)

第7条 自動車等を使用する者は、自動車等からの窒素酸化物及び二酸化炭素等の排出を抑制するため、不要なアイドリングを停止しなければならない。

2 自動車駐車場等の所有者又は管理者及び自動車等を使用する事業者は、その利用者及び従業員に対し、不要なアイドリングの停止について、周知し、啓発をしなければならない。

3 区民等及び事業者は、ばいじん、ダイオキシン類等の排出を抑制するため、小型焼却炉により、又は焼却施設によらないで、ごみを焼却してはならない。ただし、板橋区規則で定める小型焼却炉による焼却、又は伝統的行事等を行うために必要な焼却行為については、この限りでない

第3章 環境美化

(区の責務)

第8条 区は、環境美化に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 区は、区民等、事業者又は団体の行う環境美化に関する活動を支援するとともに、地域環境の美化に関する意識の啓発をしなければならない。

(区民等の責務)

第9条 区内に居住する者は、自宅の周辺において、清掃活動その他の環境美化に努めなければならない。

2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する環境美化に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、事業所及びその周辺等の事業活動を行う場所において、清掃活動その他の環境美化に努めなければならない。

2 飲食料容器及び吸い殻等の散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者

は、その散乱を防止するため、区民等に対する意識の啓発、回収容器の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する環境美化に関する施策に協力しなければならない。

(団体の責務)

第11条 団体の代表者等は、団体の構成員に対し、環境美化に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。

2 団体は、活動する地域において、清掃活動その他の環境美化に努めなければならない。

3 団体は、この条例の目的を達成するため、区が実施する環境美化に関する施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第12条 区民等は、道路、公園、広場その他の公共の場所を歩行中又は自転車に乗車中に喫煙をしないよう努めなければならない。

(禁止行為)

第13条 区民等は、公共の場所等にみだりに飲食料容器又は吸い殻等を捨ててはならない。

2 区民等は、公共の場所等に落書きをしてはならない。

3 犬の飼い主又は管理者は、公共の場所等に犬のふんを放置してはならない。

(路上禁煙地区)

第14条 区長は、特に必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。

3 路上禁煙地区においては、道路上で喫煙する行為及び道路上（沿道の植栽帯を含む。）に吸い殻を捨てる行為を禁止する。

4 区長は、路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、区長が別に定める機関の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するものとする。

5 区長は、路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除したときは、その旨を告示するものとする。

第4章 雑則

(勧告)

第15条 区長は、第7条又は第13条の規定に違反している者に対し、環境保全及び環境美化の促進を図るため必要な限度において、指導又は勧告をすることができる。

(公表)

第16条 区長は、前条の規定に基づく勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ公表に係る者の意見を聴くものとする。

(顕彰)

第17条 区長は、環境保全又は環境美化の推進に貢献した区民等、事業者及び団体を顕彰することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

第5章 罰則

第19条 第14条第3項の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成11年2月1日から施行する。

付 則（平成13年3月9日条例第29号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月11日条例第20号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（第5章に係る部分に限る。）及び第4章の次に1章を加える改正規定は、板橋区規則で定める日から施行する。

(2) 東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例

平成18年12月15日東京都板橋区条例第49号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 地下水及び湧水の保全（第8条—第14条）

第3章 雑則（第15条—第19条）

第4章 罰則（第20条・第21条）

付則

板橋区は、武蔵野台地と荒川低地とからなる起伏に富んだ地形を有し、古くから湧水があり、みどりと水の自然環境が残されている。しかし、近年都市化による地表の被覆や地下水脈の分断により、地下水及び湧水への影響が深刻になりつつある。板橋区は、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」を実現し、良好な環境を次の世代に継承していくために、区民や事業者等と連携して、健全な水循環を取り戻し、区民共有の貴重な資源である地下水及び湧水を保全するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地下水のかん養をさらに進めるとともに、健全な水循環を取り戻し、地下水及び湧水の保全を図り、地盤沈下等の公害を防ぐことにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 雨水等が地下に浸透して蓄えられた板橋区（以下「区」という。）の区域内の地下に存在する水（温泉法（昭和23年法律第125号）に規定する温泉を除く。）をいう。
- (2) 湧水 区の区域内において地下水が湧き出たものをいう。
- (3) 井戸 揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設により、地下水を揚水する構造物をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (5) 大口地下水利用者 井戸により地下水を利用する者（以下「井戸利用者」という。）であって、暦年で前年1年間の揚水量（災害時に区民のために利用した地下水を除く。）が36,500立方メートルを超えるものをいう。
- (6) 雨水浸透施設 雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、雨水浸透側溝等雨水の地下浸透を促進するための施設をいう。

（区の責務）

第3条 区は、水環境保全のため、総合的かつ計画的に施策を実施し、地下水及び湧水の保全に必要な措置を講じなければならない。

2 区は、健全な水循環を維持回復するために、緑地保全等を進めることにより、雨水の自然な地下浸透を図るとともに、区の管理する公共施設の整備に当たっては、雨水の地下浸透を推進しなければならない。

3 区は、区民及び事業者に地下水及び湧水の保全に関する情報を適切に提供し、意識の啓発及び支援を行わなければならない。

4 区は、井戸利用者と協力し、区民が災害時に地下水を利用することができるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、地下水及び湧水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、区が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、板橋区規則（以下「規則」という。）で定める駐車場を設置する場合は、当該駐車場に雨水浸透施設を設置するよう努めなければならない。

(井戸利用者の責務)

第5条 井戸利用者は、地下水が区民共有の貴重な資源であるとの認識に立ち、その適正な利用を図る責務を有するとともに、区が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力しなければならない。

(大口地下水利用者の責務)

第6条 大口地下水利用者は、雨水の利用、地下水のかん養及び湧水の保全に必要な措置を講ずる責務を有するとともに、区が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力しなければならない。

2 大口地下水利用者は、地下水の適切な利用を図り、揚水量の減量に努めなければならない。

3 大口地下水利用者は、規則で定めるところにより、利用する井戸の地下水位及び井戸周囲の地盤沈下の状況を測定し、並びに当該大口地下水利用者である年1年間の測定結果を翌年の3月31日までに、区長に報告しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、大口地下水利用者は、利用する井戸周囲の地盤の状況を監視し、異変が認められるときは、直ちに区長に報告しなければならない。

(区民の責務)

第7条 区民は、地下水及び湧水の保全に努めるとともに、区が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 地下水及び湧水の保全

(井戸の利用届等)

第8条 この条例の施行の際、現に区内に設置されている井戸を利用している者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を書面で区長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 井戸の利用に係る業種及び作業の種類
- (4) 井戸の構造及び配置
- (5) 地下水揚水量
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 この条例の施行の際、現に区内に設置されている井戸をこの条例の施行の日後に利用する者は、当

該井戸を利用する前にあらかじめ、前項の規定に準じて届出を行わなければならない。

3 前2項の者は、規則で定めるところにより、年間の地下水揚水量を区長に報告しなければならない。
(揚水量の制限)

第9条 前条の規定による届出があったときは、区長は、この条例の施行の日前5年間の各年間揚水量のうち最大となる年の揚水の実績(以下「最大年間揚水量」という。)を規則で定めるところにより確認するものとする。

2 前項の規定により、最大年間揚水量を確認された者は、届出以後の年間揚水量が最大年間揚水量(3,650立方メートル未満の場合は3,650立方メートル)を超えないように努めるものとする。

3 第1項の規定により最大年間揚水量を確認されなかった者は、当該井戸により年間3,650立方メートルを超えて、地下水を揚水してはならない。

4 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第134条第3項各号(第4号を除く。)に掲げる揚水施設については、前3項の規定は適用しない。

(井戸廃止の届出)

第10条 井戸を利用している者は、井戸の利用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を区長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 施設の名称及び所在地

(3) 井戸の利用に係る業種及び作業の種類

(4) 廃止の理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(湧水保全地域の指定)

第11条 区長は、湧水地点を含む地域で湧水の保全のための施策を講ずる必要があると認められる地域を、湧水保全地域として指定することができる。

(工事費用等の補助)

第12条 区は、大口地下水利用者が、第6条第3項の規定に基づき地盤沈下の状況を測定する機器を設置する場合は、測定設備に係る工事費用の一部を補助することができる。

2 区は、大口地下水利用者が、地下水利用から上水道利用に転換する場合は、上水道設備に係る工事費用の一部を補助することができる。

3 区は、湧水保全地域内の湧水の保全のため、当該保全に係る費用の一部を補助することができる。

(地下水及び湧水の保全に係る計画)

第13条 区長は、地下水及び湧水の保全に係る計画を板橋区環境基本計画に定めるものとする。

(東京都との連携)

第14条 区は、地下水の広域性、流動性等にかんがみ、東京都との連携を緊密にするとともに、地下水保全に関し、東京都へ働きかけるものとする。

第3章 雑則

(勧告)

第15条 区長は、第6条第3項の規定に違反した大口地下水利用者に対し、期限を定め、改めて報告をするよう勧告することができる。

2 区長は、井戸の地下水位の著しい低下及び井戸周囲の地盤沈下が発生し、周辺的生活環境に支障を

及ぼすおそれがあると認めるときは、当該井戸を利用している大口地下水利用者に対し、地下水の揚水量を必要な限度で減じるよう勧告することができる。

3 区長は、第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、届出をし、又は届出を改めるよう勧告することができる。

4 区長は、第9条第3項の規定に違反した者に対し、以後の揚水量を同項の規定に適合する揚水量にするよう勧告することができる。

(公表)

第16条 区長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表をしようとする場合は、あらかじめ公表に係る者の意見を聴くものとする。

(命令)

第17条 区長は、第15条第1項、第2項又は第4項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、勧告内容を実施するよう命令することができる。

(立入検査等)

第18条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に井戸等の場所に立ち入り、その場所又はその他必要な場所において、設備その他の物件を検査し、関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第20条 第17条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

付 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第5号、第6条、第12条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第2項の規定は、平成20年1月1日から施行する。

2 第8条第1項の規定による届出は、この条例の施行の日から6月以内に、行わなければならない。

(3)板橋区大規模建築物等指導要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、板橋区内において大規模建築物等が建設される場合、事業地及びその周辺が良好な都市としての生活環境を保つことができ、かつ、公共施設及び公益施設が整備されるよう、必要

な指導事項を定め、安全で快適なまちづくりの促進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、次の各号に掲げる事業に該当するものについて、適用する。

- (1) 階数が3以上（居室を有しない地階を除く。）かつ戸数30戸以上の集合住宅（寮、寄宿舎及び老人ホームを含む。）を建築する事業（以下「適用事業(1)」という。）。
- (2) 集合住宅以外の建築物で、延べ床面積が2,000平方メートル以上の建築をする事業（以下「適用事業(2)」という。）。

ただし、前号を除く集合住宅が含まれる複合建築物については、細則に定めるものとする。

- (3) 事業区域面積が1,000平方メートル以上の土地に建築物を新築する事業で、適用事業(1)又は適用事業(2)以外の建築をする事業（以下「適用事業(3)」という。）。

ただし、細則に定める事業は除く。

- 2 事業区域面積が1,000平方メートル未満の土地に集合住宅を建設する事業で、階数が3以上かつ10戸以上30戸未満は、別に定める基準による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、同一の事業区域又は隣接地に同一事業者が、複数の建築物の建築をする事業を行うとき又は既存事業の竣工後3年以内(工事中も対象とする)に引続き事業を行うとき、その合計が前2項に定める規模になる場合には、この要綱を適用する。
- 4 本要綱で規定する建築は、建築基準法（昭和25年法律第201号。）第2条第13号に規定する建築又は法第87条第1項において準用する法第6条第1項及び法第6条の2第1項に規定する確認を必要とする用途の変更をいう。

(都市計画等との調和)

第3条 前条に該当する事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、事業を予定する地域が板橋区都市計画マスタープラン等により、地域特性に応じた市街地整備計画が策定されている地域に該当するときは、これらの計画との調和を図るものとする。

(環境との共生)

第4条 事業者は、東京都環境基本条例（平成6年東京都条例第92号）、エコポリス板橋クリーン条例（平成10年板橋区条例第36号）、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成11年板橋区条例第49号）、東京都板橋区緑化の推進に関する条例（昭和54年板橋区条例第36号）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）（以下「東京都環境確保条例」という。）等の規定に基づき、利用者の健康及び環境との共生に配慮するものとする。

- 2 事業者は、事業の計画に際して、環境に配慮した省エネルギー、省資源、資源循環型の設計を採用するものとする。
- 3 事業者は、事業の施工に際して、環境に配慮した低騒音・低振動型重機等をできる限り使用するものとする。
- 4 事業者は、建設発生土・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊などの建設副産物のリサイクルを積極的に進め、再生資源の利用促進と建設廃棄物の減量を図るものとする。
- 5 事業者は、雨水の地下浸透に努めるとともに雨水の有効利用を促進するものとし、雨水を雑用水として用いる場合、雨水の一時貯留施設及び給水栓等に誤飲、誤用を防ぐ措置を講ずるものとする。

(事前協議)

第5条 事業者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第

201号)に定められた申請等を行う前に、あらかじめ当該事業の基本計画及びこの要綱に定める事項について、別に定める様式により区長に申出て協議するものとする。

(事業計画の調整)

第6条 事業者は、区長が事業の施行により増加が見込まれる児童・生徒を区立学校に収容することが困難と認める等特段の事情により、戸数の削減又は建設時期の変更について要請したときは、事業計画を調整するものとする。

(区内業者の活用)

第7条 事業者は、事業の執行にあたっては、区内業者を優先的に活用するものとする。

(町会・自治会への加入)

第7条の2 事業者は、入居者に対し、町会・自治会への加入の促進に努めなければならない。

第2章 各事業の共通協議項目

(周囲対策)

第8条 事業者は、近隣に迷惑を及ぼさないよう、次のとおり周囲対策を行うものとする。

- (1) 工事車両による交通事故及び路上汚損の防止対策を行うこと。
- (2) 工事期間中は、工事に関する連絡窓口を看板等で明示すること。

(文化財の保護)

第9条 事業者は、遺跡等の文化遺産を保護するため、区と協議して必要な措置を講ずるものとする。

(自然保護)

第10条 事業者は、現存する樹木等の保護に努め、やむを得ずこれを伐採する場合は、代替の樹木を植える等おおむね現状を回復するものとする。

(緑化の推進)

第11条 事業者は、区の定める基準に従い、事業区域内に緑地を整備する等、緑化を推進するものとする。

(住環境対策)

第12条 事業者は、区の指導に従い、公害に対する自己防衛措置を講ずるものとする。

2 事業者は、冷暖房設備など公害の発生する恐れのある機器の設置については、関係法令を遵守するものとする。

3 事業者は、建設予定地の土地利用の履歴等調査(資料等調査)を実施して、区にその届出を行い、土壤汚染状況調査の指示を受けるものとする。

また、東京都環境確保条例の対象となる場合には、その条例をも満足させるものとする。

4 事業者は、建物除却工事等が伴う場合、建築予定地の近隣に対して、除却工事の内容について説明し、近隣からその工事の騒音及び振動の苦情・要望の申し出があった場合には、責任を持って対応すること。

5 事業者は、建設予定地の近隣にある工場等の事業主と解体、建築工事に伴う騒音・振動・臭気及び粉塵等による近隣工場等への影響や、入居後に予想される近隣工場等との公害に関する紛争を未然に防止するため、協議を行うものとする。

6 事業者は、次の交通量予測調査を行うものとする。

- (1) 適用事業(2)で、著しく交通量の増加が予測される場合は、区と協議して交通量予測調査を実施し、その結果により、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 区長は、前号の調査結果に疑義があると認めたときは、事業者と協議のうえ、区が調査を行い、

その費用は事業者の負担とする。

(建築物の環境衛生の保持)

第12条の2 事業者は、当該建築物内の室内空気その他建築物の利用者の健康又は快適性に係る環境衛生の保持のため、必要な措置に関して区と協議し、必要な指導を受けるものとする。

(電波受信障害対策)

第13条 事業者は、必要に応じて建築着工までに電波受信障害予測調査を実施し、その調査に基づき、電波受信障害が発生することが判明した場合には、その障害を除去するための対策を講ずるものとする。

2 事業者は、建築着工後に電波受信障害を生じさせた場合には、その障害を除去するための対策を講ずるものとする。

(地震等の際の災害対策)

第14条 事業者は、地震及びガス爆発等の際の破損ガラス対策として、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) 網入りガラスの使用
- (2) ベランダ又はバルコニーの設置
- (3) 緩衝地帯の設置
- (4) その他適切な措置

2 集合住宅については、地震等の際の室内における危険を回避するため、家具の転倒防止対策を講ずるとともに、入居者に周知すること。

(防災対策)

第15条 事業者は、事業区域内に地域及び当該建築物の防災対策として、次の施設を区の定める基準に従い、設置及び確保するものとする。

- (1) 防火貯水槽
- (2) 災害時避難場所案内板
- (3) 災害用仮設便所

ただし、第2号及び第3号については、集合住宅に適用する。

(雨水対策)

第16条 事業者は、事業区域内に総合的な治水対策の一環として、雨水を地下に浸透させる等雨水の流出を抑制する雨水流出抑制施設を区の定める基準に従い、整備するものとする。

(生活施設)

第17条 事業者は、事業区域内に次の施設を区の定める基準に従い、整備するものとする。

- (1) 駐車場
- (2) 自転車置場及びバイク置場
- (3) 再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等（焼却炉は設置しないものとする。）

(公共施設)

第18条 事業者は、事業区域内又はその周辺に次に掲げるもののうち、区長が指定する施設を区の定める基準に従い、整備するものとする。

- (1) 道路
- (2) 交通安全施設
- (3) 街路灯

(4) 道路排水施設

第3章 集合住宅（適用事業（1））の協議項目

（緑地広場）

第19条 事業者は、事業区域内に区の定める基準に従い、緑地広場を整備するものとする。

2 前項の緑地広場の面積は、都市計画及びその他の条例に基づいて、区に帰属する公園・緑地等の面積と重複することができる。

3 第1項により整備する緑地広場の維持管理については、細則で定める。

4 削除

5 削除

（工業地域等における配慮）

第20条 事業者は、都市計画法第8条の規定に基づく工業地域及び準工業地域(以下「工業地域等」という)内に集合住宅を建築する場合は、周辺環境との調和に十分配慮したものとする。

2 事業者は、工業地域内に集合住宅を建築する場合は、前項に定めるもののほか、近隣工場との協議を行う等、区の定める基準に従うものとする。

3 事業者は、購入者及び入居者に対し、事業地は工業地域等であることの条件等についての説明を十分に行い、周辺工場に対する理解と調和の促進に努めなければならない。

（商業地域等における配慮）

第21条 事業者は、都市計画法第8条の規定に基づく商業地域・近隣商業地域及びこれらの地域に準じる地域（以下「商業地域等」という）内に集合住宅を建築する場合は、必要に応じて建物内に商業施設（店舗等）の設置に配慮したものとすること。

（集会施設）

第22条 事業者は、事業区域内に入居者用の集会室を区の定める基準に従い、設置するものとする。

（公益施設）

第23条 事業者は、事業区域内に次に掲げるもののうち、区長が指定する施設を区の定める基準に従い、設置・整備するものとする。

(1) 認可保育所

(2) 児童館

(3) 放課後児童健全育成施設

(4) 防災備蓄倉庫

(5) 地域住民集会施設

第4章 補 則

（公共・公益施設の引継ぎ・管理等）

第24条 第18条の規定により整備された公共施設及び第23条の規定により設置・整備された公益施設の管理等については、区と事業者との協議により定めるものとする。

2 前項の協議により、公益施設及びその用地を区に譲渡する場合は、無償を原則とし、これによりがたい場合は、双方協議のうえ、その負担の割合を定めるものとする。

（特に大規模な施設等の特則）

第25条 区長は、適用事業が特に大規模である場合又は行政上特に必要があると認めた場合は、事業者に対して、この要綱に定めるもののほかに必要な公共・公益施設の設置・整備又は負担等につい

て協力を求めることができる。

(協議の合意等)

第26条 この要綱に基づく協議の結果、合意に達した事項について、区と事業者の間で覚書を交換するものとする。ただし、第5条の申出が板橋区長の場合は、通知書の発行をもって、覚書の交換とみなす。

2 前項で交換した内容について変更が生ずる場合は、あらかじめ変更内容を区と協議し、当該合意事項について覚書等の変更を区長に届け出るものとする。

3 事業者は、計画又は工事を中止したときは、その旨を区長に届け出なければならない。

(完了検査)

第27条 事業者は、工事が終了したときは、速やかに、区長に工事の完了を届け出て、区の検査を受けなければならない。

2 区長は、検査の結果、覚書の内容に適合していると認めるときは、事業者に対し、速やかに、完了確認証を交付しなければならない。

(建て替え時等の特例)

第28条 この要綱の適用を受けた建築物の建て替えに際し、改めてこの要綱が適用されるとき、区長は、既存の建築物の建築に伴って既に整備された公共・公益施設の状況を勘案のうえ、この要綱の趣旨を逸脱しない範囲内で調整することができる。

2 建築物の増築部分又は用途変更部分が、第2条のいずれかの事業に該当することとなる場合で、この要綱に規定する施設等の設置・整備が困難と認められる場合には、区長は、設置・整備すべき施設等の一部を緩和することができる。

(勧告・公表)

第29条 区長は、この要綱に定める事項を事業者が履行しないときは、この要綱の目的を達成するため、必要な措置を事業者に勧告するものとする。

2 区長は、事業者が前項の勧告に正当な理由がなく従わないときは、事業者名及び勧告の内容を公表する等、必要な措置をとることができる。

3 区長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(その他)

第30条 この要綱に定めのない事項については、別に区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号及び第3号の規定については、平成11年7月1日から施行する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前における第2条第1項第3号の取扱いは、板橋区中高層住宅団地建設等指導要綱(以下「旧要綱」という。)第2項第3号及び第4号の例による。

4 この要綱の施行の日以前から、旧要綱第3項の規定によりなされた区との協議については、この要綱第5条の規定によりなされた事前協議とみなす。

5 前項の規定による申出の協議中の者は、この要綱の施行後3月を経過する日までは、旧要綱を適用

することができる。

6 この要綱の施行前に旧要綱第8項第2号の規定によりなされた覚害の交換は、この要綱第26条第1項の規定によりなされた覚書とみなす。

7 旧要綱（昭和55年2月21日決定）は、廃止する。

付 則（平成12年3月17日決定）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年3月30日決定）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月30日決定）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年4月20日決定）

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

付 則（平成21年6月15日決定）

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則（平成23年1月12日決定）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(4) 板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針

平成25年9月5日資源環境部長決定

第1章 総 則

（目的）

第1条 この指針は、板橋区内において建築物等が建築される際に、環境に配慮した省エネルギー、省資源、資源循環型の設計が採用され、環境に配慮した低炭素建築物が整備されるよう、必要な事項を定め、低炭素型社会のまちづくりの促進を図ることを目的とする。

（対象事業）

第2条 この指針の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、板橋区大規模建築物等指導要綱（平成11年3月26日区長決定）第2条第1項各号に掲げる事業に該当するものとする。

2 前項に該当しない事業については、前条の目的の実現のために、本指針に準拠した建築物となるよう努めるものとする。

（景観への配慮）

第3条 前条に該当する事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、景観法（平成16年6月18日法律第110号）第8条に基づく「板橋区景観計画」を遵守し、屋外に設置する機器及び配管等について、周囲からの見え方に配慮するものとする。

第2章 省エネルギー・環境配慮項目

（建築物の断熱化）

第4条 事業者は、外壁・屋根・窓等を通しての熱損失の防止について検討し、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 建築物の向き、室の配置等について配慮し、外壁・屋根を通した熱負荷の低減を図る。

(2) 断熱性の高い材料・構法の採用等により、躯体を通した熱負荷の低減を図る。

(3) 断熱・日射遮蔽性の高い建具及びガラス、庇等の採用により、開口部を通した熱負荷の低減を図る。

(4) 気密性のよい建具を採用し、空気の流出入による熱損失の低減を図る。

(自然エネルギーの利用)

第5条 事業者は、自然エネルギーの利用について検討し、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 自然通風を有効に利用し、空調負荷の低減を図る。

(2) ライトシェルフ、ハイサイドライト等により、自然光を有効に利用し、照明負荷の低減を図る。

(緑のカーテンの設置)

第6条 事業者は、緑のカーテンの設置方法について検討し、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、設置の際は、実などが落下することのないよう、落下防止策を講ずるものとする。

(1) 設置スペースを確保する。

(2) ワイヤ用フックを設置する。

(3) 設置スペースの近辺に水栓を設ける。

(空気調和設備等の省エネルギー化)

第7条 事業者は、空気調和設備等の消費エネルギーの低減を図るために、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 高効率型熱源機を採用する。

(2) 高効率型冷暖房機を採用する。

(3) ポンプ類の変流量制御を採用し、搬送エネルギーの低減を図る。

(4) 空気調和機系統の変流量制御を採用し、搬送エネルギーの低減を図る。

(5) 外気冷房システムを採用し、空調負荷の低減を図る。

(6) 全熱交換器（同ユニット）を採用し、空調負荷の低減を図る。

(7) 空調範囲を細分化（ゾーニング）するとともに、リモコン近辺に空調範囲を表示し、不必要な消費エネルギーの削減を図る。

(8) 大風量送風機の変風量制御を採用し、搬送エネルギーの低減を図る。

(照明設備の省エネルギー化)

第8条 事業者は、照明設備の消費エネルギーの低減を図るために、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) LED、Hf型蛍光灯等の高効率型照明器具を採用する。

(2) 調光型照明器具を採用する。

(3) 昼光連動制御型照明器具を採用する。

(4) 点灯範囲（回路）を細分化するとともに、照明スイッチ近辺に点灯範囲を表示し、不必要な消費エネルギーの削減を図る。

(5) トイレ・階段等に人感センサーを採用する。

(6) LED誘導灯を採用する。

(7) LED屋外灯を採用する。また、太陽光発電一体型屋外灯の採用を検討する。

(受変電設備の高効率化)

第9条 事業者は、受変電設備における消費電力量の低減を図るために、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 高効率型変圧器を採用する。

(需要電力のピークカット)

第10条 事業者は、電力負荷の平準化を図るために、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) デマンド監視装置を採用する。また、デマンド制御装置の採用を検討する。
- (2) 蓄電池を採用する。なお、設置の際は、太陽光発電設備との連携を推奨する。

(エネルギーの効率的利用)

第11条 事業者は、エネルギーの合理的・効率的な利用を図るために、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 次世代電力計（スマートメータ）を導入する。
- (2) BEMS、HEMS、FEMS、MEMS等のエネルギー管理システムを採用する。

(昇降機設備の省エネルギー化)

第12条 事業者は、昇降機設備の消費エネルギーの低減を図るために、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 運転駆動にインバータを利用した昇降機を採用する。
- (2) 複数基ある場合には、群管理などの運転制御方式を採用する。

(給湯設備の省エネルギー化)

第13条 事業者は、給湯設備の消費エネルギーの低減を図るために、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 高効率型給湯器（潜熱回収型給湯器、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器）を採用する。
- (2) 高効率ボイラーを採用する。
- (3) 電気及び熱エネルギーの有効利用により、総合効率の観点から省エネルギー・環境負荷の低減が見込める場合には、コージェネレーションシステムを採用する。

(ろ過循環設備の省エネルギー化)

第14条 事業者は、プール、浴槽等のろ過循環設備の消費エネルギーの低減を図るために、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) ろ過ポンプの変流量制御を採用し、夜間等の未使用時における動力エネルギーの低減を図る。

(節水型器具の採用)

第15条 事業者は、水の使用量の削減を図るために、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 節水型便器を採用する。
- (2) トイレ用擬音装置を採用する。
- (3) 節水型水栓を採用する。
- (4) その他、節水型器具を採用する。

(雨水の利用)

第16条 事業者は、水資源の有効利用を図るために、雨水の利用について検討するものとする。

- (1) 建物規模、建物用途、利用頻度等を考慮し、中水利用システムの採用を検討する。

(再生可能エネルギー等の利用)

第17条 事業者は、建物の用途、規模、周辺状況等を考慮した上で、再生可能エネルギー等の利用について検討するものとする。

- (1) 周辺建築物からの日影の影響を十分に考慮し、太陽光発電設備の採用を検討する。なお、設置の際には、蓄電池との連携を検討する。
- (2) 周辺建築物からの日影の影響を十分に考慮し、太陽熱利用設備の採用を検討する。

(3) 地中熱利用設備（地中熱ヒートポンプ、クールヒートトレンチ等）の採用を検討する。

（次世代自動車の普及促進）

第18条 事業者は、次世代自動車の導入に向けた取組について検討し、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 電気自動車等を充電するための普通充電設備または急速充電設備を設置する。

(2) 集合住宅において、次世代自動車によるカーシェアリングシステムを採用する。

第3章 運用

（事前相談の時期）

第20条 事業者は、第1条の目的の実現のために適切な時期（設計の事前段階等）に、区長との事前相談を実施するものとする。

（協議記録の作成）

第21条 事業者は、区長との協議を行った場合には、協議記録書を作成し、30日以内に区長に提出するものとする。

（計画書の提出）

第22条 事業者は、対象事業の工事を着手する以前に、別途様式「板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する計画書」等により、計画の内容を区長に報告するものとする。

2 前項の計画に変更があった場合は、別途様式「板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する計画書」等により、計画の変更内容を区長に報告するものとする。

（対象建築物への立入調査等）

第23条 事業者は、区長による対象建築物の敷地内への立入調査その他必要な調査を受け入れるよう努めるものとする。

2 区長は、前項の調査その他必要な調査を行う場合には、対象事業者その他の関係者の同意を得るものとする。

第4章 附則

（施行期日）

第1条 この指針は、平成25年10月1日より施行する。

(5) 板橋区アスベスト対策大綱

平成26年10月16日（区長決定）

（目的）

第1条 この大綱は、建築物等に使用されている吹付けアスベスト等によるアスベストの飛散防止対策を定めることによって、板橋区民の良好な生活環境の維持と向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この大綱における用語の意味は、次に定めるところによる。

(1) 吹付けアスベスト等

防音、耐火等を目的として、アスベスト若しくはアスベストをその重量の0.1%を超えて含有するロックウール、パーミキュライト、パーライト等に、セメント等の結合剤を混ぜて天井や壁などに吹き付けたもの、及び、アスベストを含有する保温材、耐火被覆板、成形板をいう。

(2) 除去

吹付けアスベスト等を壁等からはく離し撤去すること。

(3) 封じ込め

表面固化処理又は内部浸透処理により、アスベスト層の表面等を固定すること。

(4) 囲い込み

吹付けアスベスト等をシートや板材等で囲うこと。

(5) 措置

吹付けアスベスト等に対して、(2)から(4)に掲げる措置を行うこと。

(6) 発注者等

解体等工事に関する請負契約の発注者、元請け業者及び下請け業者、請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。

(基本方針)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、建築物の所有者・管理者等に対し、吹付けアスベスト等に係る飛散防止対策の指導・規制及び啓発を行うものとする。また、区有施設については、吹付けアスベスト等の使用状況を的確に把握し、状況に応じて除去等適切な措置を行うものとする。

(発注者等の責務)

第4条 発注者等は、建築物等の解体等工事にあたり、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年12月22日東京都条例第215号）及び石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）に従い、アスベストの使用の事前調査を行うとともに、関係法令及び「板橋区における建築物等の解体等工事に伴うアスベスト等飛散防止対策とその周知に係る指針」（別紙1）を遵守するものとする。また、近隣住民の生活環境に影響をおよぼさないよう十分配慮するものとする。

(情報の提供)

第5条 区は、アスベスト総合相談窓口を設置し、アスベスト対策に係る相談や情報の提供に努めるものとする。

(除去工事に係る支援)

第6条 区は、アスベスト除去費用に係る負担を軽減するため、融資・あっ旋等を行うものとする。

(区有施設の対策)

第7条 区有施設における対策は、次のとおりとする。

(1) 使用抑制

区が発注する工事においては、アスベストを含有しない建材のみを使用する。

(2) 区有施設のアスベスト使用状況の把握及び報告

区の工事担当部署は、アスベスト使用状況を的確に調査し、アスベストの有無が確認された場合は、速やかに施設管理者及び関係部署に調査結果を報告する。

(3) 対策までの施設管理者の対応

施設管理者は速やかに当該職員に周知し、アスベストの飛散状況に応じて、アスベスト使用箇所

への立入禁止等の適切な対応を行う。また、施設利用者への周知を速やかに行い、必要に応じて説明会を開催する。

(4)アスベスト対策判断基準

区は、調査結果をもとに別紙2の「板橋区の区有施設のアスベスト対策判定基準」に従い、その対策を行うものとする。

(5)措置計画の作成

施設管理者は、関係部署と協議した上で措置計画を作成し、対応状況を区広報紙及びホームページ等にて公表するとともに、必要に応じて説明会を開催する。

(6)維持管理

判定の結果、「当面は現状を維持し、措置計画に基づいて除去等を実施」となった場合は、次の施設維持管理を行うものとする。

(ア) 利用頻度の高い場所については、おおむね月1回、それ以外の場所については、6箇月に1回、吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況等を定期的に点検し、記録する。

(イ) 点検により飛散のおそれがあることを確認した場合は、適切な措置を講ずる。

付 則

この大綱は、平成18年1月1日から施行する。

付 則

この大綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この大綱は、平成21年9月1日から施行する。

付 則

この大綱は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

この大綱は、平成26年10月16日から施行する。

(別紙1)

板橋区における建築物等の解体等工事に伴うアスベスト等飛散防止対策とその周知に係る指針

平成26年10月16日区長決定

(目的)

第1条 この指針は、建築物等の解体等工事に伴うアスベスト含有吹付け材、保温材等及び成形板によるアスベストの飛散防止対策を図るとともに、近隣住民の不安の解消のため、近隣への事前周知を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。

(2) 解体工事 建築物及び工作物のうち、構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいう。

- (3)解体等工事 建築物等の解体工事及び、改造又は補修する作業を伴う工事をいう。
- (4)保温材等 アスベストを含有する保温材、断熱材、耐火被覆材をいう。
- (5)発注者等 解体等工事に関する請負契約の発注者、元請け業者及び下請け業者、請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (6)住民等 居住者、事業者、公共施設管理者をいう。
- (7)近隣住民等 工事現場に隣接及び工事による騒音、振動、粉じん等の影響の及ぶ可能性のある範囲内の住民等をいう。

(適用範囲)

第3条 この指針は、解体等工事を対象とする。

(区長の責務)

第4条 板橋区長（以下「区長」という。）は、建築物等の解体等工事が適正に行われるようにするため、発注者等に対し必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(発注者等の責務)

第5条 発注者等は、建築物等の解体等工事を行うときは、建築物等の解体等工事に係る関係法令及び労働安全衛生に係る関係法令等を遵守し、アスベストの使用状況の調査と飛散防止対策の徹底を図らなければならない。

- 2 発注者等は、環境保全に係る関係法令を遵守し、騒音、振動、粉じん等により、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、適正に施工するよう努めなければならない。
- 3 区長は、第1項の調査が不十分であると認めるときは、再度調査を指示するものとする。この場合において、発注者等は、調査の結果をアスベスト等調査届（第1号様式）により、届け出なければならない。

(掲示板の設置)

第6条 発注者等は、近隣住民等に解体等工事に係る計画の周知を図るため、前条の調査結果から、次の各号の解体等工事に応じ、当該各号の掲示板を設置しなければならない。

- (1)大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業（以下、「特定粉じん排出等作業」という。）に該当するアスベスト含有吹付け材、保温材等の除去等を伴うとき

掲示第1-1及び1-2号

- (2)アスベスト含有成形板の除去等及び特定粉じん排出等作業に該当しない保温材の除去作業を伴うとき

掲示第2号

- (3)アスベストを使用していないとき

掲示第3号

- 2 発注者等は、前項第1号に該当する解体等工事を行うときは、工事の開始の日の12日前までに、前項で規定する掲示板を公衆から見やすい箇所（当該敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する場所）に設置しなければならない。
- 3 発注者等は、第1項第2号及び第3号に該当する解体等工事のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年11月29日政令第495号、以下、「建設リサイクル法施行令」という。）第2条第1項第1号に規定する基準以上の建築物の解体工事を行うときは、工事の開

始の日の5日前までに、第1項で規定する掲示板を公衆から見やすい箇所（当該敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する場所）に設置しなければならない。

- 4 発注者等は、第1項第2号及び第3号に該当する解体等工事のうち、建設リサイクル法施行令第2条第1項第1号に規定する基準未滿の建築物及び工作物の解体工事、並びに建築物等の改造又は補修工事を行うときは、工事の開始前までに、第1項で規定する掲示板を公衆から見やすい箇所に設置しなければならない。

（住民説明会等の実施）

第7条 発注者等は、前条第2項に該当する工事（改造及び補修工事を除く）を行うときは、工事の開始の日の12日前までに、工事を行う建築物等の外壁面から建物高さと同しい水平距離の範囲（10m未滿の場合は10mとする。）内にある住民等に対し、説明会または戸別訪問（以下、「住民説明会等」という。）により、次条で定める内容について説明しなければならない。また、発注者等は、その範囲外の住民等から説明を求められたときは、誠実に応じるものとする。なお、工事の内容が変更された場合には、再度、住民説明会等を実施しなければならない。

- 2 発注者等は、前条第3項に該当する工事を行うときは、工事の開始の日の5日前までに、近隣住民等に対し住民説明会等により、次条で定める内容について説明しなければならない。また、発注者等は、近隣住民等以外の住民等から説明を求められたときは、誠実に応じるものとする。なお、工事の内容が変更された場合には、再度、住民説明会等を実施しなければならない。

（説明事項）

第8条 発注者等が、前条の住民説明会等で説明する事項は、次の各号とする。

- (1) アスベストの使用の有無
- (2) 建築物等の概要（建築物等の規模・構造等）
- (3) 工事概要（工期、解体等工事の方法、作業時間、作業内容等）
- (4) 安全対策及び公害防止対策
- (5) その他必要な事項

（事前周知実施の届出）

第9条 発注者等は、次の各号に掲げる事項に該当する工事を行うときは、工事の開始の日の3日前までに、事前周知実施届（第2号様式）を区長に届け出なければならない。なお、届出内容に変更があったときは、再度届け出なければならない。

- (1) 特定粉じん排出等作業実施届の提出が必要な作業を行うとき。
- (2) 建設リサイクル法施行令第2条第1項第1号に規定する基準以上の工事を行うとき。
- (3) 区長が必要と認めたとき。

付 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成21年9月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成26年10月16日から施行する。

(別紙2)

板橋区の区有施設のアスベスト対策判定基準

本判定基準は、東京都の「吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針」を基に策定した。

板橋区の基準策定にあたっては、区有施設のアスベスト調査においてアスベストの含有が確認された場合は、全ての箇所について空気中の石綿濃度測定を行うため、その結果を加えた。

本判定基準は、吹付けアスベストの除去等の対策時期等を判定するものである。

アスベスト対策判定表

吹付け材の状態 部屋等の使用状況	飛散を確認	飛散は確認されていない		
		飛散のおそれ が大きい	飛散のおそれ が小さい	安定
使用頻度が高い	①	①	②	③
使用頻度が低い	①	②	③	④

対策の内容

- ①：「最も優先して早急に除去等を実施」
- ②：「施設の状況に応じて早い時期に除去等を実施」
- ③：「当面は現状を維持し、直近の改修工事等で除去等を実施」
- ④：「当面は現状を維持し、措置計画に基づいて除去等を実施」

※ 対策の内容での「除去等を実施」とは、原則として「除去」を行うことであるが、施設の状況によって除去が困難な場合には「囲い込み」や「封じ込め」などを実施することである。

●吹付けの状態

「飛散を確認」とは、

石綿濃度測定の結果、0.5本/L以上の石綿が確認され、かつ、一般大気中の濃度を超えた場合をいう。(石綿濃度測定は0.5本/Lは、「室内環境等における石綿粉じん濃度測定方法」における分析可能な下限値が0.5本/L迄であることによる。)

「飛散のおそれが大きい」とは、

- ① 吹付け表面全体に毛羽立ちがある場合
- ② 繊維のくずれがある場合

- ③ 繊維の垂れ下がりがある場合
 - ④ 吹付け面全体に損傷・欠陥がある場合
 - ⑤ 床面に破片が頻繁に見られる場合
 - ⑥ 吹付け材が下地と遊離している場合
- のいずれか一つでもある場合をいう。

「飛散のおそれが小さい」とは、

- ① 損傷・欠陥は局部的で損傷部等の周辺の吹付け材は下地にしっかり固着している場合
 - ② 損傷部があってもその環境条件では損傷部の拡大が見られない場合
- をいう。

「安定」とは、

- ① 吹付け面にひっかき傷等の物理的損傷がない場合
 - ② 下地の腐食、ひび割れ等の影響による損傷がない場合
 - ③ 結合剤の劣化による繊維の垂れ下がりやくずれがない場合
 - ④ 下地と吹付け層との間が遊離し、浮いた状態でない場合
- をいう。

●部屋等の使用状況

「使用頻度が高い」とは、

事務室、教室、店舗、図書室、会議室、廊下、湯沸場等、人の出入りが多く常時使用する場所をいう。

「使用頻度が低い」とは、

倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等をいう。

ただし、その場所に常駐者がいる場合などは、「使用頻度が高い」に含まれる。



板橋区環境白書編集会議・板橋区環境政策課 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL03-3579-2591 FAX03-3579-2589 刊行物番号 31-144

板橋区環境白書(資料編)は古紙パルプ配合率 80%以上再生紙を使用しています